

日米安全保障条約等特別委員會議録

昭和三十五年五月十二日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 小澤佐重喜君
理事井出一太郎君 理事岩本 信行君
理事大久保武雄君 理事櫻内 義雄君
理事椎熊 三郎君 理事西村 力弥君
理事松本 七郎君 理事竹谷源太郎君
安倍晋太郎君 愛知 揆一君
秋田 大助君 池田正之輔君
石坂 繁君 鍛冶 良作君
加藤 精三君 嶋田 宗一君
賀屋 興宣君 小林 錦君
田中 榮一君 田中 龍夫君
田中 正巳君 床次 徳二君
野田 武夫君 服部 安司君
瀧家 俊一君 古井 喜實君
保科善四郎君 毛利 松平君
山下 春江君 飛鳥出一雄君
石橋 政嗣君 岡田 春夫君
黒田 壽男君 戸叶 里子君
中井徳次郎君 帆足 計君
穂積 七郎君 森島 守人君
横路 節雄君 横山 利秋君
大貫 大八君 堤 ツルヨ君

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君
外務大臣 藤山愛一郎君
大蔵大臣 佐藤 榮作君
農林大臣臨時 菅野和太郎君
代理國務大臣 池田 勇人君
通商産業大臣 赤城 宗徳君
國務大臣 出 席 政府委員
内閣官房副長官 松本 俊一君

法制局長官 林 修三君

防衛庁参事官 門 叶 宗雄君

(長官官房長)

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(防衛局長)

調達庁長官 丸山 信君

外務事務官 下田 武三君

(大臣官房審議官)

外務事務官 森 治樹君

(アメリカ局長)

外務事務官 高橋 通敏君

(条約局長)

大蔵事務官 西原 直康君

(理財局長)

大蔵事務官 石野 信一君

(銀行局長)

大蔵事務官 賀屋 正雄君

(為替局長)

水産庁次長 高橋 泰彦君

通商産業事務官 松尾泰一郎君

(通商局長)

委員外の出席者 佐藤 敏人君

専 門 員

五月十二日

委員井手以誠君辞任につき、その補

欠として帆足計君が議長の名で委員

に選任された。

本日の會議に付した案件

日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約の締結につ

いて承認を求めるの件(条約第一号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約第六條に基

づく施設及び区域並びに日本国にお

ける合衆国軍隊の地位に関する協定

の締結について承認を求めるの件

(条約第一号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約等の締結に

伴う関係法令の整理に関する法律案

(内閣提出第六五号)

○小澤委員長 これより會議を開き

ます。

日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約の締結につ

いて承認を求めるの件、日本国とアメ

リカ合衆国との間の相互協力及び安全

保障条約第六條に基づく施設及び区域

並びに日本国における合衆国軍隊の地位

に関する協定の締結について承認を求

めるの件、日本国とアメリカ合衆国と

の間の相互協力及び安全保障条約等の

締結に伴う関係法令の整理に関する法

律案、右各件を一括して議題といたし

ます。

質疑を続行いたします。古井喜實君。

○古井委員 今日までのいろいろな質

疑応答の間に、政府の見解もおおむね

明らかにされたように思います。それ

では國民は、十分理解して、安保条約

に対して納得をしたかということであ

ります。率直に言いますと、多数の國

民は、安保条約の必要は感ずる、しか

し、どことなく不安がぬぐい去れない

というところだと私は思います。事

実、重要な問題で、いささかすっきり

しない、はっきりしないところがある

ものもあるように思います。また、政

府の見解をもとにしながら、もう一歩

突っ込んで、将来災いを残さないよう

にすべてを固めておく必要のあるもの

も、中途半端になっておるところもあ

るような気がするであります。何よ

りも國民の十分な理解と納得を得るこ

とが必要であると考えますので、私

は、次の諸問題について質問をいたし
たいと思います。
第一は、条約の基本的性格の問題で
あります。第二は、条約の内容に入り
まして、最重要点と申します事前協議
と極東の觀念の問題であります。第三
は、特に私どもがいたしまして、一応
触れておかなければならない金門、馬
祖の問題であります。
そこで、質問に入ります前に、与党
であります関係上、一言お断わり申し
たいと思います。安保体制が、きょう
の日本にとって必要でありますこと
は、ただ自民黨員だからというだけで
なく、一個として強く考えておる
ものであります。また、今回の改定に
は、確かにいいところがあると思いま
す。改善が加えられておると思いま
す。ことに、事前協議のこととは、こ
れだと思ひます。しかし、安保条約が
必要だから、事前協議がいいからと
いって、それだけでもはや論議は要ら
ないというふうに考えますことは、私
は、飛躍であり、粗雑であるし、國民
に対して不忠実だと考えておる一人で
あります。
事前協議がいいといたしまして、
これが生きるか死ぬかは、仕上げの

いかんであります。安保条約そのもの
も、役に立つ案でありますだけ、下手
に使いますれば、命取りの毒にもなる
のであります。この条約が成り立ちま
すれば、十年間いわば日本の運命がゆ
だねられることを考えますれば、事は
きわめて重大だと思ふのであります。
過去に条約があったからといって、あ
るいはまた、今日まで大きなことがな
かったからといって、新しい条約の重
大性が減るものと私は思いません。過
去の十年間に、世界に起こった変化は
実に大きいと思ひます。今後の十年間
にどんな変化が起こるか、私は人知の
予測し得るところでないと思ひます。
ことに、今後の十年間は、大戦後十五
年から二十五年にわたる十年間であり
ます。ないと思ふことも絶対に起こら
ぬと、だれも断定できないと思ひま
す。平和だと思つておりました韓国に
も、一瞬にしてあのような大きな事態
が起こるのであります。横須賀では、
火薬庫に火をつける気遣いも出るので
あります。目の前の世界は、冷戦が解
消されるか、それとも逆転して險惡な
情勢になるか、まだ確たる見通しはつ
かぬと思ひます。この十年間という期
限、まことに頭が痛い話であります。
一步誤りますれば、事は戦争に関係す
るのでありますから、あとで取り返し
がつかぬことになるのであります。ほ
かのどの國のためでもなく、われわ
れの日本のために、読み落としや考え
残しがないように与野党を問わずいた
しますことが、われわれ審議に加わる

そんな話に思うのであります。(内閣がかわらなければだめだよ)と呼ぶ者あり) 一体、そこで政府は、安保条約の正しい理解をこれらの国に与えすために、今日までどれだけ努力をしてこられたのか。どういふことを一体やっていたのか。とても見込みがないというのではうっておかれたのか、何かやっていたのかというのとであります。私は、ただ売り言葉、買い言葉で非難し合っているだけでは解決にならない、事態は悪化するだけだと思ふのであります。(ヒヤヒヤと呼ぶ者あり) そこで、今日でも、ずいぶんこれらの国との関係はますますなまってしまつておりますが、この程度でとまるのか、もっと悪化するのか、私はわからぬとさ思ふのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)

そこで、私はここで伺いたいのは、今日までに政府は、こういう国々の正しい理解を得るためにどれだけの努力をしてこられたのか、これを一つこで聞かしていただきたいのであります。何をやられたか。非難をされたことは知っております。理解を得るために何をされたかというのを聞きたいのであります。そうしてまた、まだ今日これからの時間もあることでありまして、これから時間、これも使ひ得ないものじゃない。これから一体どうされようというのか。そういうことのための努力を一体やってみようとお考へになるのか、ほうっておこうといわれるのか、これも一つ伺いたいのであります。(拍手)これが結果をどれだけおさめるかおさめないかは、それはやってみなければわかりませんけれども、少なくとも努力をするということ

は、後日のためにも私は非常に重要だと思つておるのであります。そこで、今日まで一体どういふことをされたのか、一つ外務大臣からお聞かせ願ひたい。今後のことについて、総理に御所見を伺ひたいと思ひます。

○藤山國務大臣 安保条約の正しい理解を国民にしてみようといふことも大事でございますが、同時に、むろんお話のように、この安保条約というものが世界的にも正しく了解されることは、当然われわれの望まなければならぬことだと思ひます。ただいまのお話は、われわれ外交関係を持つておる者といひましては、条約調印にあたりまして、われわれが、調印の内容等につきましてそれぞれ在外公館を通じて説明をいたし、また、十分な理解を深めるように努力いたしましたことは事実でございます。そういうことによりて、何か意見でもありますれば聞くようなことをいたしたことも、すでに行なつております。特にソ連あるいは中共等に対しての御指摘がございまして、御承知の通り、この条約の最初の段階からいろいろな覚書き等をよこしておいております。それらに対して、われわれがそのつど丁寧な、しかも、十分な説明をいたした回答をいたしております。そして、そのこと自体はすでに明瞭に発表をいたしております。御承知のことだと思つております。

むろん、中共等に対してはわれわれは直接の在外公館の活動を持つておりません。従つて、そういうふうな方法において、これらのことを説明するといふわけに参らぬことは、これは当然でございます。でありますから、われわれとして、国内活動等を通じて、これらのものを理解してもらふほか方法がない、これまた御承知いただけると思ひます。むろん、われわれは、安保条約そのものは、日本の自主的な立場において、その決意において、これを締結することは当然のことでございます。一々必ずしも各国に通報する必要のないことも、これもまた明らかでございます。ただ、今お話しのような理解を求めておくことが必要であるといふことは、われわれも痛感をしておりまして、

○岸國務大臣 この条約が、古井委員の言われるように、仮想敵國を持つた軍事同盟ではない、あくまでも国連憲章に從つての自衛的なものであつて、その目的というものは、内容というものは、われわれは、国会を通じて内外にその性格を明らかにいたしておりますが、今おあげになりましたソ連、中共等におきまして、十分にこの条約の本質について、今日までこれらの國が正當に理解しておらないといふことについては、私ども自体としては、はなはだ遺憾にたえないと思ひます。しからば、これをどうして理解をせしめるかという問題に關しては、先ほど古井委員の御質問に對して私がお答えを申し上げましたように、一番の根本は、日本が平和を望み、平和外交に對して熱意を示した実績を積み重ねていくといふことが、これが一番正しい理解を進める方法である。さらに、これらの國々の正しい理解を深めるためには、経済の交流をするとか、あるいは人事の交流をして、そうして、お互いにお互いを正しく理解していくといふふうに進めていかなければならぬと思ひます。

ソ連に對しましては、御承知の通り、共同宣言によりまして国交が正常化されており、いろいろな貿易、漁業その他の交渉を通じて経済關係というものもが深まつていきつてあります。また、人事の交流も比較的ひんぱんに行なわれるといふふうな状況でありますので、それらの機会を通じて、日本の國の基礎的な考え方、さらに、安保条約の性格等につきましても、正しい理解を得るような方法を講ずることには、比較的その手段が与えられておりますが、中共との間におきましては、今日の状況におきまして、そういうソ連に對するようないろいろな道がまだ開けておりません。従つて、われわれの真意を十分に理解してもらふところの方法が講ぜられないといふことは、はなはだ遺憾でございます。これは、このことに關して、將來、われわれとしては、今申しましたように、できるだけ兩國の正しい理解を進めるためには、人事の交流であるとか、あるいは経済の交流であるとか、こういうものをできるだけ積み重ねていくといふ方法を進めていくことが必要である、かように考へております。

○古井委員 少なくとも、きょうまでの努力は、私は足りないと思ひます。安保条約の理解をさせることは、それはなかなか容易なことではありませんが、日本も立場を理解させることは、もう少しできてもよかつたと思ひます。これは、きょうまでの外交として成功だと言えないと思ひます。日ソ、日中關係の悪化によつて損失、被害を一番こうむりますものは、

接点に立つておる日本であります。遠く離れておるアメリカではないと思ひます。ことに、日中關係は、歴史から、人種から、文化から、利害などから申しまして、この打開、調整をいつまでも延ばすわけにはいかぬと思ひます。私は、アジアのほんとうの安定といふものも、結局、日中關係の調整がなくては成り立たないと思つておる一人であります。國民の常識も、早くその日がくるのを待つておるものだと私は見ております。もとより、われわれの日本は、自由主義の國として立つていくのでありますから、われわれの立場は立場であります。しかし、さらばといつて、共產國は不倶戴天の敵、撲滅すべきパチルスのように考へていつてはならぬと思ひます。さわるのも、口をきくのもいやだ、こういうふうな片寄つた考へは、政府にはないと思ひます。國內のどこかに、ことに有力者筋においにかる考へがまだに残つておるといふなら、私は、時勢からズレておると思つておるのであります。今日では、共產國も、世界の三分の一にもなつたことでありまして、よくても悪くても、これは事実でありますから、この事実を無視しては、世界政治も、日本の外交も成り立たないわけでありまして、日本が大きく世界の舞臺に登場して、日本の立場を主張する、築き上げていく、世界に影響を与えていきますためには、狭い量見ではないかぬと思ひます。また、自信のない態度でもいかぬと思ひます。この条約には、むろん、仮想敵國などといふ、そういうことをいわれるわけはないと思ふ。また、そういう言いがかりをつけられるような考へが背後に、あ

るいは根底にあるものでもない私は信じます。将来、これらの国々に対して、この悪化した状態を改善するために、ぜひ一つ、政府としては考慮をわすらわしていただきたいと思うのであります。

次に、条約の内容に入って質問を申し上げます。

条約の内容につきましては、いろいろ問題はありましようが、問題の焦点は、日本に關係のない極東の紛争に日本が巻き込まれる心配はないかという点であると思います。そうなりましては、安保条約は、日本の自衛のためのものではなくなってくるのであります。十五年ないし二十年前のあの戦争、敗戦、あの経験を味わった日本の国民としましては、戦争に対しては至って神経質であります。国内には、安保条約の裏には、日本を、単に日本だけでなく、極東全体の防衛基地ないし軍事基地に使用しようとする意図がアメリカにあるのではないかと疑う者もあるのであります。条約を裏返しての議論でありますし、この議場においても大きな論点になっておると思います。またそうまでは考えませんが、条約のあいまい、あるいはすきのため、日本に關係のない、よその紛争に巻き込まれるという誤りが起こらないかと心配しておる者は、私は決して少なくないと思うのであります。いずれにいたしましても、国の安全はみな願っておりますけれども、關係のない、よその紛争のために、再び日本に戦禍を招くようなことは、国民としてはたえられぬのであります。国民の意思をただしてみますれば、おそらく百パーセントが一致した考えを持つてお

でるだろうと思うのであります。

そこで、この不安にこたえますのは、申すまでもなく事前協議でありまゝです。この事前協議は、この条約のまことに目玉であります。ここまで持つてきた政府の努力を多ししなければならぬと私に思います。この制度をこまめ持つてきた点であります。そこで問題は、事前協議の手續や内容が一体十分整つておるか、完備しておるか、穴はあいてないかどうかということでありまゝです。どうしたらまたこの手續を十分生かすことができるかということでありまゝです。ここにはぜひいふたくさん私は問題があると思います。ただこれを気休めの空文にしてしまつては相ならぬと思うからであります。今までも議論がいろいろございましたが、さらにこの点について私は御質問を申し上げてみたいと思うのであります。

まず、事前協議に際しての日本の態度ないし基本方針についてであります。特に、戦間作戦行動のための基地使用について、日本はどういう態度、方針をもつて臨むかということでありまゝです。この問題につきまして、総理、外務大臣は、しばしば、日本の安全に關係する場合に限つて基地使用を認めるのであつて、そうでない場合には、政府は米軍の基地使用は認めない、拒否する、こういう趣旨のことを答弁されております。まさにそうあるべきだと思ひます。この答弁によつて国民は大いに安堵しておる、安心したと思ひます。この政府の答弁こそが、安保条約の性格ないし本質を明確にするものだと思つております。そこで、政府の見解はこのようにきわめて明快であつて、疑問の余地は全くないと思ひます

が、しかし、事があまりにも重大であるわけでありまゝです。この考えに多少でも不透明な影がありまゝしたり、すぎがありまゝしたり、動揺がありまゝしては、この安保条約に対する国民の信頼は一挙にくずれると思ひますので、くどいようでありまゝすけれども、この点について総理の御所信、御決意のほどを重ねてお伺ひいたしておきたいと思ひます。

○岸外務大臣 現在の安保条約におきまして、御承知のように、基地使用というものについては別に制約を設ける方法はないと思ひます。従つて、日本の国内において他から武力攻撃を受けた場合及び極東における國際的平和と安全が害されるという場合におきまして、米軍が基地を使用して行動ができるということになつておることは、御承知の通りであります。しかし、それ

に対して、今おあげになりましたように、日本が日本の平和と安全に直接に深い關係を持たないような極東の事件のために、何か戦争もしくはそれに類似したところの状態に引き込まれはしないかという不安が、従来あつた、また、それが国会においても論議されたことはしばしばあつたわけでありまゝです。これに対して、今回の事前協議の制度を設けて、少なくとも、一応日本の平和と安全ということと極東の平和と安全ということとは、観念的には密接な關係がありまゝから、基地使用の目的として、日本の平和と安全と極東の平和と安全に寄与するために米軍に使用させるといふことが規定されておるわけでありまゝです。しかしながら、現実起こつた具体的の場合において、極東の地域に起こつたことは、これと全く日本の平和と安全に直接に密

接な關係があるか、こう言いますと、必ずしもそれは言えないと思ひます。

従つて、今回のこの事前協議の場合において、日本のこれに対する態度というものは、日本の平和と安全というところに直接に、また、きわめて緊密な關係を持つてゐるような事態に對しましては、米軍の基地使用を認めるけれども、そうでない場合においてはこれを拒否するといふ、従来のお答えをしておるところの趣旨によつて政府としては行動すべきものである、かように考えます。

○古井委員 総理のただいまの御所見は、前々から伺つておることもありますが、ぜひその考え方を根本にしてこの安保条約の今後に當つていかなければならぬものだと思いますので、その点は、ただいまはつきりおっしゃつておる通りにぜひお願いしたいと思ひます。

そこで、お考えははつきりいたしておりますが、条約の上には、そういう考えから見ると、多少疑義を起さざるというか、目ざわりというか、そういう文句があるわけでありまゝです。しかし、今の考えでこれは条約の解釈を割り切つていかなければならぬと私は思ひます。条約の中で、日本の安全とこのほか、極東における國際的平和及び安全といふ言葉が三カ所にわたつて掲げられております。この極東における平和及び安全といふのは何かといふことを、今までも伺ひましたけれども、これがまことに問題の種でありますので、重ねて伺ひたいのであります。こういう言葉は掲げてありますけれども、日本の安全と全く別に、これと關係のない極東の平和、安全とい

うものが、もう一つの柱として条約の目的に入つてゐるだろうか、いないだろうか、いかなるべきだと思ふのであります。条約が二重目的のものであるかどうかという疑問を、この文言が起さざるわけでありまゝです。それがもし別の柱だといふことでありますれば、先ほどの御見解とも根本的に矛盾をしてくるわけでありまゝです。さつきも総理がおっしゃいましたように、あの考えをもとにいたしますならば、極東の平和、安全といふのは、日本の安全と切り離せない、密接不可分の日本周辺の平和及び安全をいうものと解釈しなければならぬと思ひます。これはあたりまえだと思ひます。従ひまして、在日米軍の行動について申しますならば、日本の施政下にある領域のことでありまゝですが、武力攻撃を受けたときは、条約の第五条に基づいて日本を守るわけでありまゝですが、日本の領域そのものが侵されなくとも、日本周辺の事態が直接日本の安全に關係を持つてくる、響いてくるという場合、日本の安全を守るために、かような場合に周

辺の事態に對処することができ、そういう意味だと思ふのであります。こういう意味において、日本周辺の平和、安全といふことが問題になつてくるので、これを極東の平和、安全といふ言葉で表わしたものであらうと思ひます。日本の安全と無關係な別個獨立の觀念、あるいは目的としての、極東の平和、安全といふものを考えたものでは全くないと思ふわけでありまゝです。政府の御見解もそれに相違ないと思ひますが、条約の文言にもそういう点がありますので、またはつきりと御所見を伺つておきたいと思ひます。

○**岸國務大臣** 先ほどもお答え申し上げましたように、この条約は、日本の平和と安全を守るために、われわれは、日米安全保障体制によって、他から侵略を受けまいという安心感を持って、平和のうちに繁栄していこう、こういう考え方から出ておるわけであります。そうして、この極東における国際的平和と安全ということと、日本の平和と安全ということは、従来もお答えを申し上げておるように、全体として

は、やはり日本周辺の平和と安全が確保されないという点、日本の平和と安全は確保できない、こういう趣旨からこれが入っておるわけでございます。ただ、具体的に、しからば周辺における事態が、直ちにもしくは直接に日本の平和と安全というものに緊密な関係があるかどうかということは、事前協議の場合においてさらに検討する。しかしながら、この条項が入ったゆえんは、今御質問がありましたように、日本の平和と安全を守るためには、周辺における極東の平和と安全が守られなければならない、その間には緊密な関係があるという考え方に立っておるわけでございます。

○古井委員 この周辺というものが別にあつて、そのものの安全ということか、一つの考え方としてある。それが日本に關係を持ってくるからということになるのでありませんか。つまり、周辺というのも、日本の安全とも切り離せない周辺の平和や安全をいうのであつて、日本の安全と、また、別の広い地区の安全と二つあつて、両方が關係を持ってくる、二つのものだという考えを前提にして、關係を持ってくるということになるのでありませんか。

うか。私は、周辺といっても、日本の安全と切り離せない、そういう限度のことを言ったものだと思うのですけれども、日本の安全とまた別に周辺の安全、これは日本にも関係がある、二つのことが前提になっておるのでしようか。日本の安全を中心に、これと切り離せない周辺、日本の安全をあくまでも中心にして考えてのことであるのでありましようか。御迷惑であります、もう一度……。

○**農商務大臣** 私は、あくまでも日本を中心としての考え方を持っております。あくまでもこの安保条約というもの、日本の平和と安全というものは、日本の平和と安全というものを確保するために、こういう条約を結ばう、しかし、日本の平和と安全を守るためには、これと不可分の関係にある周辺の平和と安全が守られなければならない。今古井委員の御質問の御趣旨は、私はあるいは正當に理解してないかもしれませんが、私はあくまでも日本を中心としての考え方である。何か日本の平和と安全と別個のもの、周辺の平和と安全というものがあると、観念で設けておるわけではないと思います。

○古井委員 他の問題もありますし、私の申し上げた趣旨に合致しておるように私は拝聴いたしましたので、次の問題に移りたいと思います。

そこで、今のような事前協議にあたって、日本がどういう場合にイエスと言ひ、ノーと言ひかという、その基本的な方針につきまして伺ったのでありますが、これを一つ実際の問題に持っていってみまして、お伺いしたいと思うのでありますが、今のような考えから申しますと、米韓条約、米華条

約、米比条約あるいは東南アジア集団防衛条約、SEATOの關係にもあるのかと思います、こういうような条約に基づいて、アメリカが防衛責任を保持してゐる。これに基づいて軍事行動をアメリカがいたします場合、在日米軍、日本における米軍であります以上は、日本の安全と關係なく日本の基地を使うことは、認めることができないと思うのであります。米韓、米華条約などでアメリカは防衛責任を持ってお

りますけれども、それを手放しで日本の基地を使うわけにはいけません。在日米軍である以上は、やはり日本の安全という、そういうワクにはめられてしまふ、それを越えては日本の基地を使うことはできない、こういうふうになるものだと思います。そうでない場合にはもう拒否すべきものだ、こういうふうに思うのであります。もし日本の安全を越えて、あるいは韓国、あるいは台湾などの防衛に、日本の基地が使われるということになりましたは、これはいろいろ実際問題のみならず、憲法その他の議論でもやっかいなことになると思います。もしそういうことになりましたは、自国の軍隊は、それは

動かしませんけれども、基地と米軍に使わせて、韓国や台湾を守るということにもなるのでありますから、そういうことになりましては、一種の集団防衛になってきて、非常に困る。そうして韓国や台湾の運命は、当然日本の運命にもなってくる、こういうことにもなると思うのであります。これはやはりはつきりしておかないといけないと思いますますが、御所見を伺いたいと思います。

○岸国務大臣　もちろん、日本とアメ

リカとの現在あります安保条約も、また、今度改定する条約も、ともに、米韓、米比、米台の間にどういう条約がございましょうと、それと関連を持っておるものではございません。従つて、米韓、米台等の条約によりまして、米国が、これらの台湾や韓国において事変が起こつて、これを防衛する条約上の義務を持つて、その義務を果たすということとは、これは米国と韓国との間、あるいは米国と台湾との間の

条約によって規定されることは、当然でございます。その場合に、日本に基地を持っておる米軍が出動するかどうかという問題に關しましては、先ほど事前協議に對する基本的な日本政府の態度として申し上げたことが、當然適用されるのであります。日本の平和と安全に直接關係のないような事態によつて、在日米軍が日本の基地を使つて作戰行動をするということに對しましては、その事前協議に際して、われわれとしては拒否する、こういうことになると思います。

○古井委員　同じように、在日米軍がアメリカ自身の自衛のために行動する場合であります。つまり、極東にあり

ますアメリカの領域とか、極東にある米軍が、攻撃をされる、これに対してアメリカの自衛権の発動として行動するという、その場合の問題であります。その場合にも、これも事前協議の対象となるということは、過般のこの委員会の御説明ではっきりいたしております。その事前協議の場合に、やはり日本の安全と関係なしに在日米軍が行動するということは認めるわけにいかない、こういうふうに思うのであります。これは基本の考えから当然そう

なると思うのであります。この点もなかなか重大な問題だと思ふのであります。極東にはアメリカの領域もあります。それ以上に米軍が極東の各地におるわけであります。米国の自衛のためには日本の基地を使つてもよいとなりましては、在日米軍の任務というもののものは、むしろ主として米国の自衛のためのもとなつてしまつて、日本の基地は、日本の防衛のためか、あるいはアメリカの自衛のためのものか、わから

ぬようになってしまう。そうして、アメリカの紛争にはことごとく日本が巻き込まれてしまう、こういうことになってしまいますので、これは事がまことに重大であると思うのであります。安保条約はそんなことを考えておるものじゃないと思うのであります。そんなことになったのでは、安保条約は全く本旨からはずれてしまうというふうに思うのでありますし、また、そうなりましては、憲法上もなかなか議論もあるかもしれないと思います。私は法律論をきょうはあまりいたさぬつもりであります、この問題も一つきっぱりとしておいていただきたいと思います。

○岸國務大臣 いやしくも在日米軍が、日本の基地を使用して戰闘作戦行動に出る場合は、その理由が自衛権に基づくものであらうとも、あるいは先ほど申しましたような、他の国との間の國際條約に基づいて出動する場合であらうとも、ことごとく事前協議の對象となるわけでありまして、その事前協議に対する政府の態度としては、先ほど申し上げた通りでありまして、同様に自衛権の場合におきまして、それぞれが日本の平和と安全に無關係な事項

につきましては、これが使用を拒否する、こう私どもは考えている次第であります。

○古井委員 次に、在日米軍が国連軍の一部として行動する場合であります。この場合も事前協議の対象になるという御見解を伺いました。そこで、その場合には一体どうなるのか、あの基本的な考え方その通りを、国連軍として動く場合にも、適用していくのかどうかという問題であります。これは先ほどの問題と少し違ひまして、なかなかむずかしい問題だと思ひます。何しろ、国連の決議に基づいて行動する場合であります。日本も国連には協力しなければならぬ、そういう立場に立っております。しかも、国連軍としての行動は、必ずしも日本の安全のみに限局されるものではないはずのものであります。一体どうなるのかというところであります。私は、この場合には、つまり、国連という特殊な場合だけは、国連協力という大きな立場から考えまして、先ほどの基本的な考えに若干ゆとりをつけまして、一方では国連の立場を尊重する、しかし、一方では、日本の防衛のためにおける在日米軍のことでありますから、この在日米軍の使命というものを考える、片方だけでなしに、両方考えて、そこに調和点を見出してやるのがよいのだと思ひます。あります。つまり、一方だけで割り切ってしまうということでは、どうもこの場合びつたりこないよう思ひます。であります。つまり、先ほどの考えに對しては、若干例外的にゆとりをつけて考えるのがよろしいのではないかと、いふうに思ひます。この点はどういうふうにお考えになりますか。

か。先般も、国連軍として行動する場合も事前協議の対象になるというところまでは伺いました。その場合に、イエス、ノーを言う場合に、日本はどういう態度をとるかというところまでは伺わなかったように思ひますので、ただいまその点を伺うわけであります。

○岸國務大臣 事前協議の対象となる、いわゆる日本の基地を使用して米軍が行動する場合におきましては、国連軍の場合におきまして、お答え申し上げました通り、事前協議の対象となると考えております。ただ、この場合において、一方日本も国連の加盟国の一つとして、国連の決議により、また、国連のそれぞれの機関を通じて国連軍が作られ、米軍がそれに編入されて、国連軍として行動する場合においては、日本としては、国連の決議と国連の趣旨を尊重してこれに協力する義務がございますから、今古井委員のお話のように、先ほどお答えを申し上げました二つの場合と同様に割り切つて考えることは、むずかしいかと思ひます。今お話しのように、日本の基地を使って作戦行動をする場合においては、本来原則として、日本の平和と安全に直接関係のないことには使わせないというこの基本方針、これが日本が基地を与えている本来の目的でございますから、そのことを一方に考えると同時に、国連協力ということに對しましても、われわれとしてできるだけのことをすべきことは当然でございますから、そのことと両方を合して調和点を考える。従つて、先ほどの二つの例よりもある種のゆとりをもつて考えるべきものである、かように思ひます。

○古井委員 この事前協議にどういう態度で臨むかということについては、国連の場合以外は潔癖にさっきの考えを貫くように、ぜひ一つしていただきたいと思ひます。そこで、考え方は、以上伺いましたところで明確になつておると思ひますが、次に問題は、実際の場面にあたりましてこの考え方を貫くことができないけれども何にもならぬことになつておる。から念仏になつてしまつておるわけであります。どうして今のような考え方を実際の場合に間違ひなしに確保していくか、これが大事な問題になつてくると私は思ひます。であります。実際の場面を考えてみますと、今までもこの議場で、実際の場合にアメリカに押されてしまひはしないかというところで、すでにいろいろ議論も出ておりました。私も心配でならぬのであります。話は、もともと、アメリカがアメリカの軍隊を使うという場合であります。日本が自分で自分の軍隊はありまじやうとして、自衛隊を使うという場合ではない。そういう場合でありますから、その事柄からいって、日本の発言力が大體弱い、こういう立場であります。それからまた、アメリカの方も、よくよくの、やむを得ぬ場合でなければ、米軍を使おう、こういうことにはならぬ。よくよくの場合であれば、緊急を要する場合もありまじやう。私は、ボタン一つで、文句はかれこれ言う余地はないという議論には、その通りには賛成できません。お前、そういうことになるには、その前の事態がもうずっと大きく動くので、急にボタン一つで戦争が始まるといふものじゃないと思ひます。ないと思ひます。

から、もういとも何も無いなどという式には私は考えまじやうけれども、しかし、緊急を要する場合もありまじやう。その上に、大へん失礼な言ひ分でありまじやうけれども、軍事能力にしても、軍事情報にいたしましても、アメリカと日本との間には格段の差があると思ひます。軍事情報などにおいても、日本が劣つておると思ひます。であります。実際問題を考えると、さっきのこの事前協議については、さっきのような考え方を確保していく、貫くといつても、なかなか困難があるんじゃないか、そこにまた不安が起つてくるわけでありまじやう。一体どうしたらこの辺に安心が得られるかというところは、これはお互ひの大事な問題だと思ひます。であります。ことに、イエスと言つてしまひますれば、日本を基地に使つて、もう戦行動が始まつてしまつて、つまり戦争が始まつてしまつて、日本は公式にイエスと言つて基地を貸す、そして戦争状態に日本が陥るといふ重大なことであることを考えますならば、やっぱりこれはあの考え方を間違ひないように貫く方法を研究しなければならぬのだと思ひます。であります。そこで、一つのことは、その場その場でこの交渉をするということでは、いかにも不安な氣もする。国会では、政府はこういう考えだ、これでいくんだということをはっきりおっしゃつては、お答であります。少なくとも、この安保条約が成立した際には、日本はこういう態度で臨むんだという確固不動の方針を政府が内外に宣明しておかれる必要があると思ひます。であります。それだけの大きな柱を立てておいて實際

の運用に当たることは、少なくとも、しなければならぬと思ひます。であります。實を申せば、政府がそういうふうになるだけで足りるかどうか、われわれ国会としても思ひますけれども、それはこの際別といたしまして、少なくとも政府としては、さっきおっしゃつたような考え方を、さっき国内にも国外にも、アメリカに對してもかかるように宣明されておく必要があると思ひます。私は、その形を今どうのこうのとまで言うのではありまじやうけれども、成立の暁、はつきりと日本の大きな方針がわかるように宣明されておく必要があると思ひます。であります。この点についてお考えを伺いたいと思ひます。

○岸國務大臣 先ほど来申し上げておりますことは、これはこの条約の運用にあつて当然日本政府として考えることであり、そのことを明瞭に申し上げております。国会を通じて一応明らかにいたしてありますが、このことは、もちろん、国の内外に明瞭になつておることだと思ひますが、さらに、古井委員が言われるように、これは大方針であるから、それを十分国の内外に徹底するような方法を講ずべきであるという御趣旨に對しましては、その御趣旨はごもっともである。どういふ方法、どういふ形にやるかということにつきましては、さらに考えてみる必要があると思ひますが、この方針というものは、先ほどの質疑に對しては、申しもたつておることでありまして、そのことをさらに明確に内外に示すという適當な方法については、私は御趣旨と全然同感でございますか。

ら、十分考えていきたいと思ひます。

○古井委員

ただいまの、実際の場合にありの方針をどうして貫くかということも関連をいたしますが、政府がアメリカの申し出に承諾して、戦闘作戦行動に日本の基地を使うということ、認めます場合、どうなるかといへば、アメリカは戦闘作戦行動をも日本の基地から始める、これはアメリカとしては宣戦布告の場合もあるかもしれぬし、宣戦布告でない場合もあるかもしれぬし、形はどちもあるかもしれませんが、しかし、アメリカとしては、日本と違つて、憲法の制約などはありませんから、本格的に日本の基地を使って戦争ができるわけであり、この本格的な戦争に対して日本は基地を使つて、そして協力援助する、つまり、いわば一緒にやる、しかも、事は日本の安全に關係した場合であります。日本のことでもあります。しかも、また、公式に日本の政府が事前協議においてイエスと言つて、そういう事態が起こる、こういうことであります。日本は、ここでアメリカの本格的な戦争に対して、無關係な、中立の立場というわけにはいかぬ。それどころではない、日本の問題であります。アメリカに対しては、よそのことだなんだという言つておられるべきものではないわけであり、つまり、イエスと言ふことによつて、日本は戦争状態に入る、こういうことはつきり考へておかなければならぬと思ふのであります。そうといふことが、このイエスと言ふことは、事がまことに重大であると思ひます。それで、これを政府だけに全責任を負うと言つても、政府だけで処理さ

れて一体よいのだろうか、ここに私は疑問を持つのであります。なるほど、日本の自衛隊を動かす場合とは、先ほども申しましたが、事情が違います。アメリカがアメリカの軍隊を動かすのに対して、日本は同意するということ、ありますから、事情は違います。けれども、よつて起こります。その結果、事態というものは、日本の軍隊を動かすのと一つも違つぬと私は思ふのであります。それからまた、何しろ、これは日本だけのことじゃない、相手のあることでもありますけれども、しかし、相手があるからといって、たとえば、条約にいたしても、相手はあつても国会にはあつても、国内の方はどうも相手があつても、国内の方はどうもよいというわけには、これはいかぬと思ふのであります。また、事が機密を要する場合もやまやまあると思ひます。しかし、かような重大なことは、決定をいたしましたらすみやかに公表いたしまして、国民の覚悟を促さなければならぬと私は思ひます。そうすれば、隠せることでも、隠すべきことでもないわけであり、緊急を要する場合もあり、必ずしも事前とばかりは申しませんけれども、事後でも、事態によつては仕方がないと思ひます。けれども、国会というものに対して、一体この場合に、いさつなしでやつてもよいだろうかという問題であります。私は、どうもそれでは、この國がのるかそるかという大問題が、国会に無關係に処理されるというところに、私は解けないものがあるわけであり、その上に、實際問題からいいたしても、国会にもかけなければならぬ、こういうことであれば、アメリカとの交渉におきまして

も、日本の立場が守れると思ふ。政府と政府だけの話の場合よりも、国会で後日論議されるべき問題だということであるならば、非常にこれは慎重が期せられる、日本の立場も守れるだろうと思ふのであります。また、国会の半数以上、過半数の賛成も得られぬような場合に、同意してはいかぬと思ひます。イエスと言つてはいかぬと思ひます。とんでもないことである。過半数の賛成を得られぬという確信があるような場合でなければ、政府はアメリカに対してイエスと言つてはいかぬと私は思ひます。そう考えれば、国会の關係をどうするか、私は、今日の日本の政治のもとにおいては、国会の承認というものを認めるのが至当ではないかというように思ふのであります。必ずしも事前とばかり申すのじゃありません。事前とばかり申すのじゃありません。事は、それほど重大である。それだけまた慎重にしなければならぬ、こういうふうに思ひます。この点は、どういふふうに総理は考へになりますか、まず、御所見を伺いたいと思ひます。

○岸國務大臣

事前協議に際して、特に日本の基地を使って米軍が戦闘作戦行動に出るという場合に、これを承諾するということはきつめて重大であるというところは、古井君の今の御意見のようには思ひます。ただ、前提として、多少堅持といひますか、建前というものについて、十分御了解を得ておかなければならぬと思ひますが、米軍が、常に米軍——外部から横東において武力攻撃があつて、先ほど来お話し

がありましたが、米軍の自衛権の発動——自衛権の発動ということ、國連憲章の五十一條の規定によつてやることでございまして、また、米韓条約關係においてやるという場合におきましても、これが条約におきまして、無条件に米軍が行動するということではございせんし、いわんや、國連の場合におきましては、國連の決議というものがあつてあります。この場合においては、五條でいつてゐる武力攻撃があつた場合、また、そうでない場合においても、他から武力攻撃があつた場合といふことを前提としてあります。これは言ふを待たないものであります。作戦行動を認めたら、日本自身が自衛隊の防衛行動を認めるという事態が直に起こるかどうかというところは、これはいろいろな場合があると思ひます。しかしながら、事が重大であることは、古井君の言われる通り、その決定については、慎重でなければならぬといふことも当然でござい

て、国会に対してこれが報告をいたし、その了解を求めるようにしなければならぬといふようなことにつきましても、すでに前委員の御質問に対してお答えをしておる通りであります。今お話しのように、いかなる政府がありましても、その政府が、こういうものに対して承諾する場合において、国会の多数の支持を得ないといふような、国民の大多数がこれに反対であるといふようなことに對して承諾するといふことは、私は、すべきものでもなければ、そういうことはあり得ないと思ひます。従つて、これに對して適当な方法によつて、国会に報告してその了解を求めるということについて政府が努力することは當然である、かように思ひます。

○古井委員

今の総理の御答弁は、国会に報告して了解を求めるというのであります。国会にすでに報告いたしありますが、むろん、これをめぐつて国会に論議が起ることは當然であります。その場合に、国会の多数が反対であるといふような場合は、まあ、初めから、そんな場合にはイエスと言わないうだけのことは必要であります。そういう場合には、なかなか困つたことといへば困つたことも起るかも知れぬが、やむを得ないものであります。国会の多数がそういう意見であれば、やむを得ない。いづれにしても、国会の論議が報告に關連して起ることはもう當然でありますから、それならば、いづれ国会の論議が起るのが當然であるならば、正々堂々と国会にかけてもよいではないか、むしろ、正々堂々としているのではないか。同じことになると私は思ふのであります。結果は、

政治的には同じことになると思うのであります。それならば、やはり国会と云うものの立場を重んぜられて、国会にかけるといふ方が、筋も通つて、堂々としてゐるのではないかと、気が残るのではありません。少し御答弁は弱いと思う。

それから、なお、私は、これはきょう確信を持つまでに至つておりませんから、あまり強くは論議いたしません。が、憲法の建前というものはどんなものだろうか。一國にとつて、こういう戦争のごとき事態、戦争、これほど大きなことではないと思ふのです。一國の運命にも関する重大な問題が、一國国会の権限にないのだろうか、国会は何でも権限を持つてゐるのじゃないか。最も重大なことに一國の権限がないのだろうか。憲法の上で、あるいは国会が認めた法律によつて、政府だけで処理できるという権限を認めてあれば、政府だけでできるかも知れぬが、認めてなかつたら、むしろ、国会がきめるべきものではないか、国会がきめるべきものか、憲法の建前、国会の建前から、そういうふうな氣もするのではありません。私は、さつきも申しましたように、憲法論議は、きょうあまりきつたきょうは持つておりませんので、この点で議論をしてしまふとは思ひませ

んが、しかし、報告、了解を求めるというの、これは総理、ちよつと弱いじゃありませんか。国会に報告したら、せめて了承を得るべきものだと思う。あたりまえだと思ひます。これはどんなものでありましよう。それくらい——報告、了承くらい、これは報告というからには当然ではないかと思ひます

が、どんなものでございませうか。○岸國務大臣 私は、これは本來行政の権に属してゐることだと思ひます。今の憲法の解釈論もございしますが、しかしながら、事重大でありますから、国会に報告して了解を求めるということをしていただひます。了承とか了解とかいふ言葉に、私は別にとらわれるわけではございせん。これを法律的要件として、何か承認を事後において求めるというふうなこともするとすれば、そういう立法がされた場合においては、もちろん、そういうことの手続をとらなければならぬと思ひますが、私の申し上げておるのは、報告して、事実上多数の人々の了承を得るという意味において了解を求める、こういうことを申し上げたわけでありま

す。○古井委員 ただいまの問題は、議論をしていただきますとあるかと思ひますが、しかし、私は、ただ一言、報告された以上は、了承を求められようが求められまいが、国会は独自の権限によつて認めない、こういう権限があることは否定できないと私は思ふ。〔その通り〕と呼ぶ者あり。国会として、は、私は、できないはずはないと思ふ。これは国会の権限の問題でありますから、別に政府の御所見を伺うことではありませ

ん。国会が自分で考えてやればよいことである。そこで、私は、そうならざるを得ぬと思ひますので、国会の問題でありますから申し上げませんが、この点は、そのよ

うな意味において、総理のおっしゃったことがびつたり合うかどうか知りませんが、私は、そういう意味において、この問題は一応この辺にとどめたいと思ひます。

次に、事前協議に際して、例の日本がノーと言つた場合の問題でありま

す。この場合、どうなるかということでありま

す。この場合、どうなるかということでありま

す。この場合、どうなるかということでありま

す。この場合、どうなるかということでありま

す。この場合、どうなるかということでありま

す。この場合、どうなるかということでありま

す。この場合、どうなるかということでありま

もう一つ、何べんも立たせるのは気の毒ですから伺っておきます。この交換公文では「ブライアー・コンサルテーション」とところが、ほかの米韓条約などを見ましても、「コンサルテーション・アンド・アグリーメント」と、二つ並べたものもある。少なくとも、分解しておる例は、まあ、アグリーメント、しかるざる例を私は知りたのであります。それから、また、この岸・アイク共同声明の英文を見ますと、アメリカ政府は「ウィッシエズ・オブ・ザ・ジャパニーズ・ガヴァメント」、日本政府のウィッシエズ、普通は

その前の問題についてお答えいたしますが、協議という言葉は、それ自体切り離して考えれば、相談するという言葉でございいます。これは申すまでもないことであります。ただ、法令上使います場合に、一定の事項について、両者が特に権限を持っておられる問題について、あらかじめ協議した上でこれこれをしなければならぬ、こう普通に法令用語に出てきました場合には、当然、協議が成立した上にやることを前提として書いておるのが通例だと私は思います。たとえば、これは国内法の問題になりますが、国有財産法あるいは会計法に基づきます予算決算会計令でありますが、こういうものにおきまして、所管大臣は一定の財産をたとえば他に移す場合には、大蔵大臣に

だ、いろいろな法令で、単に、一定の事項について相談しなければならぬという趣旨で協議のことを書いておるものもございます。あるいはまた、協議成立しない場合には云々と書いておるような規定もございます。協議成立しない場合には云々ということまで書いてあれば、その前提については一応相談するということを書いてあるのでございしますが、ただいま申しましたような、たとえば国有財産法あるいは予算決算会計令とかその他にもたくさん例はあるわけでございますが、一定の事項につ

いて一定の権限を持っているものが、他のものに対してあらかじめ協議しなければならぬと書く場合には、私たちは、それは当然そういうことを前提として実は法令上使っておるつもりでございいます。大體法令上はそういうつもりで書いておるわけでございいます。ここにおいても、事前協議の主題とするということ——たとえば第四条で、これこれについて協議するという場合には、これはばく然として、たとえば第四条の協議は、これは相談だけであることは明らかでございいます。しかし、その結果、一定の行為をするについて、協議成立しなければ、しないということまでは含んでおらないことは、これは文脈上明らかでございいます。しかし、この交換公文の場合は、

なお、この英文の問題、英文のブラ
イアー・コンサルテーションという
意味、それから共同声明において、
ウィットンエズという言葉を意思と誤し
た問題、この点については条約局長か
らお答えいたします。

○高橋通(政府委員) ただいまの御指
摘の点でございますが、御指摘のよう
に、英文では「イン・ア・マナー・コ
ントラリー・ツー・ザ・ウィットンエズ・
オブ・ザ・ジャパニーズ・ガウアメント」
日本政府のウィットンエズに反するよう
な方法で行動する意図を有しない、こ

ういうことになっているわけでございます。そこで、このウィットシェズというのは、御指摘の通り、この言葉だけを取り上げますと、一般には、希望だとか、願望だとかいうふうに訳されておるわけでございます。しかし、この場合に、作戦行動に出ようとするのはアメリカでございます。そこで、作戦行動に出るという場合は、これはアメリカのウィル、アメリカの意思でございます。ところが、日本側としては、それをノーと言う場合でございます。それから、この場合は日本の意思でございますが、英文では、行動の主体は自分の意思、ウィルということを行います。が、この場合に、われわれがノーと言う場合は、自己が作戦行動に出るという、行動の主体ではない、従いまし

○古井委員 林法制局長官は、専門知識を御披露になりましたが、協議という言葉は、通例協議、そしてその結果、意見一致する場合のことをいっておるんだという御説は、法制局長官としてどうですか、これはちょっと強弁が過ぎはしませんか。それが通例だというのは、あんまり議論せぬでも、そんなことはありませんと私は言っておきます。通例だということはありません。

そういう含んだ場合もあるかどうかという、例外か何か知らぬが、あるかどうかという点は、弁明されるなら、はつきりしたものをお示しになつてもよいのですけれども、これはちよつと度が過ぎますよ。そういうことを議論しておつても仕方ありませんが、少なくとも、この協議という言葉が疑義を起こさせる余地があるということだだけは残りましょうね。あなたの言われる通り、もう一議に及ばず、だれも文句なしにその通りだというふうにまでは、少なくとも、こない。疑問を起す人は何人かおるといふ、それだけのことは、少なくとも残つておるのではありませんか。その疑問を起こす人があり得る、疑問の余地だけは残つておる、これはどう言われても、そういう

ふうに見えるのであります。それだからこそ、共同声明にもなつてきておる。一体、法律上、条約上、もう少しも疑義も何にもないことを、共同声明でもう一ぺんするなればかなことがあります。何の疑義もないなら、ナリセンスじゃありませんか。それは何かあるからです。ないのか、疑義があるのか、どっちかです。これはないというのは、共同声明で初めて言ったのか、少なくとも疑義があるから言ったのか、どっちかに相違ない。これはどう言われても私はそう思います。どうもそれだけのことは何としても仕方がないように思いますが、あんまり強弁をされぬように、あんまり強弁が過ぎると、ほんとうの話までみんな疑うようになりまして、ある程度にされた方がよいと思います。私がこのように申しますのは、別にこの条約についてけちをつけようとか、政府を非難しようとか、そんな意味で言つておるのじゃない。むしろ、ここまで持つてきた努力を多とするのです。努力に敬意を表するのであります。政府はまあそこまできいかんかった。しかし、やるだけのことはやった。これを百％だと言われるのなら、それはそうは思いません。思いませんが、やるところまでやった、これ以上はできない、やるところまでやったんだから、大いにお骨折りを感謝するわけです。そこで、あとへ残った問題は、もう政府の問題ではないかもしれないと思ひます。私も日本は、からだを投げ出してアメリカを信頼しておるわけでありまして、これを裏切られたらたまらぬ。裏切られないにきまつております。しかし、事柄が事柄でありますから、やはりこ

にちょっと気になるところがあるのであります。あるいは、これはもう政府にどうといつて責めるわけにいかぬということになれば、国会の問題かもしれないと思ひますが、どうもちょっとこの点は、長官、局長の御説明でもありませんけれども、御説もつとも、ではあよくわかりましたとは申しかねますので、その程度にしておきたいと思ひますが、何か伺うことがありませんか。なければ、この問題はこの程度にしておきますが、どうですか。

●林修政府委員 別に古井先生の御意見にどうこう申すわけではありませんが、私もどなたもいたしましては、法令上、条約上、先ほど申し上げましたのは、決して例外ではないと考えております。もちろん、協議という言葉は、切り離していえば、同意とは違ふことは、おっしゃる通りでございます。その点は私は否定をいたしません。否定をいたしませんけれども、あらかじめ協議しなければならぬという用語例は、大体私の申しましたような言葉で使われておるということだけは認め願ひたい、かように考えております。

●古井委員 まあそれが普通だとはおっしゃる、きっぱり自信を持つておっしゃるわけでもないようで、そういうふうに出ておられますという話のようですから、これはまあこの辺にしておいた方がよいと思ひます。

今までは、事前協議の場合における日本側の基本的な態度、方針の問題、それをまた適用してどうなるかという問題、また、その考え方を実際の場面に間違ひなしに貫いていくためにはどうしたらよいかなどの問題を御質問申し上げたのであります。その次に、

事前協議の対象について少し質問をいたしたいと思ひます。

実のところ、どんなに事前協議の方針だ、手続だとかを論じましたところで、協議の対象から重要なものが除かれてしまつておつては、何にもならないわけでありまして、協議に重要なものがからぬということについては、何ほ事前協議の手続を整えていったところで、仕方がないということになるわけでありまして、そこで、協議の対象の問題につきまして、今までも委員会という議論が出た。その中に、私はやっぱりいかにしても気になつては戦闘作戦行動の範囲に關係してのことでありまして、お尋ねしようと思ひます問題の中心は、この戦闘作戦行動というものの、これは事前協議の対象になるものであります。戦闘作戦行動というものの範囲がどうもよくわからない。この戦闘作戦行動と切り離せない、密接不可分の關係を持つておる、いわば戦闘作戦行動がそれによつて成り立つておるような關係にある物資の補給、これは一体どうなるだろうかという問題、それからまた、第一線の戦闘基地に対して、すぐあとの直結しておる基地に日本が使われておつて、そこから物資を運ぶ、あるいはまた、兵員部隊を第一線の基地に運ぶ、そういう主要な基地に日本がなつておる、ここから飛び立つたりなとして戦闘行動をやつておるのじゃない、戦闘行動をやつておるの第一線基地である、しかし、第一線基地に直結しておつて、そしてここに物資や兵員などを補給していく主要な基地に日本がなつておる、これは一時の關係

じゃない、継続的にそういう關係がある、この日本の補給基地があればこそ、第一線の戦闘が成り立つておる、これがなかつたら成り立たない、こういうような場合があり得ると思ひます。現にこの二月二十三日のロイターですか、レムニッツァー米陸軍参謀總長が、アメリカの議會で、「米國は日本にある重要な補給所を今後とも維持し続ける。朝鮮で戦闘が再発した場合、在韓米軍はこれらの基地に依存しなければならぬだろう」ということを証言したという記事が出ておりました。あり得ないことじゃない。そういう場合が大いにあるということをお尋ねいたします。つまり、戦闘で戦争が再発する、日本からまづすぐに戦闘行動に出るのじゃない、けれども、韓國の第一線の基地に対して、物資や兵員は日本が引き受けて補給する、こういう立場に日本が立つという場合は、一体協議の対象になるのか、あるいは、今までの御説明を伺えば、どうもはずれるように思ひます。この点は、私が言うだけではない、それははずれるのかというところを、あつちこつちでいふ問題にしておきます。

そこで、その前に伺つておきたいと思ひますのは、戦闘作戦行動そのものといえるかどうかからないけれども、これと密接不可分の關係にある補給——まず補給のことに一応しておきましようか。補給、これは事前協議の対象になると説明されたように聞いておりますけれども、そうでしやうか。そうしてまた、密接不可分の關係にある補給というその觀念は、そうである

とするならば、その内容というか、幅はどんなものか、こういう場合入るといふものの方をまず例をあげて説明をしていただきたいと思ひます。これは防衛庁の長官が最適切でございましょう。

●赤城國務大臣 戦闘作戦行動と密接不可分の關係にある補給は、事前協議の対象になると思ひます。例を申し上げますならば、日本から空挺降下部隊等が発進いたします。その戦場に対して直接武器弾薬を投下するような、戦闘を直接支援するような行動、これは戦闘作戦行動に入る、戦闘作戦行動と密接不可分の補給になるので、事前協議の対象になる、こういうふうに思ひます。

●古井委員 そうすると、今伺つたところでは、觀念としては、戦闘作戦行動と密接不可分の關係にある補給、これは対象になる。そこで、その内容としては、今の空挺部隊に対して、食糧や弾薬を日本の基地からまづすぐ届けやう、送つてやる、こういうようなのが戦闘作戦行動と密接不可分の補給である、こういう意味のようであり

そこで、今伺つた中で、日本から出た空挺部隊というふうには言われたのですけれども、それはどこから出た空挺部隊でも、戦闘に従事している空挺部隊なら、同じことじゃありませんか。こまかいことですけれども、それに日本から持つていつてやれば、日本から出たものであるが、ほかから出たものであろうか、同じことじゃありませんか。ちよつと何か言葉にそこが違つた点があるように思つたのですが……

る。その戦闘の行なわれている前線に

まり韓国で戦争が始まるとする、これ

言い切れないと私は思う。また、よく

議という制度を設けたその趣旨から考

らぬぞというのでは、なかなか各方面

で、これは問題だと言っている。何だ日本の事前協議というものはこんなものか、こんな場合まで一体協議の対象にならぬのかと言うて、条約自体の、事前協議そのものの価値を疑われますよ。これは私は、今の具体の場合にどうこうというようなことではと過剰に切れるものでなからうと思ひます。しかし、もしこの戦闘作戦行動の意味、範囲などについて、日本だけで勝手にどうこう言つてしまふといふ事情でもあるならば、一つどうするか、あるならば、一つどうするか。これは他にも同じような、似た問題についてすでに御意見もありました、国会でこういう議論をしておるといふことをよくお考え下さつて、一つアメリカと話をしたいらうか。できないですか。密接不可分だといふものは入るという概念は、すでにあるのです。その具体の内容の問題です。条約には関係ない。また、条約の解釈の基本的な考え方にも触れはしない。よくそれを話し合つて、こいねがわくは、こういう今申し上げたような場合は、積極的に解決していただきたいと思ひます。一つ向こうと、いろいろな形式において交渉される場合もあると思ひますから、そういうふうな努力をしていただくわけにいかぬか、総理に一つこの辺を伺いたと思ひます。

動というものの意義、範囲をどうするかというところについては、これは日米の間において話し合ひをして、具体的にきめなければならぬ問題である。一方的にだけ一つの解釈問題として、そして現在まで私の承知しているところでは、この戦闘作戦行動といううちには、少なくともこの戦闘作戦行動と密接不可分な関係に立つところの補給行動といふものは入るというところについて、日米の間に意見が一致しておるやうに承知いたしております。さて、いわゆる不可分一体の補給行動といふものは、どういふものであるかという事例につきましては、先ほど来防衛庁長官がお答えをしておるところでございす。今お話しのように、日本が一般的の補給基地として使われるというところは、この概念には入らない問題だと思ひます。ただ、作戦行動と密接不可分の関係にある補給行動といふものはどういふものをさすかという点に關しては、先ほど来防衛庁長官も、具体的事情においてこれを決定しなければならぬといふような点を申し上げておるのであります。従つて、さらにアメリカとの間において話し合ふということとは、運営上考へていかなければならぬと思ひます。もつともこの事前協議の対象とならない問題に關しまして、第四條において一般的の協議をし、日本の発言の機会といふものはもちろんあるわけでございますけれども、事前協議の対象とする範囲につきまして、なお条約の運営を円滑ならしめる意味において、兩國の間で話し合つていかなければならない点はあると思ひます。それらについて、十分こういう国会の議論等を参考として、政府が、そ

ういふ場合において交渉することは当然である、かように思ひます。

○古井委員 さつき申し上げたような場合は、きわめてはつきりした場合だと思ひますが、その場合、また、そのほかにもつとあるかも知れませんが、アメリカの方と十分一つお話し合ひを願つて、そうして、みんながなるほどと思ふような結論を、交渉によつてつけていただきたいものと希望いたします。

次に、事前協議の問題の最後でございす。核兵器の持ち込みの問題であります。これは、今までたびたび政府の御所信を伺つた問題であります。政府の考え方は、疑う余地のないほどはつきりしておると思ひます。しかし、たとえば、どういふふうにして第七艦隊が核兵器を持ち込むことを知るのか、また、どうしてこれを防ぐのかなどという手続、取り扱ひの方法の点については、いささか不明瞭のままになつておると思ひます。安心がつくまでのことになつていないやうに思ふのであります。そこで、こういう考え方のもとに、さつきのような持ち込ませないという考え方のもとに、その実効を確保するように、手続、扱ひの方法などについて、十分一つアメリカの方と話し合つて遺漏のないやうにしていただきたい、これは希望することでありますけれども、ぜひ一つ遺漏のないやうにしていただきたい。

さらに考えますことは、そうではありますまいけれども、同じことには相違ないと思ひますけれども、核兵器といふものに対する根本的な考え方がないしは決意という問題です。広島や長崎のあゝいう悲惨な経験もしたことであ

りますから、この核兵器に対しては、日本は最も潔癖でなければならぬ、また、最も厳肅な態度をとらなければならぬと思ふのであります。日本の国土と核兵器、この二つのものは、絶対に縁のないものに一つしてもらいたいと思ふのであります。そういう決意を持つべきであると思ふのであります。そうしてまた、われわれのこのかたい決意、また、ごまかしも隠しもない態度といふものを世界に一つ明らかにする、各國に訴ふる。そういたしますれば、いかに何でも、各國、各民族の間としての良識は、必ずわれわれの決意、態度にこたえるものだと思ひますのであります。私は、強い考え、態度を持つてこの問題に臨んでもらいたいと思ふのであります。よけいなことかもしれませんが、国を守る力は、決してひとり兵器ではないと思ひます。今兵器の競争が行なわれておりますために、これに目を奪われておりますけれども、むしろ根本は、やはり国民である、国民の中に燃え上がついていく祖國愛の精神だと思ふのであります。これがやはり防衛の力の基本だと私は思ふのであります。私が申し上げることでもありますが、第二次大戦のときに、何べんかスイスが侵されようとした。しかし、ついにスイスが侵されなかつた。根本はいろいろありましようけれども、兵器などのことではなかつたと思ふ。やはり防衛精神の旺盛、強烈なことが、もう手が出せないぞ、こういうふうなことであつたやうに聞くのであります。私は、やはり狭い考えを持たないで、國を守る力、広い立場に立つて考えるべきものだと思ふのであります。特に

核兵器は、これは一つ日本と縁のないものにしていただきたいと思ふのであります。(拍手)重ねて総理に御所信を伺つておきたいと思ひます。

○岸國務大臣 一國の國防といふことが、防衛の基本は、その民族が祖國愛に燃えて、これを防衛するといふ防衛精神の発揚に基礎がなければならぬといふお考えは、全く私も同感でありまして、日本のきめております國防の基本方針にも、そのことを明らかに掲げております。従つて、ただ単に武器だけであつて國が守れるといふやうな、狭い考えを持つべきものでないことは言うを待ちません。同時に、もちろん、そういう基礎であるところの防衛精神の高揚の上におきまして、やはり世界の大勢に応じて、軍事科学の発達に応じて効率的な武器を備へるということも、またこれを見のがすわけにはいきません。ただ、核兵器については、いかなる意味がありまして、これを日本と切り離した考えを持たなければいかぬというお考えにつきましては、私がしばしば国会を通じて申し上げておる通り、いかなるものがあつても、日本の自衛隊を核兵器をもつて裝備することはない、同時に、外國からここに核兵器が持ち込まれることに対しては、日本は厳肅な態度をもつてこれを拒否するといふことを申し続けております。それは、たとい長期にわたつて日本にそういう核兵器が持ち込まれる場合にはなしに、一時的に持ち込まれる場合においても、同様な考えを持つておるといふことを明確に申し上げておきます。

○古井委員 次に、事前協議の問題は

一応その辺にして、極東の観念の問題に入りたいと思いますが、一つお尋ねしようと思いつつ落としたことがありますが、それは岸・アイト共同声明の問題であります。この共同声明、普通から申せば、政治的な意思表示のように思いますが、アイトがかわつてしまったらどうなるだろうかということをお尋ね者があるのではありません。かわつても、やはり事柄の性質上これは後の政府までずっと拘束していく、これは当然そう見るべきものだろうと思ふのですけれども、念のためにもう一ぺん確かめておいて、次の問題に移りたいと思ひます。

●岸國務大臣 これは、私がアイゼンハワー大統領と当時話し合つて、この問題を声明の中に入れておくことに一致した経緯から考へてみました。アイゼンハワー大統領が、アメリカ政府を代表してこのことを明瞭にする——先ほど来いろいろ法律論として疑義があるような御議論もございしたが、これは交渉の途上において、両国の代表において法律上の解釈が一致している。しかしながら、事、用語として、先ほど来お話しのような点もあるからして、これははっきりとしておこうという意味において声明されましたことでありまして、アイゼンハワー大統領がその任期にあるかどうかというようなことは、私は問わない、こう思ひます。

●古井委員 それでは次に、極東の観念について質問をいたしたいと思ふのであります。

まず最初に、極東という観念についての基本的な考え方があります。極東という観念について、政府は、もと

とこの極東という観念は、ばく然とした、抽象的なものだ、だから、どこからどこまでと線の引けるようなものではない、こういう見解を示されておるのではありません。私は、これはあたりまえの見解だし、それでけっこうだと思つておるのではありません。ばく然とした、抽象的な観念であつて、どこからどこまで、どこがどうなると言ふわけのものではない、こういう観念を政府が明確にされたことは、私はけっこうだと思ひます。むしろあたりまえだと思ふのであります。今回の条約も、こういうふうな、いわばばく然としておるけれども、こういう今のような観念を用いたものだ、まあそう思ふのであります。常識的にそうだし、条約もそうだと思ふのです。そうでなければ、一体この極東というものの定義あるいは範圍を、条約に書いておくべきはずのものだと思ふ。もしそうでなければ、書いておくべきだ。もしそういう考えに立つておつて書いてなかつたら、大きな欠陥だと思ふ。書いてないところからいつても、これはやはり、今のような観念をとつておるものだと、いわざるを得ぬと思ふのであります。

一方、そういたしますと、ばく然としたものではないかと、それではいかにも不安じゃないかと、こういうふうな今度反面の疑問が起つてくるわけでありまして、この点はまことにそうでありまして、そこでこれに対して何で答へているかといへば、結局事前協議ということになつてしまふ。すべては事前協議にまかしたようなことになる。だから、事前協議は、この条約としては目玉でもあろうし、さつきも、くどくどく質問を申し上げたりしたわけ

であります。これさえしつかりしておれば、今のような観念でよいのだと思ふのであります。今までのこの委員會なり国会の會議の経過を見ておりますと、この極東の観念について幾らか紆余曲折があつたようでありまして、しかし、結局のところ今申ししたやうな観念だ、こういうところに来たわけでありまして、これはよくるところにきた、こういうふうな私は思ひます。そこでこの観念を、もうありはしますまいけれども、動かない最終のものにしていただかなければならぬ。同時にまた、この考えを最高のものでいたしまして、そうして事を説明していただきたいと思ふのであります。最終、最高のものでいう考え方をしたいと思ひます。そうだとはい思ひますけれども、総理一つ御所見を伺つておきます。

●岸國務大臣 極東の観念が抽象的なものであるということにつきましても、しばしば政府が言明をいたしておられます。その通りに考へるべきだと思ひます。そうして、いろいろな場合にいろいろに質問が出ましたし、また、用語等は、必ずしも統一の用語を使つておりませんから、二月二十六日でありましたか、それを総合的に取りまとめたので、あの通りで考へております。

●古井委員 今のようになく然とした、抽象的なものだという観念をとりましますと、今も総理が御自分でおっしゃいましたが、二月二十六日の統一解釈というものは、いわばもう要らなくなつたやうな気がするものであります。なぜかといへば、ばく然とした、抽象的な観念だと言へばそれで済みます。

あつて、何だかんだと言ふ必要がなくなつたやうな気がする。初めは、あの島がどうだ、ここがどうだなんていう議論がある、それから統一解釈になり、それからばく然論になり、だんだん進化してきたわけです。そこで、このばく然論までくる間のワン・クッションにはなつたか知らぬけれども、私はもう必要がなくなつたやうなものじゃないかと思ふのです。ばく然としたものなら、何でもこれ言ふ必要があるか、こういうことに私はなると思ふ。率直に言へば、私はこの統一解釈は不必要になつた、そう思ひます。

そこで、それではこの歴史的な意味以外にこれを置いておく何の意味があるか、こういうことを考へてみますと、せいぜい、私はこういうことになりはしないかと思ふ。極東というものの考え方というか、考え方の方角というか、これを言つたものである。ある区域を言つたものとか、区画を言つたものとか、そんなものではない。抽象的な考え方を言つたものではない。抽象的なものかと思ふ。そうでなければ、区域を言つたものかと思ふ。ばく然論と矛盾するわけです。そういう抽象的な考え方を言つたにすぎないと私は思ふ。そうすると、今もここで出ておりますが、地域がそこにあると書いてあるじゃないか——多分「韓国及び中華民国の支配下にある地域」とあるじゃないかと云われる意味だと思ふ。これとても、共產圏を除くのだというだけのことだと思ふ。そういう考え方だと思ふ。それとも、区域を示そうという意味ですか。考え方を言つただけのものであつて、区域を言つたものじゃない、こういうことに私はなると思ふ。

です。また、あれで区域を言おうというなら、私は議論することはたくさんあります。あの中に取り上げて議論すると、半日ぐらゐやることはあります。けれども、そんなものではない、抽象的な考え方を言つたものだと、私は、今日になればそういう意味に解釈すべきものだと思ふのです。そこで、あれとても区域は言つていない、それからまた、その統一解釈の前に、あそこがどうの、ここがどうのと言つたということは、これはどうも不覚の至りであつて、実は要らざるであつた。ばく然論というものが初めからあつたら、あんなことはないはずだと思ふ。あそこはどうか、ここがどうかのと言ふことは、矛盾ですよ。そこで、すでにばく然論をおとりになつて、これを一番基本の考え方というところに置かれるならば、統一解釈というものは今のやうな意味になつてしまふ。その考え方からいへば、前に、あだだこうだと言われたことは、要らざることになつてくる。そうでなければおかしい。こういうふうな、今日の段階ではなつてしまつた。するのではない、なつてしまつた。ひとりで思ふのでありますけれども、総理はどう考へますか。

●岸國務大臣 今申し上げました通り、ばく然とした、抽象的な観念でありまして、二月二十六日の統一解釈というものも、その見地でお読み下されば、これは今お話しのように、この極東というものをなぜここにあげておるかといふことの趣旨を書いておるものでございします。決して区域をこれによつて限定的にしようという考え方で

はございませぬ。そういう意味において、過去において具体的いろいろな島等があげられて、これに対して答弁した事柄は、抽象論というか、抽象的な観念だという意味からいうと、これは適当でなかったことあるかと思ひます。

○古井委員 最後であります、今の総理の御答弁で、統一解釈というものがそういう意味のものだと思ひ、また、ばく然論をやったためにそのまゝで進歩というか、考え方がきたんだから、かれこれ言う必要もなければ、過去に言ったこともよいなことであつた、こういう御趣旨が今のお言葉で出たように思ひます。

そこで、金門、馬祖の問題であります、これについてはいろいろ論ずることがあるのであります。あるのではありませんが、だいたい過ぎる時間になりましたから、締めくくりだけはつけておきたいと思ひますけれども、今のお話で、話ははっきりしてしまつた。

統一解釈にもひつきかりはしない考え方だから、区域ではない。それから具体の島をどうのこうのと言うことは不必要なことであつた、そういうことでは言われるならば、もうあの問題も消えてしまつたと思ひますので、すけれども、違ひましようか、一言総理の御答弁を願ひます。

○岸国務大臣 これは、先ほど古井委員もお話がありましたように、極東という観念は、本来ばく然とした、抽象観念である。しかし、それでは非常不安定ではないかということに對しましては、いわゆる事前協議で具体的に問題となつたときにおいて、日本の平和と安全に直接深い関係のある地

域でなければ、これを認めないということをお先ほどから申し上げておりますから、そういうばく然たる観念である、抽象的な観念であるとしても、決して必配は要らないのでありまして、これで私は解決していくべきものである、こう思つております。

○古井委員 さっきの極東の観念における御答弁、これが最後のものだと思ひます、従つて、また、それとひつからめて今の金門、馬祖についての御答弁を伺つたわけでありまして、私は、きよの質問はこの程度でやめたいと思ひます。(拍手)

○小澤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時十九分休憩

午後二時四十八分再開

○小澤委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。横路節雄君。○横路委員 私は総理にお尋ねをしたいと思います、午前中本委員会における古井委員の極東についての質問に對する総理の答弁に關連して、お尋ねしたいと思ひます。

実は、私も、先ほど委員会で、総理の御答弁について詳細にお聞きをしておりまして、私のお聞きをしていふことに間違ひがあつては困ると思ひましたので、さらに速記で調べてみたわけですが、総理はこういうふうにおつたわけですね。総理のお答えは、極東の観念については三回にわたつてお答えになつていますが、まずその第一回に、総理はこう言つております。『極東の観念が抽象的なものであるという

ことにつきましては、しばしば政府が言明をいたしております。』用語等は、必ずしも統一の用語を使つておりませんから、二月二十六日でありましたか、それを総合的に取りまとめた政府の統一見解として示しておりますので、あの通りと考えております。『この

いうことではあります。ですから、総理のこの御答弁をお聞きいたしました。二月二十六日に本委員会でお尋ねをいたしました。御答弁になつて、われわれ委員に全部、今ここに持つておられますが、政府の統一見解として出されたものと、何らお変わりがないと、こういうように私はお聞きをしていたわけですが、ところが、次に、古井委員からだいたい長い質問がございまして、これは今私、省略をしたいと思います。その質問に答えて、総理は今度こういうふうに御答弁になつておられるのです。『今申し上げました通り、ばく然とした、抽象的な観念でありまして、二月二十六日の統一

解釈というものの、その見地でお読み下されば……、極東というものをなぜここにあげておられるかというこの趣旨を書いておられるのでございまして。決して区域をこれによつて限定的にしようという考え方ではございませぬ。そういう意味において、過去において具体的いろいろな島等があげられて、これに對して答弁した事柄は、抽象論というか、抽象的な観念だという意味からいうと、これは適当でなかったこと

もあつたかと思ひます。『こういうふうな御答弁になつておられるわけですが、そこで、私が第一番目にお尋ねをしたい点は、一番最初私が読みました総理の御答弁からすれば、二月二十六日の統一解釈、それは本委員会における四月一日の私に對する総理のお答えと同じであると思ひますが、次に読みました二月二十六日の統一解釈も、この見地で読んで下さればわかる、極東という地域を限定的にしようという考え方ではない、個々の島をあげたことは適当でなかつた、こういうふうにおつたわけですね。二月二十六日の政府の、私たちに書面で配付されました『新安全保障条約』に「極東」の観念、これをお取り消しになつたのかどうか、その点第一番目にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○岸国務大臣 今朝お答え申しましたように、私の考え方は、政府の考え方を取り消したということではございませぬ、二月二十六日に政府の統一見解を示しておられることを再確認をいたしておるのであります。

○横路委員 そうしますと、これは総理も、先ほど古井委員のいろいろお話をされたのに對してのお答えでありましたから、あるいは言葉が適当でなかつたかも知れませんが、この総理のお答えを速記で読みますと、二月二十六日の統一解釈というものは、これは区域を限定的にしようという考え方ではない、こつた言われておられるのですけれども、しかし、今ここで総理から――

今総理のお手元にあるようでございまして、一般的用語としてつかわれる「極東」は、別に地理学上正確に画定されたものではない。しかし、日米両国が、条約にいうとおり、共通の関心をもっているのは、極東における國際の平和及び安全の維持ということである。この意味で實際問題として兩國共通の関心の的となる極東の区域は、こ

の条約に關する限り、在日米軍が日本の施設及び区域を使用し、武力攻撃に對する防衛に寄与する区域である。かかる区域は、大体において、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であつて、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれてゐる。『こ

ういうふうな統一見解でお述べになりました。この条約にいう兩國共通の関心の的となる極東の地域、この地域は「フィリピン以北並びに日本及び周辺の地域であつて、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれてゐる。』というこのことについては、この通り別に変更はないわけではございませぬ。この点一つお尋ねしておきたいと思ひます。

○岸国務大臣 先ほどお答え申し上げました通り別に変更はございませぬ。

○横路委員 そこで、次に、古井委員から、金門、馬祖等をひくくめて個々の島について言つたことがいゝとか悪いとかいふ、いろいろのお話がございまして、この点につきましては、総理も御記憶新たように、三月二十五日、この委員会から総理にお尋ねをして、四月一日、総理から重ねてこゝで御答弁いたしておられるわけですが、それは二月二十六日の統一見解については変更する意思はないということをお尋ねございましたから、そこで重ねて、個々の島について適当か適当でないかということは、それはいろいろございませうけれども、しかし、私は重ねて、齒舞、色丹、国後、択捉、金門、馬祖について申し上げた。この点については、三月一日の予算委員会における田中委員の質問にも総理は

御承知の通り中華民國の領有しておる
ところでございます。従つてこの状況
のもとにおいて、台湾の平和と安全の
場合に非常に密接な関係を持つておる
地域でございますから、この極東とい
う範囲に入れるという解釈を要するこ
とは、これは私も考慮しておると思
ふ。これは私が一つ、それから三月二
十九日、参議院の予算委員会、秋山
長造委員から、「私は端的にお伺いし
ますから端的に答えていただきたいん
ですが、まず第一に總理大臣は従来金
門、馬祖が極東の範囲に入ると答へて
きたというこの事実をお認めになるか
どうか。」總理大臣は「そういうこと
をお答えした事実はございません。」と
うして秋山君からのお取り消しになる
かどうかという点について、「私は従
来にお答えを申し上げておること趣
旨の違つた、この趣旨を変更する考え
はございません。」これは私が念を押し
まして、四月一日、總理から、この点
については変更がないとお答えになつ
た。重ねて、先ほど何か總理から、
「そういう意味において、過去におい
て具体的いろいろな島嶼があげられ
て、これに対して答弁した事柄は、抽
象論というか、抽象的な概念だとい
う意味からいうと、これは適当でなか
ったこともあろうかと思ひます。」この
お答えですね、これは、適当でない
と思うから、古井委員についてはお取
消しになったのかどうか。齒舞、色
丹、國後、択捉、金門、馬祖の島々は、
これは適当でないと思うから、お取り
消しになったというように、ここでは
受け取つていいのか。どうももともと
は、そういう島々を答へるべきでなか
つた、しかし、答へたのであるから、今

は、一たん答へたものであるから、絶対
変更しないという、四月一日の御答弁
そのまゝのお考えであるか、その点に
ついてお尋ねをいたしたいと思ひます。
○岸國務大臣 私の申し上げたのは、
本来極東というものは、抽象的な概念
であるから、個々の島があげられた場合
において、それが入るとか入らないと
かというふうな答えをすることは、そ
ういう答え方は適当でないといふこと
を申し上げてあります。しかしなが
ら、従来申し上げておる通り、そうい
う不適当な表現を用いたこともござい
ますけれども、趣旨においては変わつ
ておらない、変更するものではないと
いうことを申し上げておるのでありま
して、あなたの御質問に對しても、そ
ういふことをお答えしたと思ひます。
従つて、今日古井君にお答えしたこ
とは、従来私の答へたことを変更する、
取り消すという意味ではなかつたので
ございませう。

○横路委員 それでは、ただいま總理
の御答弁で、午前中の古井委員に對す
る極東の範囲の問題、極東の概念の問
題について、私たちお聞きをいたして
おりましたところ、また、この速記から
私たち判断をいたしまして、何かお取
り消しになるのかというように印象を
受けましたけれども、ただいまの總理
の御答弁で、お取り消しではない、前
にお答えになつておるそのまゝだ、こ
ういふことになつたわけではございま
すから、この点ははっきりいたしたわけ
でございませう。
最後に、なお、これは古井委員に對
する總理の最後のお答えでございま
す、お話がありましたように、極東と
いふ概念は、ばく然とした抽象的な概
念である。それでは非常に不安定でないか
ということに對して、いわゆる事前協
議で具体的問題となつたときに、こ
れで、われわれの日本の平和と安全に
直接深い関係のある地域でなければこ
れを認めない、だから、抽象的な概念
であるとしても、決して心配はないの
であつて、これで解決していくべきも
のであると考へて、この總理のお
答えは、この委員会ではたびたび金
門、馬祖について紛争が起きた場合、
金門、馬祖について直接武力攻撃が行
なされた場合、この場合については当
然、これは日米軍といふよりも、第
五空軍であるとか、あるいは私どもは
第七艦隊は事前協議の対象ではないと
思ひますけれども、しかし、總理の、
政府側の答弁からすれば、第七艦隊の
戦術作戦行動もこれは事前協議の対象
になるというお話ですが、この金門、
馬祖について武力攻撃が行なわれた、
そうすると、これは第六條に基づい
て、事前協議によつていづゆる米軍が
出動することができわけです。ここ
で私がお尋ねしたいのは、金門、馬祖
に武力攻撃が加えられたときに、これ
に對して第五空軍あるいは第七艦隊
が、事前協議でこの基地を利用して戦
術作戦行動に出るときに、總理は、前
に、各委員の質問に答へて、金門、馬
祖に武力攻撃が加えられても、その場
合には、第六條にいう事前協議でノー
トと考へる、こういうふうにお答えにな
つたと思ふのです。もしも總理が、金
門、馬祖に武力攻撃が加えられた場合
に、第六條にいう事前協議で、第五空
軍あるいは第七艦隊等が出ることに
ついてノートと考へるのであるならば、初め
から、この新条約でいう極東の概念の

中、極東の範囲からあらかじめ金門、
馬祖を除いておくことが——そうい
うノートと考へるかイエスと考へるか
うことになつて、常にノートと考へる
ならば、私は、金門、馬祖ははずしてお
くべきではないかと思ふ。それを極東の
範囲の中に金門、馬祖を入れた。そこ
に武力攻撃が発生した。そうすれば、
国連憲章五十一條で当然米軍は出動す
ることができ。それをわざわざ事前
協議でチェックしようという。そこだ
けは、実は私もここで何べんか總理の
御答弁を聞いて、その点は釈然としな
い。なお、きょうの御答弁でもありま
したから、その点をお尋ねしておきた
いと思ひます。

○岸國務大臣 従来、この問題に關し
て、御質問に對して、私が、参議院で
ございまして、あるいは衆議院で
ございまして、委員会の場所は、私正
確に時日等は記憶いたしておりませ
んが、私の記憶によれば、こういうこ
とは申し上げたと思ひます。というの
は、金門、馬祖において先年事變が起
こつた、あるいは今日もなお何かの事
態がある、これに對して、日本から米
軍が、日本の基地を使用して出動をい
たしておりません。従つて、こういう
ような事態に對して、将米といえど
も、こういうような状態である限り
においては、私どもは、これに對して米
軍の出動を認めるというふうなことは、
事前協議の対象になりません。ノー
トと考へる、こういうことは、私申し上
げたことを記憶いたしております。極
東といふ地域のいわゆる抽象的な概念
の中に入つておりましたも、そのな
らば必ずイエスと考へるわけでは、も
ちろんございません。これは、午前中
の古井委員の質問に對して、今までの
質問に對しても、私が答へ申し上げ
たように、たゞい觀念的に極東のな
に入つておりましたも、日本の平和と
安全に直接深い関係のないような事態
であるならば、これは私は出動を認め
ない、こういう意味において、ノー
トと考へる、これを一貫して申し上げ
ております。今までの金門、馬祖の問題は、
起こつてゐる問題については、こうい
うような事態である限りにおいては私
どもはノートと考へる、従来
お答え申し上げたように私記憶いたし
ております。そういう考へております。

○横路委員 總理にお尋ねをします
が、今の總理のお答えからすれば、金
門、馬祖で紛争が起つた、しかし、
それについて、日米空軍の第五空軍、
あるいは日米軍ではございませ
んが、第七艦隊等が、日本の施設・区域
を利用して戦術作戦行動に出ること
についてはノートと考へる、こういう
わけでお聞きしておいてよろしゅう
ございませうか。

○岸國務大臣 私が従来お答え申し上
げましたことを今繰返して申した
のでありますが、金門、馬祖に先年
起つたような事態、また、今日の事態
のような状況のもとにおいて、そこで
ち合ひがあるとかいふようなことに
は、あつた離れ地域の小さい島嶼
におけるそういう事態が、日本の平和
と安全に直接深い関係があると私認
めませんから、そういう限りに
おいてはこれはノートと考へる、こ
う申し上げたわけではございませう。

○横路委員 恐縮ですが、總理に重ね

てお尋ねをしますが、そうしますと、
実は私、午前中に古井委員の事前協議
のいろいろな質疑を聞いておりまし
て、総理のお答えの中にこういうのが
あった。第六条にいう事前協議の場合
には、極東の平和と安全のために出動
する、しかし、その極東の平和と安
全、日本の平和と安全で米軍が出動し
ようとしても、その極東の平和と安全
が日本の平和と安全に関係のない場合
にはノーと言う、こういうようにお答
えがありまして、今総理もそのお答え
だと思ふのです。そうしますと、ここ
で、一つ確めておきたいと思ふますこ
とは、金門、馬祖に武力攻撃が行なわ
れて、局地的な紛争が起きた。武力の
行使に伴う紛争が起きたが、これは日
本の平和と安全には関係がない。だか
ら、金門、馬祖に武力攻撃が行なわれ
ても、在日米軍、第五空軍及び第七艦
隊、問題はあつても、これの日本の
施設、区域を利用しての戦術作戦行
動は、そういう意味で日本の平和、安
全には関係がないから、だからノーと
言う、こういう意味でございませうか。

の出動を認めない、こういうつもりで
おります。
○横路委員 そうすると、総理、二月
二十六日に政府の統一見解として発表
されて、私たちの手元に配付していた
だきました「新安全保障条約にいう
「極東」の概念」、この中における「こ
の意味で実際問題として両国共通の関
心の的となる極東の区域」、これは極
東における国際的平和及び安全の維
持、その両国関心の的である極東の地
域の中に、金門、馬祖を入れてあると
いうことは、私は不適当だと思ふ。

消しになるならば、お取り消しになつた
ら——そういうように一つおっしゃつ
ていただきたい。
○岸国務大臣 いわゆる極東の範圍、
われわれが一応常識的に、抽象的觀念
ではありますけれども、考えておる地
域内に事が起こりまして、ことごと
くこれが日本の平和と安全に直接深い
関係がある、これ自体に——地理だ
け、距離とかなんだとかというだけじゃ
ないと思ふのです。その事態そのもの
から見て、関係のないことがありま
す。しかし、極東の地域内に起こるこ
とは、一応抽象的には、日本の平和と
安全に近いものですから、関係がある
という意味で、こういうふうな表現を
しておるけれども、具体的場合に、
その事態いかによつて、たとい極東
の地域に入つておりましたも、それが
日本の平和と安全には直接関係ない、
その土地におけるところの局部的
な問題であるという場合には、私
は適當でない、だから、その極東の範
圍というところ、この事前協議におい
てわれわれがイエス、ノーを言うとい
うことは、直接にその觀念として関
係があるわけじゃない。いわゆるノー
と言うところは一切除けとか、あるい
は、この中におけるところの極東に入
る場合においては、いつもイエスと言
うのだという問題ではない、その
ときの事態——近接した地域に起こ
りまして、それ自体が局地的の問題
であるという場合には、
もちろん、ノーと言わなければなら
ぬ、こう思ひます。

理の今までの御答弁で、それについて
は、極東の平和と安全は、日本の平和
と安全と関係がないから、いわゆる第
六条にいう事前協議でチェックするん
だ、ノーと言ふんだと、今までは私は
お聞きしておつたのですが、今の総理
の御答弁からすれば、何か金門、馬祖
に加えられた武力攻撃の大きさ、それ
の具体的な事実によつて、あるときは
イエスとも言うし、あるときはノーと
も言うのだ、こういうように私はお聞
きをした。初めから、金門、馬祖に加
えられた武力攻撃については、これは
事前協議の対象にはしないというの
か、金門、馬祖に加えられた武力攻撃
の、何といひますか、大きいかに
よつては、そういう具体的な内容いか
んによつては、イエスと言う場合もあ
るといふのか。私は何か、今の総理の
お答えからすると、その具体的な内容
によつては、イエスと言う場合もあり
得るといふようにお聞きしたわけです
が、この点はどうか。

そのときの諸般の事情から判断してい
かなければならぬことである、こうい
うふうにお聞きしております。
○横路委員 総理にもう一つ、他の委
員の質問がありますから……。そうす
ると、金門、馬祖については、武力攻撃
が行なわれた、しかし、これははるか
遠隔の地ですから、しかもこれは、大
陸に接岸しておる方の地域ですから、
極東の平和と安全には関係があるだろ
うけれども、日本の平和と安全という
関係とは別だから、これについては第
六条にいう事前協議でノーと言う、こ
ういうふうにお聞きしておいてよろし
いわけですか。大へん懇縮ですが……。

○岸国務大臣 先ほどから申し上げて
おるように、局地的な武力攻撃とか武
力行動というふうな問題のある限りに
おいては、当然私はノーと言うべきも
のだと思ひます。

○横路委員 総理に申し上げますが、
実は午前中古井委員の質問に対する総
理のお答えを聞いて、実は率直なところ
ろ、二月二十六日の統一見解、それか
ら四月一日の私たちに對する答弁、こ
れを變更なされた、こう思つてお尋ね
をしたのですけれども、今の総理の答
弁で、はつきり二月二十六日の統一
見解、しかも、極東の地域というの
は、フィリピン以北、日本及びその周
辺の地域であつて、韓国及び中華民国
の支配下にある地域である、しかも、
齒舞、色丹、国後、択捉、金門、馬祖
を含む、こういう点が明らかにになりま
したので、これで私の質問を終わりたい
と思ひます。

○小澤委員長 次に、横山利秋君。
○横山委員 私は、総理大臣以下、各
大臣に新安全保障条約の第二条、経済

○岸国務大臣 今のお話、御意見の通
りの大体趣旨だと思ひますが、一応私
の申し上げることを、もし違つており
ますといけませんから、私は大体今横
路さんの言われる趣旨で申したつもり
であります、なお繰り返して申し上げ
ます。

○横路委員 総理に申し上げますが、
金門、馬祖は、日本から地理的にも
相当遠いところにあり、小さい島でこ
ざいまして、そこに局地的な武力行使
等が行なわれたというふうなことは、
日本の平和と安全に私は深い関係が
あるとは思ひません。従つて、そうい
うことに對しては、私どもはこの米軍

○横路委員 総理に申し上げますと、金門、馬
祖について武力攻撃が行なわれた、総
理の今までの御答弁で、それについて
は、極東の平和と安全は、日本の平和
と安全と関係がないから、いわゆる第
六条にいう事前協議でチェックするん
だ、ノーと言ふんだと、今までは私は
お聞きしておつたのですが、今の総理
の御答弁からすれば、何か金門、馬祖
に加えられた武力攻撃の大きさ、それ
の具体的な事実によつて、あるときは
イエスとも言うし、あるときはノーと
も言うのだ、こういうように私はお聞
きをした。初めから、金門、馬祖に加
えられた武力攻撃については、これは
事前協議の対象にはしないというの
か、金門、馬祖に加えられた武力攻撃
の、何といひますか、大きいかに
よつては、そういう具体的な内容いか
んによつては、イエスと言う場合もあ
るといふのか。私は何か、今の総理の
お答えからすると、その具体的な内容
によつては、イエスと言う場合もあり
得るといふようにお聞きしたわけです
が、この点はどうか。

○岸国務大臣 これはどうこの地域にど
うだという、具体的なことを私申し上げ
ておるのではございませう。極東とい
う、抽象的な觀念ではあります、極東と
いふ、然る一つの觀念のされるところ
の地域の中に事が起こりました場合に
おいて、一般的に申して、日本の平和
と安全に深い関係を持つておる場合も
あるだろうし、あるいは関係はあるけ
れども、それほど深くはないがという
ような場合もありましようし、あるい
は、われわれから見ると、全然これは関
係のない問題だ、こういう場合もあり
ましようから、それは、その攻撃の大
きさとか何とかいう表現で用いるこ
とは、私は適當でないと思ひますが、

○小澤委員長 次に、横山利秋君。
○横山委員 私は、総理大臣以下、各
大臣に新安全保障条約の第二条、経済

○岸国務大臣 先ほどから申し上げて
おるように、局地的な武力攻撃とか武
力行動というふうな問題のある限りに
おいては、当然私はノーと言うべきも
のだと思ひます。

○横路委員 総理に申し上げますが、
実は午前中古井委員の質問に対する総
理のお答えを聞いて、実は率直なところ
ろ、二月二十六日の統一見解、それか
ら四月一日の私たちに對する答弁、こ
れを變更なされた、こう思つてお尋ね
をしたのですけれども、今の総理の答
弁で、はつきり二月二十六日の統一
見解、しかも、極東の地域というの
は、フィリピン以北、日本及びその周
辺の地域であつて、韓国及び中華民国
の支配下にある地域である、しかも、
齒舞、色丹、国後、択捉、金門、馬祖
を含む、こういう点が明らかにになりま
したので、これで私の質問を終わりたい
と思ひます。

○小澤委員長 次に、横山利秋君。
○横山委員 私は、総理大臣以下、各
大臣に新安全保障条約の第二条、経済

協力事項を中心としたしまして、各般の質問をいたしたいと思うのです。お断わりをいたしておきたいのは、各同僚の委員の皆様にもお断わりをいたしたいのは、この経済協力という文字に含まれている意味というものが、今日まで予算委員会でもいろいろ質疑が出ましたが、はっきりいたしておきたい。ある意味では、非常に空なような回答があり、また一方、ちまたでは、非常に重大にこれが議論をされております。しかも、その問題になります焦点がいろいろにわたっており、そのいろいろな点から御質問をいたしたいと思うのですから、あるいは途中で、問題が、関係はある、しかし遠いという御意見が出るかもしれませんが、しばらく一つ御容赦を願っておきたいと思っております。

まず、一番最初に、総理大臣に私はお伺いをいたします。この経済協力事項を新安全保障条約の中へ入れた情勢判断、世界の情勢を、特に経済的情勢をどういうふうにかえるかという点であります。あまり広範でありますから、私は、特に最近の内外の経済の特徵的なもの、つまり議論のあるもの、この議論のある点を二、三あげて、その点について総理大臣の御意見を伺った方がよろしかろうと思っております。

まず第一は、自由化よりもブロックだという意見であります。つまり経済的自由化、貿易・為替の自由化よりも、ブロック経済の方が中心だという意見であります。なるほど、世界を、今経済、貿易・為替の自由化がおおつておるように見えるけれども、実際は、欧州共同市場にしてもそう、自由貿易連合にしてもそう、あるいはアメ

リカ州の南北を通ずるブロック化の問題についてもそう、——私が言うのではない。河野さんもそれは言っている。与党の中でも言っている。つまり目で見える限りにおいては、貿易・為替の自由化のようであるけれども、実際は、ブロック経済というものが世界の中心をなしているのではないか、これが一つ。

第二番目の新しい特徴は、東西よりも南北だという説であります。東西経済の競争が行なわれてきた、また、行なわれつつある。けれども、今や南北との新しい結合、東西のぶち当たりよりも南北結合の方が、経済政策の中心をなしているのではないかとこの判断であります。アメリカは、なるほどアジアやヨーロッパに手を伸ばしておられますけれども、実際足固めをしておられるのは、南北アメリカの問題が常に中心をなしている。中国やソビエトについても、いろいろ手を伸ばしておられるけれども、アジアに中心を置いておられる。また、アフリカ州におきましても、やはり西欧が一番中心を置いておられる。新しい世界の経済の流れは、東西の対立よりも南北の提携というところに新しい意義がある。イデオロギーの問題でなく、これは地理的な問題である、これが一つの考え方であります。

第三番目は、アメリカの世界に与える経済力の影響力が、後退しつつあるという判断であります。アメリカがくしゃみをすれば、ヨーロッパはかぜを引き、日本は肺炎になるといわれていました。今それを言うものではないでしょう。つまりアメリカの経済力は後退して、それぞれ独自にヨーロッパもアジアの国々も、援助はもらっておるけれども、しかし、独力の力を吹き返しておるとい判断であります。

第四番目は、軍事経済よりも平和経済という判断であります。私が特にこの問題を取り出しますゆえんのもの、はい、いわゆる日本における軍需生産は、非常に政府の力があるわけであり、この軍事経済よりも平和経済という判断であります。

私は、特にこの四点をあげて、こういう特徴的な世界の経済の動きというもの、総理大臣の頭の中にあつての話であろうか、あなたはこの四点について、どういうお考えを持っていられるであろうか。どうも安全保障条約の中における経済条項の、ものの考え方というものは、何か私どもにとつては、旧態依然たる感じを免れない。対米一辺倒の、アメリカ経済とちがついた結びつきという旧態依然たる考え方が、根強くあるような感じがして仕方がないのですが、この四点について、率直に一つあなたの御意見を伺いたい。

○岸国務大臣 われわれ自由主義、自由経済の立場をとっておる者之間におきましては、貿易の自由化及び為替の自由化というのは、根本的な一つの原則でございます。それが、戦時であるとか、あるいは特殊の事態においてこれが制限されて、統制的な色彩を持つてくる。しかし、経済が正常化してくるにつれて、やはり各国の間の貿易・為替等を自由化して、そうしてお互いの物的あるいは金融的の關係において、自由な交通をしていくことが繁榮の基礎をなすものである、かように考えております。従って、私は、この自由主義国におけるところの基礎的な経

済の觀念の考え方は、やはり貿易の自由化、為替の自由化の方向に向かつて、われわれが努力するということであると思ひます。もちろん、今お話しのように、各地において、あるいはヨーロッパ共同市場を初め、いろいろな密接な關係にある国々の間において、いろいろな取りきめや機構が設けられております。しかしながら、それがいわゆるブロック化の傾向であるとかいうふうには、私どもは基本的には考えておりませんが、一時的に、そういうようなブロック化的な、ブロック経済的な傾向のために、いわゆる自由化の方向に対して大きな制約になるというところは、われわれとしては非常に困るというところで、ヨーロッパ共同市場やその他のものに對しても、われわれはいろいろな交渉、折衝をしておるのでございます。私自身がヨーロッパをたずねたときにおいても、フランスやあるいはイギリスあるいはドイツ等におきまして、その問題について意見の交換をし、日本の考えを述べておるのでありますが、その基本的な考え方については、これらの国が日本を差別待遇しようとか、ブロックを強化して、ブロック外のものとの間に差別を強化していくというような考えのないことを、しきりに、いろいろな形において述べられておるのであります。私は、やはり自由主義の立場をとっておる国々の間においては、自由な経済、それは貿易の自由化や、あるいは為替の自由化ということが行なわれていくことが、お互いの繁榮とお互いの経済の発展のために適當な方針である、かように思っております。

また、軍需産業より平和産業へというお考えについては、私も同感でございます。これは、われわれの国内における政策もそういう方針をとっておりますし、また、そういう考え方を今後していかなければならぬと思ひます。それから、アメリカ経済の世界経済に持つておるところのウェイトというものの変更は、ある程度私どももこれを認めております。しかし、日米關係におけるところの日本の経済にとつての重要性というものは、今日直ちに減ずるとか、あるいは意識が非常に薄まったというふうには、実は考えておりません。ただ、今お話しのように、アメリカがくしゃみをすれば日本が肺炎になるというような關係とは、私は考えておりません。日米の間の貿易は、あるいは資本の交流なり、あるいは技術の交流なりというふうなことに

関しましては、日本経済の拡大と繁榮

うことでありますが、私は、この点に關しては、むしろ、地理的に表現されておりますけれども、そうではなくて、先進国が経済の未開発地域に對して協力をし、そしてその経済開発を進めて、これらとの間に貿易なり産業上の提携を深めていくことが、お互いの繁榮とお互いの経済の拡大のために必要であるという考え方から、いわゆる先進産業国が、後進的な立場をとつておる地域に對して経済的に援助をして、これとの間の經濟關係を密にしていくところの傾向が、強まっております。私は見ております。そういう意味において、やはり世界の平和と繁榮を期するためには、そういう方向に進んでいくべきものである、こういうふうにか考えております。

また、軍需産業より平和産業へというお考えについては、私も同感でございます。これは、われわれの国内における政策もそういう方針をとっておりますし、また、そういう考え方を今後していかなければならぬと思ひます。それから、アメリカ経済の世界経済に持つておるところのウェイトというものの変更は、ある程度私どももこれを認めております。しかし、日米關係におけるところの日本の経済にとつての重要性というものは、今日直ちに減ずるとか、あるいは意識が非常に薄まったというふうには、実は考えておりません。ただ、今お話しのように、アメリカがくしゃみをすれば日本が肺炎になるというような關係とは、私は考えておりません。日米の間の貿易は、あるいは資本の交流なり、あるいは技術の交流なりというふうなことに

関しましては、日本経済の拡大と繁榮

を考へる上から言ふと、やはり重大な意義を持つておる、こういうふうにか考へております。

○横山委員 総理大臣の受け取り方と、私の受け取り方と、四つの意義は認めるけれども、受け取り方が少し違ふようであります。たとえば、第一の自由化よりも——私は、よりもと言つておるのですが、よりもブロック経済という点については、それでは日本は、今東南アジアに何を求めるのかという点について、あと一回後進国援助の問題で触れようと思ひますから、今申しません。この四つの問題を控へながら、見詰めたが、日本の経済がこれからどういふふうに行くかという点であります。これも時間の関係で、一つだけあなたに伺つておきたいのであります。これがまた通産大臣、大蔵大臣にお伺ひするのがほんとうでありますけれども、しかし、第二条の関係であなたのお考えを伺ひたい。

米国の経済が非常に弱みであるという点を含んで、日本の経済がこれからどういふふうになるだろうか、順調な、いわゆる政府のいいます安定的な発展を遂げるであろうか、安定した発展を遂げるにしても、本年度の下期において、この発展の速度が伸びるであろうかとどまるであろうか、警戒信号を上げるべきであろうか、樂觀をした方がよいであろうかという点については、最近非常に意見が相半ばしてゐるところであります。大体通説となつてゐる点、急激な転換はないにしても、ゆるやかに上昇から下降の方へ向うのではないかと、今私どもは、そういう判断に対して政府の

今から打つ手、また、この安保の第二条の基礎をなす世界経済及び日本の経済の見方が、やや樂觀的に過ぎるのではないかと、また、あしたの見方が、たとえば今私が指摘いたしましたような点についても、十分な判断がなされてゐないのではないかと、この点を考へるのです。で、総理大臣としては、本年下期における日本の経済をどういふふうに見ておられるか、これが第一の質問です。第二番目の問題としては、今、日本の経済にとって必要なことは、社会党の私どもは別にいたしません、政府の立場にとりまして、どうなるであろうかということよりも、どういふ状態が好ましいか、好ましい方向にするためには、どうしたらいいかということが大事だと思ふのであります。この三点について、総理大臣の御意見を伺ひたいのであります。

○岸國務大臣 この日本の経済界の全般的状況が、どういふふうになるかという見通しについて言ふということでございますが、これは、私よりも、それぞれ大蔵大臣や通産大臣から詳しくお答えした方が適當であろうかと思ふのであります。私は、全体的にこういふふうに見ております。いろいろな経済の見通しでありますから、これはいろいろな見解があることは當然であります。昨年米、日本の産業界の景況といふと、いろいろな成長の速度や大きさといふものは、予想以上に大きく、急速に進展しておるやうに思ひます。これは、あまりにやういふ過激な生産力の拡充やあるいは成長が行なわれるという、その反動としての、また沈滞の時期がくるということとを相当懸念をいたしまして、むしろ、われわれの望むところのことは安定した成長であるからして、あまり大きな急激な上下があることは、経済界としては避けなければならぬ、こういう意味において、あまり過度の経済の拡大が行なわれるというやうなことに對しては、むしろ警戒的な立場からいろいろな施策を考へていかなければならぬ。そういう意味から申し上げて、私は、こういう非常に高い率の成長率やあるいは拡大といふものが、ずっと続いていくものだと考へておりました。そういう意味において、昨年来続けてきたところの非常に大きな成長率といふものは、幾分か落ちついた形における成長率に変わつてくるものがある。また、それはむしろ経済界としては、私は望ましい形である、こういうふうにか考へておりました。また、そういうふうにか考へていくように、あらゆる施策をしていくべきものだ、こういうふうにか考へておりました。

○横山委員 大蔵大臣にその点についてお伺ひしたいのであります。今総理大臣は、注目すべき発言を行ないました。つまり私の指摘した、ゆるやかに上昇から下降の方へいく色彩を強めるのではないかと、客観的判断をいたしたところが、総理大臣としては、それは好ましい姿だ、そういうやうな意見をおっしゃつたように思ひますが、違ひますか。

○岸國務大臣 非常に違ひますので、私は下降するといふことを申してはおりません。非常に急激な上昇率が、緩和した、ゆるやかな上昇率になつていくことが好ましいといふことを申したのであります。

○横山委員 それは私の受け取り方の間違ひでございました。つまり急激な上昇が、ゆるやかな上昇といふか、そういう方向へ向かう。それでは大臣に伺ひますけれども、そのゆるやかな上昇といふものは、それが安定した姿に陥るといふ確信は、どうしてあなたはお持ちでございませうか。

○岸國務大臣 私がゆるやかな上昇率が好ましいといふことを申したのは、経済の実態としては、安定した成長を続けていくことが望ましいという意味において申し上げておるのであります。はたして私が期待するように、それでは日本経済の安定的発展といふものが必ずくるのかという保証は、どこにあるのだといふやうな御意見であります。これはわれわれが経済政策を立て、諸種の産業政策を遂行する上において、そのことを目標としてわれわれがあらゆる施策をすべきである、こういうことと考へておりました。それが行なわれるならば、私は、その安定的な、ゆるやかな成長率でずっと成長を続けていくといふ、安定成長が期せられるものだ、こう思つておりました。これは金融の問題、産業政策の問題、貿易の問題、あらゆる問題について、適當な施策をしていかなければならぬことは言うを待ちません。

○横山委員 いささか樂觀に過ぎると思ふのであります。これは抽象的なことではございませんから、あとで具体的な問題に触れていきたいと思います。右の二つの問題をまず前提として、安保の第二条の具体的な点で伺ひたいと思ひます。

外務大臣に伺ひますが、この安全保障条約の第二条、第二条のこの文章は、一体どういふふうに理解したらよろしいのでありませうか。精神的な訓示規定的なものとして受け取るべきか、そうでなければ、日米兩國は、この第二条によつて生ずる何か権利ないし義務といふものが、實際問題としてあるか。もしもこの第二条がなかった場合において、また、あつた場合において、どういふ違ひがここにあるのか、その点を外務大臣から伺ひたい。

○岸國務大臣 第二条は、御承知の通り、安全保障条約を結ぶ上におきまして、その結びます兩國といふものが、経済的にも、あるいは社会的にも同一な方向をとつていく。同一方向といふのは——基礎になり得る同一な方向といふのは、自由主義の諸制度といふものの上に立つて、お互いに國を立てていくといふことは、これはこうした安全保障体制をお互いにとり合う國の形として、當然のことと考へておりました。同じやうな考へ方を持つてゐるべきであります。そして、それらの基本的な立場に立つて、お互いに協力しながら経済的交流その他を円滑にやつていく。また、経済政策等について、いろいろ違つた考へがかりにあるとすれば、それらのものについて、できるだけ話し合ひをして調節していこうといふので、この二条から、何か特殊の権利あるいは特別の義務といふものが起つてくるのではないのであります。こうした兩國の關係を基本的に結んでおります一つの基礎といふものを、宣明したものでございませう。

○横山委員 特別な権利、特別な義務といふものが、この条文からは生じない。言うならば、精神的なものだといふ一応の答弁として私は承つておきますが、それでは、その第二条を実施す

ろしいのでありませうか。精神的な訓示規定的なものとして受け取るべきか、そうでなければ、日米兩國は、この第二条によつて生ずる何か権利ないし義務といふものが、實際問題としてあるか。もしもこの第二条がなかった場合において、また、あつた場合において、どういふ違ひがここにあるのか、その点を外務大臣から伺ひたい。

○岸國務大臣 第二条は、御承知の通り、安全保障条約を結ぶ上におきまして、その結びます兩國といふものが、経済的にも、あるいは社会的にも同一な方向をとつていく。同一方向といふのは——基礎になり得る同一な方向といふのは、自由主義の諸制度といふものの上に立つて、お互いに國を立てていくといふことは、これはこうした安全保障体制をお互いにとり合う國の形として、當然のことと考へておりました。同じやうな考へ方を持つてゐるべきであります。そして、それらの基本的な立場に立つて、お互いに協力しながら経済的交流その他を円滑にやつていく。また、経済政策等について、いろいろ違つた考へがかりにあるとすれば、それらのものについて、できるだけ話し合ひをして調節していこうといふので、この二条から、何か特殊の権利あるいは特別の義務といふものが起つてくるのではないのであります。こうした兩國の關係を基本的に結んでおります一つの基礎といふものを、宣明したものでございませう。

○藤山國務大臣 第二条の實際の運営にあたりましては、われわれは、今日までも、平常外交ルートによりまして、経済諸般の問題につきましては相互に緊密な連絡をとってきておるわけでございます。それでありますから、第四条に示されております隨時協議をするというのが、条約全体の運営にかかっておることはむろんでございますけれども、現在におきまして、第二条の實現にあたって、平常外交ルートを並じての話し合いというものが活発に行なわれておるのであります、それに對して、特別な何か機關を現在設けることが必要であるかどうかということについては、なおわれわれ今日必ず

一節がございます。「従来両国間に存在した安全保障体制を広範な政治、経済上の協力関係の基礎の上に置き、こ

○藤山國務大臣　御承知の通り、防衛というもの、他国からその国が侵される、そういうようなことについてお互いに守り合っているという、その国

というものは、一つの基盤の上に立つ、それは何であるかといえば、相互協力だと思えます。そしてそういう基盤の上に立たなければ、ほんとうの信頼と善意によって問題の進行をはかっていくということはできないと思えます。従いまして、今回の条約におきまして「相互協力及び安全保障条約」ということになりましたのも、

○藤山國務大臣 条約の運営全体にあ
たつて隨時協議をいたすわけであります
から、この第二条も何もそれを排除
するものではございません。しかし、

二条というようなものを重く取り扱うべき委員会でないということは、御了解いただけると思います。

○横山委員 先ほど古井委員の質問に

対しまして、防衛庁長官から補給についても話が出ました。角度は違つてはおるのですけれども、私が今聞きたいのはこういうことであります。つまり、ノーマルな状態における経済問題

るかと思えますと、極東の範圍どこ一つを――先ほど総理大臣が言う金門、馬祖を取り上げましても、戦場がきわめて近いということがあります。それ

て、あなたの所見を伺いたいと思います。

○藤山國務大臣　今の御質問は、日本が武力攻撃を受けたときの状態かと思

います。日本が武力攻撃を受けたということは、すなわち、国連憲章五十一条に規定されておるようなことなんでしょうから、日本が自衛権を発動する条件に合ったような状態、すなわ

は通常外交ルートによってやれるという事でございます。

○横山委員　かりにアメリカの立場に立って考えてみましょう。ここにあり

これは日本でいえば、運輸省の管下の問題になりましょう。連合国の原料会議というものが行なわれる、連合国の食糧会議がある、連合国の生産及び資

源会議等々が行なわれておるわけであります。少なくとも、事前協議をするかしないかという雰囲気、あるいは武力攻撃を受けるか受けないか、また、受けたその直後における日本の経済、

このアジアの情勢、経済を考えますと、これらの問題は、瞬時に問題になってくるとあなたは考えになりませんか。これらの問題は、日本とアメリカのこの安全保障条約の経済協力の会議が、どこで、どういうルートを通じ、この条文をもつて行なわれるのであります。いかがでございますか。

○藤山國務大臣 御質問のような点は、第二条が想定したておるような状況あるいは問題ではないのであります。そういうような場合には、そのときに応じて、両国が緊密な連絡をとって、そして日本の食糧の問題、あるいは日本の原料輸入の問題等々につきましていろいろ話し合ひをするというところに相なろうと思ひます。何も今からそういう話し合ひの機關を想定して作っておく必要はないのであります。そのときに、二条の精神にのっとりまして作ればいいわけでございます。われわれとしては、安全保障条約というものは、かねて總理が言われておりますように、防衛的であつて、そういう事態が来ないようという意味において作っておるのでありますから、現在直ちに、そういう事態に對してどういふ委員会を作っておかなければならぬということまでは考へておりません。

○横山委員 はぐらかしてはいけません。明らかにそれは外務大臣が問題をそらしておる。この第二条の目的というものはどういふところにあるかという問題よりも、そういう状況の中に第二条は適用されるかどうかという問題であります。あなたは、この第二条が、ノーマルな状況のもとにある第二条であると言つておられるけれども、

實際そういう状況のもとで第二条はどういう働きをするかというところは、聞いておるわけでありまして、もしも、そういう情勢下においては第二条は適用しない、こうおっしゃるなら、それで済みであります。そういう情勢下において第二条はどういふ働きをするか、いかがでございますか。

○藤山國務大臣 第二条というものは、申し上げるまでもなく、経済的にも両国が協力をするという精神の、相互協力の上の基盤の一つとしてきめたものでございますから、その事態がそういう事態になりまして、相互協力の精神がさらに一そう發揮されるというところは当然のことでございます。ただ、それをどういふふうな委員会を作つて運営するかというところは、これは別でございます。

○横山委員 それでよくわかりました。つまり、そういう準戦時下、戦時下において第二条はそれ相當の働きをする、こういうことであるならば、初めからおっしゃれば、それで済みであります。そこで私は伺つておきたいのは——今私が、質問の中心をなすものを大よそ三つに分けて、今日までの日本とアメリカとの経済協力関係において、経済政策の食い違ひのあつたこと、それから、今日ある、たとえば總理が言ふ貿易自由化や、あるいは後進國援助等の今日の問題、そして最後に、本委員会の最も中心をなしております、想定をしておる、事前協議が發動される情勢下における日本とアメリカとの経済協力はいかにあるべきか、この三つに分けて私は質問をしておるのであります。今はその最後の問題であります。

今私はアメリカの例を引いて、アメリカから、こういう歴史的な問題もあるから、こういうこともおそろく提案がされてくるであらう、それに対して、あなたはこの精神のつとめて経済協力をするのだ、こういう話でございませう。そうだといたしますならば、まさに第二条というものは実に重要な働きをいたします。古井委員が先ほど引き出しましたように、日本がその情勢下において、戦場は全く至近距離といつてもいいほどのところで行なわれておる、近代戦は総力戦である、まさに経済的基盤の上に安保体制が乗つておるといふことは、想像するよりも相當激甚な経済協力が行なわれるというふうな想定をしなければならぬ。つまり、日本がアジアにおける近代工業國としての一大補給基地としての役割を持つ、こういうことに相なるものと思ふのであります。この点、總理大臣の御意見を少し伺ひをいたしたいと思ひます。つまり、不幸にしてこの安保の事前協議なり、あるいは共同防衛が發動される情勢下における日米の経済協力という点であります。

たとえば、先ほどの話のような補給をする、この補給は、事前協議の対象とする戦時作戦行動と密接不可分なものであるからぬときは、戦時任務を持つておるかどうか、直接的であるかどうかという判断できるんだ、こういうお話であります。實際問題として、今日本に武力攻撃が行なわれ、そしてアメリカから第二条によつて、経済協力のいろいろなことをされる、そういう情勢のもとで、これは直接的な戦時任務のものだ、これは間接的なものだ、そういう判断が、経済の問題でどこで一

体つくでありますか。弾薬を運ぶときだけは直接だ、そうでないものは、弾薬を作ること、あるいは労働力を移動すること、あるいは特需景気が日本にくるかもしれないが、特需の軍需生産に関する問題等、あらゆる日本国内における産業活動というものが、日米経済協力にしっかりと結びつく。先ほど例をもつてお話をいたしましたように、軍用品の割当、海軍の船舶の調整、原料の会議、食糧の問題、資源及び生産の問題として、アメリカが日本に對して、第二条並びに第四条——安全保障協議委員会を通じて要望するであろうことは、火を見るよりも明らかなことであつて、これは歴史的に事実であります。そういう状況のもとにおける日米の経済協力というのは、あなたとしては積極的にこの協力に應じてやるといふ考へでありましょうか。

○岸國務大臣 先ほどからいろいろ御議論があるようでありますが、この第二条の趣旨は、平時におけるところのわれわれの経済を發展せしめていく上において、また、世界経済の發展に尽くす上において、日米が経済的な協力をするとすることを規定しているのが、その本旨だと思ひます。戦時または戦時に類するやうな時期においては、補給等において協力するということは、これはむしろこの規定から直接出てくるものではなくして、安保条約の精神からいまして、いろいろな基地を使用する場合において、基地を作戰行動の基地として使うか、補給基地として使うか、また、その補給をどういふふうにしてこれを内容的に作り上げていくかということは、その事態に應

じて日米間において話し合ひをしてこれをまかなつていく、こういうのでありまして、もちろん、それを広い意味における経済協力といへば、二条の経済協力の中に入らないということを申しておるわけではございませんけれども、二条の主眼とするところは、先ほど申しておるやうな平時の考へ方でありまして、そういうやうな戦時または戦時の場合におけるいろいろな補給等に關連しての原料や材料あるいは軍需品等のまかない方について、日米でどういふやうな協力をしていくかというところは、その事態に應じて両國の間で話し合ひをしてきめていく問題だ、こ

う思ひます。

○横山委員 總理、私の聞いていますのは、例が悪かつたかもしれませんが、基地をどうするとか、あるいは補給活動をどうするかというよりも、もっと大きな問題です。日本は安保の第二条によつてアメリカと経済協力をすると、ここで大前提をするわけですから、そうだとするならば——あなたは、ノーマルな経済情勢下においてさうだと言つてゐる。アブノーマルなときにおいては別な問題だと言ふのです。もしもそうなら、この安保の第二条は、戦時下及び準戦時下においては適用しないというふうな判断してよろしいのですか。それとも、第二条は、ノーマルな状況、アブノーマルな状況を問わず、日米経済協力の基本方針をうたつたものであるか、どちらなんですか。

○岸國務大臣 私の申すことは、この二条を設けた趣旨というものは、平時におけるノーマルな状態において、兩國の繁榮のために協力する、経済協力

する、と、ここで大前提をするわけですから、そうだとするならば——あなたは、ノーマルな経済情勢下においてさうだと言つてゐる。アブノーマルなときにおいては別な問題だと言ふのです。もしもそうなら、この安保の第二条は、戦時下及び準戦時下においては適用しないというふうな判断してよろしいのですか。それとも、第二条は、ノーマルな状況、アブノーマルな状況を問わず、日米経済協力の基本方針をうたつたものであるか、どちらなんですか。

○岸國務大臣 私の申すことは、この二条を設けた趣旨というものは、平時におけるノーマルな状態において、兩國の繁榮のために協力する、経済協力

をするということを主眼として規定したものである、こういうことを申し上げるわけであり、アブノーマルな、戦時または準戦時態勢において協力しないということではございませう。そういう意味において、そういう場合を排除して、この精神を適用しないんだということを申し上げて、このわけではございませうけれども、本条が主眼として規定しておるところは、そういうことを考えておるんじゃないんだ、こういうことを申し上げておるわけではございまして、そういう場合における協力の仕方なり、協力の内容なりというものは、そのとき両国の間において適当な機関を設けて相談してきめる、そして協力していくということになると思います。そういう意味において、この二条がノーマルな事態だけに適用されて、アブノーマルな場合にはこれが適用されないんだというふうに私が言っているわけではございませうから、このものの主としてねらっているところのものは、こういうところにあるということを申し上げたのでございませう。

○横山委員 納得できません。なぜ納得できないかといいますと、かりに、あなたの言うように、第二条はノーマルな経済情勢下をねらって作ったんだと言われている、実際戦時下及び準戦時下における経済というものは熾烈なものです。熾烈なものです。中途半端なことは許されません。国家の存亡に関する問題でもありませう。そうだとすれば、第二条が好むと好まざるにかかわらず、最大限の効果をとおさめるのは、まさに戦時下及び準戦時下だと思いませんか、そうでしょうが、そのときに、あなたが、いや、これはおれがねらったものではないと言っていて、消極的な協力をするその場合にはリメットの協力をいくというのなら、それでもよろしいのです。何だか中途半端に言葉を濁しておるというところは、私は納得できない。明確に答えてほしい。

○岸國務大臣 私は、中途半端に協力するとか、こういうことを申し上げておるわけではございませう。もちろん、そういう場合において、日米が、ことに本条約の主眼としておる防衛問題に關連して協力するというところにつきましては、御指摘のように、両国とも最善を尽くして協力して、そして防衛の目的を完遂しなければならぬことは言うを待ちませんが、そういう意味においては、私は、中途半端な協力をその場合にはするんだというふうな意味で申し上げておるわけではございませう。ただ、本条が設けられた趣旨は、平時においてこういう協力をすることが、両国の繁栄を来す上において望ましいことである、こういう考えのもとに規定が設けられておる、こういうことを申し上げておるわけではございませう。決して戦時もしくは準戦時の場合において協力を中途半端にしようとか、あるいはこの協力関係について何かひびの入るようなことがあるというふうなことは、私も毛頭考えておりません。

○横山委員 納得できません。そうであるとは、第二条を安保の中に入れる意味がないのであります。もしもそうであるならば、この安全保障条約の中にノーマルな状況を中心とした経済協力条項をうたう必要はない。あの条文はアブノーマルな状況を特に抽象して作つてあるから、アブノーマルな状況の安全保障条約の中へ、ノーマルな状況の経済条項をうたう必要が——一体異質のものではないか。私は少なくとも、もし総理大臣の言うことを百歩譲つて了としたならば、これは別にすべきではないか、経済協力については別な条約、別な規定にゆだねるべきではないか、もしも、そうではないとしたならば、私は、あなたの意見を疑わざるを得ない。アブノーマルな状況の問題に私は中心を置かなかつたのだというのなら、一体この安全保障条約の中に挿入された第二条が、最後の最大効力を好むと好まざるにかかわらず発揮するときは、まさに事前協議下における日本の経済ではないか。そういう点について、あなたの言っていることは矛盾もはなはだしと思いませんか。

○岸國務大臣 これは、たとえば安保条約の一条をごらん下さいと、こういう原則を明らかにいたしております。また、二条も、そういう意味において、両国がこの五条以下における防衛の目的を十分達するためには、平時から経済の協力をして、両国の国力がそれぞれ充實することを念願してのことではございませう。あるいは三条の問題につきましても、おそらく、平時においてこういうことをするということではございまして、すべて有事の場合だけに適用される規定をこの中に書くという性質のものではななくて、従って、条約のこの表題につきましても、日米間における相互協力及び安全保障に関する条約というふうになつておるわけではございませうから、私が先ほど申し上げたことが、何か非常に事態が違ひ、また、それを別に設けなければならぬというふうには、私は考えておりません。

○横山委員 この点につきましても、大いに総理大臣と私は意見が違ひます。ところであります。少なくとも、古井委員の言葉から発展をいたしまして、防衛庁長官の言葉から発展をいたしまして、それが考えてもわかることは、この事前協議が発動される、武力攻撃が行なわれるときは、遠いヨーロッパやアメリカで戦争が行なわれるのではなくして、いわゆる極東の至近距離のところで行なわれるということではございませう。その状況が考えれば、日本の経済というものが、日本の産業というものがどういう役割をそのときに果たし得るかどうか、これは子供でも私は想像ができることだと思ふ。その想像のできる経済、日本の経済というものが、第二条によってアメリカと経済協力をす。おそらく、その状況のもとにおいては、労働者の労働力の問題が問題になつてくるであろうし、あるいは貿易については、東南アジアからの日本に対する貿易は途中で制限される。そうだとするならば、貿易構造の問題になつてくるであろう。日本の船舶はフルにそちらの方へ活用されなければならなくなつてくる要求が出てくるであろう。あるいはまた、日本の食糧は、あるいはそのほかの原料は等、考えますと、実に経済が果たす役割というものは大きなものが想像される。その想像というものが、安保の第二条を締結するにあつて、総理並びに外務大臣の脳裏に去来をしながらつたものであるかどうか。ほんとうにノーマルな状況だけを考へて、これは別な問題だというふうにして締結をされたもの

であらうかどうか、私は、その点を疑わざるを得ないのです。ですから、国際経済政策の食い違ひというものを、私は、三つ指摘したい。この第二条にいう——それは今まで日本とアメリカにおける経済政策の食い違ひである。あとで指摘をいたします。当面、あなたが前の予算委員会指摘した貿易・為替の自由化あるいは後進国援助等も、今も経済政策の食い違ひの調整がある。しかし、好むと好まざるにかかわらず、一番日本の経済にとって重大な影響をもたらすものは、実に、事前協議が発動される瞬間における日本の経済が、いかにアメリカと経済協力をするかということが議論の中心でなければならぬ。また、政府は、それに対して明快な回答がなければならぬ。それが、何か認識が足りないものか、想定をしていないのか、逃げようとしておるのかわかりませんが、明確さを欠くうらみがある。いかがです。

○岸國務大臣 もちろん、極東において事態が起つて、米軍が日本の基地を使用して戦闘作戦行動に出る場合、あるいはまた、日本が武力攻撃を受けて、日米ともに自衛権の発動によつて日本を防衛するというような事態が発生しました場合に、日米の間において、経済上においても、非常事態として協力をしなければならぬ事態が起ることとは、これは当然考えなければならぬことだと思ひます。われわれが、武力攻撃というような事態がないという条約を結ぶというのを申し上げておるの、人命が失われる、これも、もちろん大事なことでありますから考えなければならぬことでありますけれど

○横山委員 もちろん、極東において事態が起つて、米軍が日本の基地を使用して戦闘作戦行動に出る場合、あるいはまた、日本が武力攻撃を受けて、日米ともに自衛権の発動によつて日本を防衛するというような事態が発生しました場合に、日米の間において、経済上においても、非常事態として協力をしなければならぬ事態が起ることとは、これは当然考えなければならぬことだと思ひます。われわれが、武力攻撃というような事態がないという条約を結ぶというのを申し上げておるの、人命が失われる、これも、もちろん大事なことでありますから考えなければならぬことでありますけれど

○横山委員 もちろん、極東において事態が起つて、米軍が日本の基地を使用して戦闘作戦行動に出る場合、あるいはまた、日本が武力攻撃を受けて、日米ともに自衛権の発動によつて日本を防衛するというような事態が発生しました場合に、日米の間において、経済上においても、非常事態として協力をしなければならぬ事態が起ることとは、これは当然考えなければならぬことだと思ひます。われわれが、武力攻撃というような事態がないという条約を結ぶというのを申し上げておるの、人命が失われる、これも、もちろん大事なことでありますから考えなければならぬことでありますけれど

も、それだけではなくて武力攻撃が起こる、あるいは極東にそういう事態が起こることによって、日本の経済、社会全般にわたって非常に重大な影響を持つことは当然であります。従って、事前協議の場合におきましても、われわれがイエス、ノーを言うことについて今朝米話がありましたように、慎重な態度をもってこれを検討して日本の態度をきめなければならぬということをお願いするもの、そういうことでございまして、私は、その場合における日米の協力を無視するとか、あるいはそれがそういうような場合において日本の経済に何らの影響がない、あるいは影響は軽微なものだというふうに、軽視して考えておられるわけでは絶対にございせん。

○横山委員 私にそれを受ける角度と、あなたがそれを話す角度というものは非常に違いがありますけれども、私は、実に重大な大臣の御発言だと思ふのであります。言うならば、あなたその発言というものは、そのときにおいては、日本の経済というものは、まさに日米協力について最善を尽くす、逆な言葉で言うならば、日本が、古井さんのお話のように、補給基地として、一大軍事基地として、あるいはまた、重大な作戦基地としての役割を果たす、それに日本の経済が、総力をあげて日米経済協力のために貢献するというところに、私は、第二条の最も私どものおそれる、また、中心の問題があると思う。先ほどのお話で、よく御意見としてはわかりました。

策の食い違いの問題であります。この間、マッカーサー駐日米大使が、帝國ホテルで開かれた内外情勢調査会で演説をされました。その演説の一節を讀んでみますと、日本の対米輸出の増大は自由輸入政策の下で起こったことを銘記すべきであります。日本では非常に多くの思い過ぎの報道が聞かれますが、日本からの輸入を制限するためにこれといった措置が採られたことは未だかつてありません。しかし、もし現在そうである立場にある日本が、米國商品に対するその輸入制限削減のための措置を急速に採らないとしましたならば、米國が果してこの自由輸入政策を続けてゆくことができるかどうか大きな疑問であります。なぜなら自由貿易政策は一方交通ではありえず、貿易は公正平等の原則に基づいた往復交通でなければならぬからであります。中略しまして、「規制がはずされるにつれて、日米貿易増大への基礎が固まるでしょう。日本の消費者はいままでよりずっと広い範囲から自分の好きなものを選ぶことができるようになります。また日本の生産者は原料、半完成品、進歩した設備を、最も有能な供給者から手に入れることができるようになります。日本は貿易制限政策によって日本の市場から一方的に締め出されていることに對する米國內の不満は、緩和されるか一掃されることでしょうか。」こう言っておられるわけです。

今度、少し角度を変えまして、自由化の問題について話を進めたいと思ひます。これは、今のいわゆる経済政

で、「自由化は世界の大勢であると同時に、貿易立國のわが國としては当然行なわなければならない課題であり、断固たる決意で自由化を推進していく考えだ。このための各種の影響については慎重に検討し、対策を立てる必要があるが、これはあくまで自由化に向かつて前進する方向で処理されるべきものだ。」という演説をされたわけでありまして、私もいろいろ聞いていた分では、一番最初に言い出したのが池田さんで、その池田さんが、近ごろ何というか、非常に慎重になつてしまつて、手綱をぐっと引き締めているという話を聞きました。今度、逆に、佐藤大蔵大臣が一生懸命に走り出した。マッカーサー大使のお話があつたかどうか知りませんが、非常に元氣よく走り出したような感じがするわけでありまして、今日まで、政府がこの自由化に對して、いわゆる外圧論、外國からの圧迫によってやつたのではないといつて、外圧論に對して反抗しているかみえるのだけれども、通産大臣いかがでございますか。このマッカーサー駐日大使の率直なお話を、私は、すなおに受けたはもう一べん言われるべきときではないか。あなたは、つまり外圧論に對して、絶対そうではないということとを盛んに言つていらつしたやうであります。米國なりあるいはガットの強い要請が、何といつても日本における自由化の導火線になつたことは、万人ともに認めるところではございせんか。この自由化は國內では、一、二の識者が言つておつたかもしれませんが、しかし、政府として、日本の経済として、開口を聞くに至つたゆえんのもの、言葉は悪いかもしれませんが、外

庄論が中心ではありませんか。そのあの判断は別であります。その点について、一べん通産大臣の率直な御意見を伺いたいと思つたのであります。

○池田國務大臣 私は、横山君の御存じの通り、自由経済をもつてモットーとしてゐるのでございませう。従いまして、十年以前から國內経済の自由化をはかつて参りました。しこうして、それと同様に、日本に國際經濟の自由化がもたらされるように、國內經濟を強化し、二、三年前からだんだんその機運が出てきておるのであります。私は、石橋内閣の大蔵大臣として、大豆の自由化を唱へたことがございまして、岸内閣の國務大臣として、纖維原料の自由化を經濟閣僚懇談会で言つております。また、今回通産大臣になりまして、就任早々、為替・貿易の自由化をはかるべきだと私は新聞記者に言つております。たまたま、それ以前に、内閣におきまして為替・貿易の自由化の閣議決定を見ております。決して外國から押しつけられてやるというのではございせん。われわれの盛り上がる気持ちでこれをやつていこうとするときに、從來、非常に不合理な点がございまして、その不合理な点を外國から指摘したことはございませう。また、世界貿易の自由化をモットーとするガットにおきまして、日本の經濟力の回復と同時に、自由化をはかつたらどうかという説もございませう。しかし、お話しのように、不合理なことをやつておるドル地域、ことに米國から言われ、ガット總會においてたかれたからこれをやつたというのではない。われわれの經濟政策として當然やるべきこと、しかも、その機運が出てきておる

日本の經濟を、より以上拡大するため手段として自由化を唱えておるのでございませう。

○横山委員 かりに、あなた自身がおっしゃる通りに、数年前からのそういう經濟論者であつたとしたところ、これは、あなた個人の論説が言われておつたのであります。日本の政治の中であなたの意見が取り入れられる条件というものは、どこからきたかというのを私は聞いてゐるのです。少なくとも、このガットにおいてアメリカの強い主張があり、また、アメリカ自身から日本に對する自由化の強い要求があつたということで、譲つて言ふならば、あなたの持論が生かされる条件が出てきた。私は、あなたに對して失礼なことを言うようでありませうけれども、あなた自身が、日本が全く盛り上がつて自由化になつたのだというふうにおっしゃるつもりはないと思ふのです。もしも、そうであるならば、私は、情勢の判断が違つてゐると思ふ。國民みんなが、日本の財界のどの団体が、國民ののだが、中小企業のこと、が、農業団体ののだが、自由化に對して決議し、推進し、池田さんにこれを言つたか、政府に對して言つたかという点については、そうではない。そういう意見の持ち主は、國內においてもないとは言われない。あなた方もその一人である。けれども、その自由化がいよいよ熟した条件となつたもの、いわゆる外圧論だといふふうに、すなおにおっしゃつた方が、情勢としてすなおでいいのではないか、これを率直にお認めになつた方が、判断は別にしは申し上げませう。

日本に對する自由化の強い要求があつたということで、譲つて言ふならば、あなたの持論が生かされる条件が出てきた。私は、あなたに對して失礼なことを言うようでありませうけれども、あなた自身が、日本が全く盛り上がつて自由化になつたのだというふうにおっしゃるつもりはないと思ふのです。もしも、そうであるならば、私は、情勢の判断が違つてゐると思ふ。國民みんなが、日本の財界のどの団体が、國民ののだが、中小企業のこと、が、農業団体ののだが、自由化に對して決議し、推進し、池田さんにこれを言つたか、政府に對して言つたかという点については、そうではない。そういう意見の持ち主は、國內においてもないとは言われない。あなた方もその一人である。けれども、その自由化がいよいよ熟した条件となつたもの、いわゆる外圧論だといふふうに、すなおにおっしゃつた方が、情勢としてすなおでいいのではないか、これを率直にお認めになつた方が、判断は別にしは申し上げませう。

○池田国務大臣 率直に申し上げてお

るのでございます。あなたも、日本の経済の発達につきまして過去を振り返り、下さいますらおわかりと思います。保有外貨が五億ドルとか七億ドルというところでは、なかなかむずかしいところではないでしょうか。私は、今の状態から、しかも、伸びつつある日本をこれ以上伸ばすためには、自由化よりほかはないというところは、われわればかりじゃなしに、世界の人、全部認めておるのであります。しかも、日本の経済がこういふふうによくなってきた。ことに、あなたにはアメリカを出されま

いとか、アメリカその他のドル地域に

対していろんな制限を置くということ、は、国際的立場からいっても、信用からいってもできない。これはコンパティビリティの回復による当然の結果でございます。それができ上がったから、アメリカその他のドル地域が、ドルに対して差別待遇をすることは不当じゃないかと言ふのは当然でございます。われわれは、それを国内経済に沿うように徐々にやってきておるのであります。しこうして、一昨年の暮れ、あるいは昨年の春ごろから、また、八月ごろ、いろんな商品について自由化したしてきております。暮れにも決定いたしましたのが、ドル地域に対する自由化につきましては、各業者について十分諮問をいたしてあります。今までとった措置についての反対は、私はまだ聞いておりません。ことに、最も重要な繊維関係の原料の綿花、羊毛の自由化につきましては、関係業者、学識経験者、労働者、あらゆる階級の人に、二、三カ月間にわたって審議を受けまして、自由化賛成、その時期は通産大臣にまかすという答申によってやっておるのでございます。われわれの処置に對しまして、いろんな評論家はとやこう言うでしょうが、全体的の空気がして、私は、民意を無視してやっ

○横山委員

池田さんの自信満々は今に始まったことではないのでございませう。あなたのおっしゃる通りであるならば、失礼でありますけれども、日本の産業界はかくも鳩首協議をしたり、そうして、いろんな要請を国会、政党、それから政府に持つてはこないのではありません。あなたは、まるっきり自由化に日本の経済界が手を振って賛成をしておる、そして池田通産大臣に全部自由化の時期については一任しておるとおっしゃいます。いささかそれは過言ではありませんか。日本の産業界が自由化に対して心配をしておる姿を率直にあなたはよく取りなされて、そうして、いささお考えをなさるべきときじゃないだろうか。私は、一番最初に、総理大臣に四つの問題をお話ししました。この四つの中で、自由化よりもブロック経済という点が新しい世界の特徴であるというふうにいわれておると申しました。おそらく、池田通産大臣も、その点については御意見があらうかと思っておるわけでありませう。日本の貿易構造も、自由化によって増進をする地域ばかりでないことは、通産大臣よく御存じであります。自由化を促進するならば、後進地域と日本の貿易は減退をする覚悟を、ある程度きめなければならぬでありませう。そういう点から、また、自由化というものが、あなたのた、おっしゃる通りに、日本経済に對して、何といえますか、試験を与えるのだ、丈夫になったから、表へ出て少し風に当たれというような意味であるならば、産業界に對していい話ばかりではない、悪い話、少なくとも、試験を受

けるといふ意味においては、その試験

という意味が、逆な意味で、逆な立場というならば、これは犠牲をしいるということにならざるを得ない。かりに、一歩譲って、あなたの氣持を尊重して、一時的なものであったにしろ、日本の産業界はそれによって相当な試験を受けざるを得ないでありませう。それを、みんな手を振って、池田さんの言う通りで、あなたに時期を一任するという言い方は、いささか、あなたとしては過言ではございませうか。それでは、私は、あなたに、一つ一つ品目ごとにお伺いをいたします。五月末に自由化のスケジュールを発表するという約束であります。今月末に自由化のスケジュールは発表なさいますか。たとえば鉄鋼は、銅は、繊維は、皮革は、紙、パルプ、ソーダ、自動車、金属、工作機械、石炭等の、これらの品目というものは、政府の予定通りに三年後に九〇％——この数字は、一ぺん出た数字であります。そのように行なわれるのでありませうか。（発言する者あり）与党の諸君に私は申し上げたいのでありますが、この自由化ということは、総理大臣の口から、安保の第二案が自由化であるということを受けておるから、また、日本の産業界が、この自由化というものが安保と関係ありと言っておるから、あえて私は時間をとっておるのであります。総理大臣のお言葉に従って私は質問をしておるのでありますから、一つ池田通産大臣のお答えを……。

ブロック化の方向と二つあるが、一

総理は、世界の経済の大勢をどう見るかというお話のときに、私は、自由化の方向であるということをおし立てるのでございます。○池田国務大臣 自由化の施行については通産大臣におまかせするということ、は、繊維の原料である綿花、羊毛についてのみでございます。私は、全部について通産大臣にまかされたと言っております。速記録をごらん下さい。それから、自由化につきまして各業界が鳩首協議をして対策を講じつつあるというこの状況は、自由化というものは、当然やらなければならぬときで、これを前提として鳩首協議をして対策をやっておるのであります。これは自由化というものを前提にして協議しておるということをお考え願いたいと思います。それから、自由化によって、東南アジア等、いわゆる原材料を輸出する国々に対して貿易が減退しやしないかというお考えでございませうが、これが対策をいたしましては、輸出入取引法の改正によりまして善後策を講じようといはしておるのであります。また、自由化によって試験を受ける、温室から外へ出すのだということはよくいいますけれども、外に出して、なぜを引いて死ぬるようなことは絶対にさせません。外へ出して鍛えた方が、半年、一年先に非常によくなるのだということに、あえて一時外へ出すこともございませう。しかし、将来を考えるとやらなければならぬのであります。しこうして、今お話しした通りに、鉄鋼は四月から、鉄鋼は十月からやる見込

自由化ができるか、こう言っておりませんが、日本の自動車工業は、私の見るところでは、二年はもちろん、三年でどうか、あるいは会社によつたならばそれ以上要するのではないかと。しかし、これは政府並びに業者の今後の努力によつてよほど進んで参りまするが、自動車工業につきましても、この自由化の場合において、大メーカーは、そうして下請は、これからどういふような態勢を整えていくべきかというところを、政府も民間も研究して、そうして見通しがついてから私はやる考えでおるのでございます。従いまして、体質改善、二重構造の今のような弱い中小企業者でなしに、もっと強いものにして、安心して自由化をやっていくたいという気持ちでございます。

○横山委員 私の質問をしたもう一つの点、中小企業政策について具体案は何かがあるかという点について、お答えがありませんでしたが、ついでに、もう一つその点について申し上げておきますが、日本の産業、二重構造の一番中心であります下請企業というものについて、特段の措置をするつもりはないか。第二番目に、零細企業政策というものが、声ばかり大きくて、実際問題としてはなされてないのだが、特に零細企業政策というものの推進を各般から取り上げる必要はないか。それから、中小企業金融という問題を、一つ今日問題に取り上げる必要があるのではないかと。諸般の問題を含めて、二番目のお答えを願います。

○池田國務大臣 下請企業は、おおむね中小企業でございます。自動車を例にとりまして私が申し上げた通りでございます。下請企業と親会社との関係

につきましましては、既存の法律もございまして、これを活用していきたいと考えております。零細企業、また、中小企業金融につきましても、今までの制度を拡充強化すると同時に、先ほどお話をいたしました業種別振興法、商工会法等を施行いたしまして、実態をこの上ともつかんで、そうして強力な施策をやること、経済全体の発達の上にも、また、自由化のためにもぜひ必要であると思はれて、今後今までの措置、そして今御審議願っております法案の施行等によりまして、万全を期したいと考えております。

○横山委員 ほかの問題もありますから、自由化に十分な時間とれないのは非常に残念でありますけれども、私は先ほどちょっと申しましたが、この自由化を進める、かりにあなたの方の立場で自由化を進めるとしても、日本の産業の中には、幾つもそれを留保する条件というものがあるはずだ。一つは、今申しましたような二重構造の問題である。あなたはそれに対して明快に答えておらない。二重構造の改善をせずして自由化を進めるならば、いびつな日本の経済構造というものがそのまま固定してしまうのではないかと。体質改善をあなたはすると言っているのだが、その具体策はない。第二番目に、日本の産業基盤というものは、政府のいろいろ言っているにかかわらず、まだこの経済成長率に呼応した産業基盤というものは確立していないではないか。また、過当競争というものが、あるいはかなりの潜在失業というものが、あるいは産業構造の立ちおくれというものが、特に農業部門の立ちおくれというものはあるではないか。こう

いうような日本の産業の根本的な問題というものをなさずにして、ただあなたのお話のような自由化を、慎重とは言うけれども、実際問題としては、自由化オンリーで進めていく、その中で支障のあるものは手直しをしていくと言つけれども、その支障のある根本の産業構造のこういう問題についてのお答えがない。そこに私どもとしては一番問題があると痛感しておるわけでありまして。

次は外資であります。一昨日でありましたか、証券視察団がやって参りました。大蔵大臣と通産大臣はお会いになったそうでありますけれども、ある人の言ひ方によれば、まさに第二の黒船来たるという話がございます。これによつて日本の産業の中へ膨大な外資が入ってくると思はれておるわけでありまして。一体、今、これからアメリカの外資が日本へ登場し得る向こう側の立場を考へてみますと、私の判断ではありますけれども、日本における経済成長率が高いこと、それから金利が高くてもうかること、それから賃金が安くてやりやすいことということが、向こうにとつての魅力だと私は思うのであります。これは逆に申せば、経済成長率の高いことはともあれ、高い金利と安い賃金というものは、全く恥ずかしい話だと思つておられます。しかし、それは別といたしまして、大蔵大臣にこの際ちょっとお伺いしたいのでありますけれども、どちらにお答えを願つたらいかがか、大蔵大臣でも通産大臣でもどちらでもけっこうですが、一体どのくらい外資が入ってくると想像されるかという点であります。これはその規模並びに質において、私は問題

の点がずいぶんあると思うのですが、先般欧州共同市場へアメリカの資本が大量に投入をいたしました。あれが一つのモデルでもあらうと私は思うのですが、これから日本の産業界へ外資がどのくらい入ってくると思はれますか。ただ何となくこちらもおいで下さい、向こうが来るというわけで、多々参ります参りますということであらうか、その見通しを一つお伺いをいたします。

○池田國務大臣 御質問がはつきりいたさないのでございますが、前提となるどのくらいというものは、何年間のことをお考えになっておりますか。日本の経済がどれだけの成長度を加えたときにどのくらいの外資と、こういうふうにお伺いいたしたかぬと、答えようがございませぬ。

○横山委員 それでは、欧州共同市場の例を見まして、今後五年間くらいに、外資が日本にどのくらい入ってくるというふうな想像されますか。

○池田國務大臣 欧州共同市場の外資導入につきましては、不敏にして存じておりません。

○横山委員 それでは、この外資というものが日本に入ってくる、あなたとしてはそれを推進をされておるのでありますけれども、大体どういう規模をもつてお考えでありますか。つまり、あなたとしては、何でも多々参ります参りますか。どういふ態度をもつて外資導入にあなただは関係をしていらっしゃるのですか。

わが国経済に役立つ外資、こういうこととあります。その範囲では、これは多々参ります参りますということが言えると思ひます。これは当方の希望であります。相手方にもいわゆる相手方のいろいろの考え方があつてございましょう。その点で、まだ為替が完全に自由化されておられませんので、当分、私どもが今考えておりますように、優良なる外資の積極的歓迎といひますか、導入、こういう点で努力して参るという考え方でございます。

○横山委員 この経済協力によつて、政府の言うところによれば、日本がアメリカに期待し得る一つの問題として、外資の導入というものがあつた。しかしながら、外資がかりに無制限に入ってくるということになりますれば、そこにまたいろんな意味の問題が発生を参ります。今、通産大臣と大蔵大臣の間に意見の相違があると伝えられておるのであります。一体、外資というものは、国際収支という点でチェックすべきか、それとも国内産業の保護という点でチェックすべきかという点であります。今日、御存じのように、外資法と外為法と両方によつてチェックがされておるのでありますけれども、今、証券視察団の来日に伴つて、外資導入方法の緩和、この条件の緩和というものが議論されておりますけれども、きのうでありますか、証券視察団のお二人の大臣がお会いになつて、緩和の条件についてお話し合いをなさつたということでありまして、株式の取得制限、元本の送金期日の短縮等々、今外資導入の法律の運用条件を緩和するといわれておるのでありますけれども、どういふふうな緩和をせ

られるのか、最終的にどういうふうになりますか、お伺いしたい。

○佐藤外務大臣 ただいま証券引受協会の諸君が参っておりますが、具体的に話したという段階ではございません。ただいままで他の委員会等において政府の方針を随時説明して参っておりますが、それを繰り返して証券協会に話をただけでございます。ただいま、まだ他の委員会でお話したことがさらに発展しているという段階ではございませんので、今までお話ししたことで御了承いただきたいと思ひます。

○横山委員 それでは、一つ根本的な問題についてお伺いをいたしますけれども、御存じのように、この問題については、日米通商航海条約というものがあつて、航海条約では、国際収支に危険をもたらすおそれがない場合においては、無制限に外資を導入するという条約になっておるわけでありまして、ところが、外資法並びに外為法はそれに上回る制限をいたしておる。そこで、問題になる日米通商航海条約をどういうふうにするか。外資法、外為法を改正するには、日米通商航海条約がじゃまになるといわれておるのでありますが、私どもの見解は別といたしましても、通産大臣にお伺いをしたいのは、先般予算委員会においてお伺ひいたしましたところによれば、あいまいなお話でございましたが、日米通商航海条約の線に外資法、外為法を直していいのか、あるいは日米通商航海条約を改正して外為法、外資法を直すのか、また外為法、外資法というものを一本化して対外経済法を作るのか、この点について将来の根本方針をお伺ひいたしたい。

○池田外務大臣 ただいま御質問の点につきましては、大蔵省初め通産省、関係各省で鋭意検討を加えておるところでございます。

○横山委員 鋭意検討を加えておるのですが、池田通産大臣に私はお伺ひをいたしておるのです。あなたは、この間予算委員会において、日米通商航海条約については、外為法、外資法のことをも考えながら改正をするということをおっしゃったけれども、今現に証券視察団が来ておるのであります。それらの人に対して、日米通商航海条約の制限については、先ほど読み上げましたマッカーサー大使も、証券に対する制限については指摘をいたしておる。あなたはそのアメリカの要請に対して通商航海条約の線に沿う法律改正をするおつもりですか、いかがですか。

○池田外務大臣 日米通商航海条約の第十二条二項の規定並びに同条約の議定書の附則第五条の規定によりまして、この通りによつていた方が日本の経済、産業にいいか、あるいはまた、外資法、外国為替管理法をどの程度改正して日米通商航海条約との摩擦を排除していくかは、重大な問題でございますので、ただいまお答えすることとはまだ早いと思ひます。

○横山委員 あなたはそうおっしゃつておられますけれども、まさに重大な点であればこそ、私は、日米経済協力という線に沿つて、これが国際経済政策の食い違ひの一つであるから、さらに念を押してあなたにお伺ひをいたしておるのであります。今日まで外資が日本に参りましたのはそう大きな数字だとは私も思ひません。けれども、その質においては注目すべき問題がたつ

さんございます。たとえば、国会のほとり最近建ちました日本軽金属の問題も、あなたがかつて御指摘になった通りであります。あるいはまた、おもちゃの問題、コカコーラの問題、石油に対する外資導入の問題、あるいはテレビ、ミシン等、一つ一つの外資導入のことを考えますと、二、三日前に通産省が「外資導入の現状と効果」というものを発表されましたが、量においては是れたことではない、この指摘は一応受け取つてもよろしゅうございます。

しかし、質においては、日本のそれぞれの産業に相当の問題を常に発生いたしておるのであります。私がお伺ひをいたしておるのは、日米通商航海条約の制限、つまり、国際収支に危険がなければ外資はどんどん入れましようという制限だけで、通産大臣としてよろしいおつもりであるかどうかということとを、あなたに何回もお伺ひをいたしておるのであります。その点に沿つてあなたもお答えを願わなければなりません。私が言おうとしておることは、今後の外資の導入が非常にたくさんになるといふことが一応想像される、その想像される外資の導入というものと、産業の保護、産業の条件というものをどうお考えになるか。また、大蔵大臣と通産大臣の間に意見の相違があるし、外資の問題が手続やその他で非常に権限争ひというものがあつて、みづともない話だと私も思つておるのであります。一本化をなさるおつもりはないかという点を含めてお伺ひをいたしておるわけでありまして。

○池田外務大臣 先ほど申し上げましたごとく、通商航海条約第十二条第二項は、お話の通り、日本の外貨事情が

非常に悪くなる場合、また外貨事情が非常に悪くて今後外貨事情をよくする場合の制限はいけれども、ほかの制限はよくないということになっておるのであります。ドイツやアメリカ等の対外経済法はそういうことだけではございません。そこで産業政策を入れて改正するか、あるいは今でも、横山君御承知と思ひますが、外資の導入を制限はいたしてありません。外資法によりまして制限はしていない。幾ら外資が入つてもよろしゅうございます。ただ、出るときに、元本と利子配当の保証をいたしません、こういうことだけでございます。外資法があるゆえんのもは、外資審議会にかけて審査した分につきましては、元本あるいは利子の送金を政府が保証しよう、こういう建前になっておるのであります。

だから、現状は、向こうが元本と利子の引き揚げはいたしませんというのなら、幾ら入つてきてもいい制度になつておるのであります。そこで、幾ら入つてもいいが、出るときは出しませんぞというところが、今のような状態で日本の経済が外資を要求しているときに、いかどうかという問題、そしてまた片一方では、外貨事情ばかりでなしに、日本の産業、経済というものも考へて、外資の導入を制限しようとするれば、日米通商航海条約を変へるか、あるいは現行の外資法あるいは為替管理法の改正にとどめるか、非常に外交問題並びに国内産業、経済のものとをなさずしてございましてから、今ここで私はお答えすることもできませんし、また軽々しくお答えするということとはよくないと考えておるのであります。

○横山委員 それでは、時間もございせんから、次の問題に移りたいと思ひます。

日米の経済協力というものがアジアの国々に影響を与えることは、単に経済面ばかりでなくて、軍事面についてもそうでありまして、一番問題になりましては、先般来本委員会、中国との問題についていろいろ議論がされております。池田さんにも一つその点で引き続いてお伺ひいたしますが、あなたは一番最初にものを言われたのは、本年の一月五日であります。新聞記者会見をして、日中関係の打開をすべきであるという発言をなさいたしました。これが河野さんの自由化反対論と相対して、政治の重要な問題に発展をいたしましたわけでありまして。あなたは、安保が済んだら今度は日中の問題だ、そうして日中の貿易をどういうふうに言われておるのでありますが、その意味はどういう意味でありますか。質問の關係上、まず、あなたの真意を伺つておきたいと思ひます。

○池田外務大臣 私は、日中あるいは日ソ關係につきましては、意見の發表は、昭和二十九年の八月、自由党の幹事長のときに言つております。第二回目が本年一月一日の中国新聞でございまして、それによりまして、新聞記者会見で、日中の貿易の回復は望ましいことだ、安保条約とこれが直接に關係のあるべきものじゃない、私はこう言つております。

○横山委員 しかし、それにしては、今日安全保障条約の問題が国内の話題の中心となつて、そうして安保が、何といつても、あなたの方がどう指摘をしようとも、中国、ソビエトを假敵とし

たこと、通商航海条約第十二条第二項は、お話の通り、日本の外貨事情が

非常に悪くなる場合、また外貨事情が非常に悪くて今後外貨事情をよくする場合の制限はいけれども、ほかの制限はよくないということになっておるのであります。ドイツやアメリカ等の対外経済法はそういうことだけではございません。そこで産業政策を入れて改正するか、あるいは今でも、横山君御承知と思ひますが、外資の導入を制限はいたしてありません。外資法によりまして制限はしていない。幾ら外資が入つてもよろしゅうございます。ただ、出るときに、元本と利子配当の保証をいたしません、こういうことだけでございます。外資法があるゆえんのもは、外資審議会にかけて審査した分につきましては、元本あるいは利子の送金を政府が保証しよう、こういう建前になっておるのであります。

だから、現状は、向こうが元本と利子の引き揚げはいたしませんというのなら、幾ら入つてきてもいい制度になつておるのであります。そこで、幾ら入つてもいいが、出るときは出しませんぞというところが、今のような状態で日本の経済が外資を要求しているときに、いかどうかという問題、そしてまた片一方では、外貨事情ばかりでなしに、日本の産業、経済というものも考へて、外資の導入を制限しようとするれば、日米通商航海条約を変へるか、あるいは現行の外資法あるいは為替管理法の改正にとどめるか、非常に外交問題並びに国内産業、経済のものとをなさずしてございましてから、今ここで私はお答えすることもできませんし、また軽々しくお答えするということとはよくないと考えておるのであります。

○横山委員 それでは、時間もございせんから、次の問題に移りたいと思ひます。

日米の経済協力というものがアジアの国々に影響を与えることは、単に経済面ばかりでなくて、軍事面についてもそうでありまして、一番問題になりましては、先般来本委員会、中国との問題についていろいろ議論がされております。池田さんにも一つその点で引き続いてお伺ひいたしますが、あなたは一番最初にものを言われたのは、本年の一月五日であります。新聞記者会見をして、日中関係の打開をすべきであるという発言をなさいたしました。これが河野さんの自由化反対論と相対して、政治の重要な問題に発展をいたしましたわけでありまして。あなたは、安保が済んだら今度は日中の問題だ、そうして日中の貿易をどういうふうに言われておるのでありますが、その意味はどういう意味でありますか。質問の關係上、まず、あなたの真意を伺つておきたいと思ひます。

ておると一つ一つの判断があるのです。そういう中で、特に勇敢ともいわれるように、次は日中の問題だとあな
たが一月五日に発言をされたというこ
とは、今後のあなたの政治的な態度、
それから自由民主党の今後の外交政
策貿易・経済政策というものについ
て、少なからぬ影響を与えておるこ
は、政治的に明瞭なことでありま
す。確かにあなたは、それは前から、幹事
長のときから言われたかもしれませ
ん。けれども、こういう条件のもと
に、安保の次は日中だというふう
に言われたことに、私は意味を感じるわ
けであります。あなたが、いや、それは
何でもない、前から言っていることを
そのまま言っただけだということに
おっしゃるつもりであるかどうか、重
ねてお伺いいたします。

●池田国務大臣 日中の関係は、歴史的に申しまして、文化的に申しま
しても、また、わが国の経済の状況から
申しまして、これが貿易再開という
ことは常に望んでおるところでござい
ます。安保は、日本の安全保障のため
にこれはぜひ必要でございまして、審
議を願っておるであります。だ
とて、日中の貿易関係というものを
をほうっておくわけではございませ
ん。われわれとしては、できるだけ早
くこれが打開できることを望んでお
るであります。しこうして、今、ソ
連、中共を敵視しておるとおっしゃ
いまして、私はそういう考えは持っ
ておりません。

●横山委員 先日、横路委員が総理に
質問を日中の問題についていたしま
した。たしかそのときに総理も、中国が
侵略国だと国連でいわれたそのことに

ついては別であるけれども、今私はそ
うは思っておりませんという答弁をな
さいました。ちょうどその直後であり
ましたかアメリカのマン国務次官補
が、上院の州際・外国商業委員会の公
聴会で、こういう発言をいたしてお
るわけでありま。米政府は一九五〇年
以来中共、北朝鮮には事実上の禁輸措
置をとってきた。米国の禁輸措置
を少しでも緩和したならば、世界じ
うから米国が中共に対する態度を基
本的に変えたものとみなされ、米国が中
共と政治的に妥協する前ぶれが出たと
受け取られるであろう。米国の友好国
ではこれにならって北京と妥協しよ
うとする圧力が強くなるであろう。米
国の対中共禁輸緩和はわれわれの影響
を弱める。北京の影響力を強めるよ
うな政治的、経済的変化をまねき、中共
が低開発地域、特に極東の低開発地域
に浸透する道を開くことになろう、こ
ういうことをマン国務次官補がアメリ
カの議会で言っておるわけでありま
す。このことは、明らかにアメリカの
中国に対する外交、経済政策と、あな
たの言うところの中国観とは、非常な
食い違いを見せておるわけでありま
す。どうしても米国は中国に対する禁
輸措置を少しでも緩和しない。これを
やったらほかがまねるかもしれない、
こう言っておることに、総理として
は、この間お話しのように、侵略国でな
いと自分で思っているだけでなくて、
米国の中国政策を変えさせるといふ努
力をなさるお気持はありますか。

●岸国務大臣 これは従来も私申し
ておることではありますが、中共との間
に貿易の関係をわれわれは持ちたいと
言っておる。アメリカはそういう考え

方に立っておりません。また、チンコ
ムの問題に關しまして、日米の間に
おいて、これは三年前に私が行った
時にちょうど問題でありましたが、考
えが違っておることも明瞭であった
であります。これらのことに對して日
本の考えをわれわれとしては十分に述
べ、われわれがわれわれの政策をと
ることについて十分な理解をさせたこ
の経験を持っております。日米の間に
おいて中共に対する経済・貿易の政策
において食い違いがあることは確か
であります。これについては、日本は日
本としての立場をとって進んでいく考
えでありますし、また、その間にお
いて米國にわれわれの考えを述べると
いうことは当然である、かように思
っております。

●横山委員 そうであるとするなら
ば、あなたが思っておるばかりではな
くて、実際にその仕事をしなければな
らぬと思うのであります。私は、今日
米關係において、日本が中国の問題に
ついて、アメリカに、私は中国はこう
思っていますということを言うてし
まっております。それから、吉田
さん以來言うてしまっておるわけであ
りますから、その渡した一札を、あれ
はもうあの当時の状況でございませ
う、この際、私どもの中国観はこうで
ございませうということを申し出るこ
とが必要ではありませうか。今、ここ
であなたが、わしは中国は侵略国とは
思っていないと言ったところで、アメ
リカでは、現にあなたが指摘してお
るように、日本とは中国観が違ふので
ありますから、禁輸措置を緩和しないと
言っておるのではありませんか、この点
についてあなたはほっておかず、一

つ中国に關する吉田内閣総理大臣当時
のダレス書簡をやる、あるいは撤回
するといふふうには、はっきりおっしゃ
ることが必要ではありませうか。念の
ために、御存じだと思ふのであります
けれども、この点を一べん読んでみま
すと、

中国の共産政権に關しては、この
政権は、國際連合により侵略者なり
として現に非難されておる、その結
果、國際連合は、この政権に對する
ある種の措置を勧告しました。日本
は、現在これに同調しつつあり、ま
た、多数國平和条約の効力發生後
も、その第五條(四)の規定に從つて
これを繼續するつもりであります。
この規定により、日本は、國際連合
が憲章に從つてとるいかなる行動に
ついてとも國際連合にあらゆる援助を
与え、且つ、國際連合が防止行動又
は強制行動をとるいかなる國に對し
ても援助の供与を慎むこと」を約し
ている次第であります。なお、千九
百五十年モスコにおいて締結され
た中ソ友好同盟及び相互援助條約
は、實際上日本に附けられた軍事同
盟であります。事實、中國の共産政
権は、日本の憲法制度及び現在の政
府を、強力をもつて顛覆せんとす
る共産黨の企圖を支援しつつあると
信すべき理由が多分にあります。こ
れらの考慮から、わたくしは、日本
政府が中國の共産政権と二國間條約
を締結する意圖を有しないことを確
言することができま。

千九百五十二年十二月二十四日

吉田 茂
ジョン・フォスター・
ダレス大使殿

これに對してダレス大使から吉田内閣
総理大臣あてに手紙が来て、最後に
「私は、貴閣に對して感謝し、貴閣理
がこの困難で論争の種となつておる問
題に對してとられた勇敢で直截な態度
に敬意を表します。」と言つておるわ
けであります。少なくとも、この公式
に内閣総理大臣からダレスに對してあ
てられた手紙といふものは、今日あな
たが今國會において中國問題を語つ
ておることと全く異質のものだと私は断
定せざるを得ない。あなたも断定をな
さると思ふのであります。そうだとし
たならば、これが日本政府の態度とし
て、これ以來中國問題についてアメリ
カに對してあなたは公式をもつて書簡
を送られたことではないと信じます。か
ら、このまま残つておる、ダレスから
賞讃を受けるべき中國觀といふもの
が、日米國交の中國觀の條件になつて
おる。あなたは、中國が侵略者ではな
い、侵略國ではない、しかもまた平和
愛好國の一つであるといふふうにお
っしゃるならば、この吉田書簡をこの際
撤回をする、取り消す方途をおとり
なることが必要だと思ふのであります
が、いかがでありますか。

●岸国務大臣 それは私の理解してい
るところによれば、日本が日華條約を
結ぶ前提となつた交換公文であり得る
ように思ふのであります。そして、日
本と中華民國との間に平和條約が結ば
れ、友好關係が樹立されて、今日なお
それが続いております。そういう意味の、
歴史的な意味を持つてお
る交換公文であらう、取り消すとか、
取り消さないとかいふような問題では
ないと思ひます。

る交換公文であるから、取り消す必要はないという事は、どういう意味でありますか。その当時については効果があるけれども、今は効力を生じないという意味でありますか。

○岸国務大臣 その交換公文として、交換書簡としての意味は、その当時において一つの意味を持ち、それに基づいて日華間の条約が結ばれる前提をなしておる意味において意味があったのでございまして、今日においては、われわれは、それが日本を拘束しているという性質のものではない、こういう意味で申し上げたのであります。

○横山委員 はっきりいたしません。これが日華条約の基礎をなす交換書簡である、だから、日華条約の基礎をなす交換書簡としての意味があったのであるから、今ではその効力を失っているから取り消す必要はない、こういう意味でございまして。

○岸国務大臣 私が言うのは、その書簡の本来の意義といいますが、使命といいますが、そういうものは、すでにその交換によって、それをもって達しており、それをもって終わっておるもの、こういうふうな考えです。

○横山委員 けれども、これは約束をいたしておるわけでありまして、「わたくしは、日本政府が中国の共産政権と二国間条約を締結する意図を有しないことを確言することが出来ます。」と約束をしておるのです。その約束に対して、ダレス氏は、勇敢だ、けっこうでございまして、お礼手紙を出しておるわけですね。それではあなたは、この吉田内閣総理大臣がダレスにあてて出した手紙については責任を持たない、こうおっしゃるつもりで

あります。

○岸国務大臣 私の申し上げているのは、その書簡の交換は、日華の間の平和と条約を結ぶことの前提をなしているものであって、それに基づいて日華の間に平和条約が結ばれたもので、その書簡の目的というものは、使命というものは達せられておるものであって、今日、それが何か両国を縛っておるというふうな性格のものではない、こういうことを申し上げたのであります。

○横山委員 あなたは少し誤解をしておられるようであります。この書簡の前文には、こういう点が記載されておる。『一、日米の平和と安定、参議院における日本国との平和条約及び日米安全保障条約の締結に際し、日本の将来の対中国政策に關して多くの質問がなされ、説明が行われました。その説明のあるものが前後の關係や背景から切り離されて引用され誤解を生じましたので、これを解きたいと思ひます。』という前文であります。でありますから、日本の将来の対中国政策について約束したことに相なるわけでありまして、いいですか、吉田内閣総理大臣は、アメリカの大使ダレスに対して、日本の将来の対中国政策に対して約束をしたわけでありまして、これに対してあなたは、台湾の政府と条約を結ぶ前提になったものだ、それだけに固執をせられておるようでありますが、そうではない。私の聞いておるのは、将来の中国政策について約束をしたという書簡であるから、その約束について、あなたは、政府がかつたから責任を負わないと言ふのならそれもよし、あるいは台湾政権と条約を結んだからそれの意味はないから、この中国と条約

を結ばないということについてはもう意味はない、これに対して拘束をされないと言ふならそれもよし、そうでなければ、この書簡については、アメリカに対して、条件が変わつておるといふことをあなたが申し出る必要がありはしないか。そうでなければ、先般来本委員会で横路委員に言っていることは、何の意味だか私には全然わからない。いかがですか。

○高橋（通）政府委員 ただいまの交換書簡の点でございまして、私から補足させていただきます。御指摘の通り、初めの方にそのようなことが言われておりますが、その実体的な部分、つまりオペラティヴ・パートと申しますか、その中には「わが政府は、法律的に可能となり次第、中国国民政府が希望するならば、これとの間に、かの多数国間平和条約に示された諸原則に従つて両政府の間に正常な關係を再開する条約を締結する用意があります。」この二国間条約の条項は、中華民国に關しては、中華民國国民政府の支配下に現にあり」云々、こういうことが言われております。この書簡に基づいて、現実に日華平和条約が結ばれたわけでございます。従ひまして、この書簡の使命はもうこれによって果たされたものだ、このように考えております。

○横山委員 あなたのおっしゃったことは、今総理大臣が言つた台湾政権との問題について、法律上の条件を言つておるのである、先ほど私が読んだところは、中国の共産政権については後段において言つておる。中国の共産政権はこういう政権であるから、だから私は、この考慮から、「日本政府が中国の共産政権と二国間条約

を締結する意図を有しない」と、最後に明確に言つておるわけでありまして、この点については、中段における台湾との条約の問題と切り離して解釈されるのが当然であつて、この中国の共産政権に關する後段の規定というものは、きつめて明瞭である。この点を私は指摘しておるのでありますから、総理大臣から、重ねて、先ほど私がお伺いしておる点、つまりあなたはその意思として、岸内閣として、この吉田書簡に対して拘束をされるかどうかという点を明確にされんことを望みます。

○岸国務大臣 先ほどお答え申し上げました通り、私は、その書簡の使命はその目的を達しているものである、かように思つておる。従つて、取り消すとか、縛られるとかいう問題ではないと思ひます。

○横山委員 わかりました。それではあなたはこの書簡によって縛られない、拘束されないという点について、わかりました。

それでは、あなた一人がそう思つておるだけではないのであります。あなた一人が、私はこれは拘束されないよと言ふだけでは、だめなんでありまして、あなたは、中国についての認識を、この吉田内閣総理大臣とは違つておるということを確認にされたわけですから、この書簡というものは、日本の公式の書簡としてアメリカへ行つておるのであります。日本の中国政権に対する態度として行つておるのでありますから、その行つておる問題について、あなたは中国に対する認識を変えた、そして、中国について、今後はこういうふうに進みたいという考え方

を明らかにされる必要があると思ひます。その点はいかがですか。

○岸国務大臣 そういふことは、先ほど私がお答えした通りであり、そしてまた、日本が中国に対してとる、いろいろな適當であると考へるような事柄につきましても、日本は独自の立場でそれを考へていく。また、米國に対して、われわれは、できるだけわれわれの態度を理解せしめ、アメリカとの間においての食い違いというものを、できるだけ調整していくように努めることは當然であります。しかし、それだからといって、今の書簡を取り消すとかなんとかいふ問題ではない、かように思ひます。

○横山委員 私はその点について、非常にあなたのお考えを實際にされる誠意がない。あなたが、中国について、この吉田書簡についてもう無意味なものだと思つておるなら、さて米國に對して、自分はこう思つておるということを通じて、自分は残念に思ひます。

今度は、全然別な角度から一つお伺いをいたしておきたいと思ひます。冒頭にお伺いをいたしたのでありますけれども、日本の経済が、今後どういふふうに移行するかと云う点について、お伺いをいたしたいと思ふのであります。日本の経済が、下半期の動向を考へ、かつはまた、将来についてどういふような成長をしていくかという過程で、私は大蔵大臣に一つお伺いをいたしたいことがございまして。

それは、先日ソビエト政府がデノミネーションについて発表をいたしました。ソビエトの発表を見ますと、経済と貨幣流通の拡大の結果、施策を変更

し、購買力を高めること、六一年の一月から十分の一にする、十ループルを新ループルにする、すべて物価、料金、預金については実質的な変更はしないこと、国民、国家及び外国にも影響を与えないこと、という発表であります。このデノミネーションにつきましては、すでにフランスが実施をして、今実施段階にあることは、御存じの通りであります。かつてデノミネーションが国会で論争になりましたときに、こういうような条件であればという話があったのを、私は記憶をしておるのでありますが、それは円の変換性が回復する時期が、一つの条件でもあろう、保有外貨が十五億から二十億ドルくらいの時期になったならば、一つの時期でもあろう、あるいは円の価値を切りかえたときが一つの時期でもあろう、こういうことがいわれたことがあります。私は、このデノミネーションについては、原則的に反対の立場をとるのでありますけれども、今、日本の外貨の保有が、先ほど通産大臣からのお話があったと思うのであります。が、相当の外貨保有もあり、あるいは円の交換性が回復する時期が近づいたという話もあるときに、またしても出ておりますのが、このデノミネーションであります。大蔵大臣としては、今後の日本経済の展望の中で、デノミネーションをどういうふうにお考えであるか、この点をお伺いしたいと思っております。

○佐藤内務大臣 デノミネーションの理論は、最近ソビエトでこれをする、あるいはまたフランスでもやった、あるいはまたイタリアでやりそうだというようなうわさも聞いております。外国は外国のことでございます。わが国では、昨年の六月、政府の基本方針をきめております。いろいろデノミネーションをやることについては、ソビエトなどではごく簡単に考へておられるようですが、わが国の国内事情なり国民感情等から見ますと、いろいろ私どもも考慮していかなければならない問題があるのであります。従いまして、昨年六月にきめた政府の方針、これをただいま変えるような考へ方はございません。

○横山委員 総理大臣にお伺いをいたしましたのでありますが、このデノミネーションがなぜ国会であれだけ議論になり、また、出たり隠れたりし、今私が問題にしようとするゆえんのもの、は、あなたが一番最初に、このデノミネーションについての賛成の意見を旅先で言われたことから始まっています。で、最近保有外貨が増大をし、そうして円為替の採用という段階になって、おそろくあなたも、あの当時そういう気持ちがあつたのかと思うのでありますが、政府が否定をしても否定をしても、どこかにデノミネーションの可能性というものが、財界なりあるいは経済界で議論をされるのであります。一番最初に、総理がこの問題について肯定的態度をとられたところに、その原因があると思うのであります。将来とも総理大臣として、デノミネーションを実施する気持ちがなないのであるかどうか、この際明確にされたいと思ひます。

○横山委員 総理大臣が答へをいたしました通り、政府といたしましては、また私もそう思うのであります。が、昨年政府の方針を言明しているように、デノミネーションをやる意思は持っておりません。

○横山委員 それでは次に、外務大臣にお伺いをいたします。今日まで、私が冒頭に申しましたように、日本とアメリカとの過去における経済関係には、幾つも幾つもの食い違いがございます。たとえば、イロア資金、ガリオア資金の問題がそうであります。たとえば、アメリカの高い関税の問題がそうであります。たとえば、アメリカに対する日本の移民の問題がそうであります。たとえば、日本商品のアメリカにおけるボイコットの問題がそうあります。たとえば、戦時中におけるアメリカにある日本人の在外財産の問題も、また問題の一つになっております。これらの過去における日本とアメリカとの経済問題について、安全保障条約締結の際に、日本政府としては、アメリカに対して何らかの要求をなさつたのであります。経済政策の食い違いといわれるゆえんの過去の問題について、何らかの解決の手がかりをあなた持たれたのであります。この点についてお伺いをいたします。

○藤山国務大臣 今、横山委員の御指摘のありましたような問題は、常時外交ルートをもつて交渉いたしておるものであります。安保条約の締結の交渉の過程におきましては、そういう問題を交渉いたしましたことはございません。しかし、日米両国が今後経済上においても緊密な連絡をとって参りますから、従来よりも一そう、今後外交ルートにおける交渉において、お互いに相互の立場を理解し合いながら、話し合いを進めていくことにならうと思ひます。

○横山委員 それに関連いたしましては、一つ伺いたいと思ふことがある。それは、今、福田農林大臣が、ソビエトにおいて漁業条約の大詰めの交渉をいたしておる。毎年々々ソビエトにおいて、大臣が行つて、長期間にわたつて漁業の交渉をしておるのでありますけれども、その一番最初の問題については、かつて河野さんがソビエトへ行つて発言をしたと伝えられている問題に、もしも日米加漁業条約の条件であるならば、と言つたことがありますが、日米加漁業条約は、ちょうど講和条約が発効いたします直前に交渉が行なわれ、仮調印が行なわれた。そうして講和条約が発効いたしました二十七年の四月二十八日を過ぎた一カ月後に本調印がされました。この点については、委員各位が御存じの通りに、この日米加漁業条約というものがいかに不当なものであるかということについて、水産委員会においては、当時理事會において反対決議をいたさんばかりでありましたし、本委員会において欠席した与党委員があることは、各位の御存じの通りであります。この日米加漁業条約が——そもそもトルーマン宣言と称する、一九四五年の九月に、アメリカの大統領が、アラスカ周辺のところにおいてはサケ・マスはとってはならぬといふことを言い、日本政府としては、まさにみづから公海平等の原則を放棄して、そうして日本が百七十五度以東のサケ・マスはとらないこと、アラスカ半島以東のニシン、アメリカの

いうことでありましよう。しかし、私は、この第二条というものが、実際問題として、もしも経済協力を實現する過程で、日本政府として、この種の懸案なりあるいは将来の経済協力の食い違いについて、実際問題として、あなたがどういふふうなアメリカに要求をされ、どういふ解決を得られたかというところについて、具体的な成果をお伺いいたしたかったわけでありまう。それは、何ら今日までではないとおっしゃるわけでありまう。将来については、どういふ具体的な問題を、アメリカとの交渉に乗せようとするのであります。その具体的な点をお伺いいたします。

地先沖合のオヒョウ等については、これを放棄したことに根本の問題があるものであります。この原因の中心になりました理屈、つまり、自発的抑止の原則というものが、自後、ソビエトとの交渉におきまして、あるいは国際海洋会議におきまして、常に問題になっておるのであります。私は結論的に申しますが、この日米加漁業条約が、国際的な漁業条約交渉のいつもガーンになっておる。そうして海洋会議において、先般アメリカがこれを提案したときに、日本がそれに対して反対に回し、これは国際的に否決された原則でもある。しかも、この自発的抑止の原則それ自身が、ソビエトとの交渉についても支障があるということになっておるわけでありまして、この際、政府としては、国際的経済政策の食い違いの一環として、日米加漁業条約についての改定をアメリカに申し入れる必要は認めないか。アメリカへこの改定を申し入れるべき機会であると思うのであります。いかがでありますか。

○藤山国務大臣 日本の水産業者の活躍というものは相当に有力なものであります。従いまして、その点において日米加三国の間に若干の食い違いがあったことも事実です。従って、こういうような日米加漁業条約によりましてこれを調節するという作用をいたしたのでございませう。その後円滑に運用されております。一昨年もしくは昨年に、アメリカ側の国会におきまして、若干これについて問題が提起されたことは、横山委員も御承知だと思いますが、その問題等につきましては、両国

政府の間におきまして、民間業者等の会合をやりました。そうして問題が理解を得たので、今日まで昨年の問題は円滑に推移してきておるわけでございます。そういう意味におきまして、この漁業条約及びそれに基づきます日米加漁業委員会というものが、現状において必ずしも不当な運営をされておるというふうには、われわれとておりません。むしろ、こういう条約について改善すべきものがあれば、時勢に応じて改善すべきことは当然でございませうけれども、今日の日ソ漁業交渉等と対比して、日米加三国の委員会の処理というものが、必ずしも日ソの委員会等と比べて不当に激しいものであるというふうにはわれわれ考えておりません。

○横山委員 これは外務大臣、当時のいきさつをあなたは御存じないのであります。さうかどうか知りませんが、私も非常に楽観した話であると思つております。農林大臣がいらつしやいませが、農林大臣の臨時代理である菅野長官には恐縮なんですけれども、あなたに農林関係の立場としてお伺いをいたしたいのであります。いうところの自発的抑止の原則、つまり三条件があつて、一つには資源が有限であること、つまり、魚をとる者と魚について大きくなっていくリミットが一ぱいであること、漁獲が規制されておること、科学的研究の対象となつておること、その三条件を備えておる魚種の漁獲は自発的に抑制をする、そのこと自身については、これも大いに議論がありましよう。また、この抑止の原則は、一九五八年、ちょうどおとしでありますか、国際海洋会議で、この条

約の原則についてアメリカの提案は国際的に否決をされておるのであります。そういうこと以上に、日本がこのときに百七十五度以東のサケ・マスや、アラスカ半島以東のニシンや、アメリカの地先沖合のオヒョウをとらないと、附則で定めたことについては、国会で重大な議論が発生をいたしました。そのことが、その後の漁業交渉に非常な影響を与えておる。この際、この日米加漁業条約を、アメリカに対して交渉をして、廃止をさるべき機会ではないかというふうには私は考えるのであります。いかがでありますか。

○菅野国務大臣 百七十五度以東の水域でサケの漁獲を自発的に抑止したのであります。これは暫定的に抑止したのであります。科学的調査によつては、この抑止という問題が考慮されるのであります。現にニシンなども昨年から――それまでは抑止しておつたのであります。昨年からニシンの漁獲も始めたのであります。これは科学的調査の結果、ニシンを漁獲してもいいということで、昨年から始めたのであります。サケにつきましても、毎年この問題については討議いたしております。将来におきましては、科学的な調査がはつきりいたしますれば、それができるといふことに相なるのではないかと、こう考えておる次第であります。

東されておるだけで、日米加漁業条約を改定しなければ、その原則は動かし得ないのであります。その点はいかがでしようか。

○菅野国務大臣 今のお尋ねの件については、事務局からお答えいたさせていただきます。

○高橋(泰)政府委員 お答えいたします。現在自発的に抑止しております西経百七十五度の問題につきましては、科学的な調査を三國間で持ち寄りまして、毎年この線の妥当性について検討いたしておる次第でございまして、この科学的な立証いかんによりましては変更することがあるというような趣旨だと考えております。

○横山委員 この日米加漁業条約は、三十七年五月に期限が切れるわけでありまして、この日米加漁業条約の原則である自発的抑止の原則、この原則によつて漁業条約が成り立っているわけでありまして、この原則が国際的に否決をされた。なぜ、こういうような不平等な条約が締結をされなければならなかつたかというところは、国会が当時審議をしたところでありまして、その当時、サンフランシスコ条約が調印をされたこと、しかも、国会は、占領下において交渉する必要はない、条約が発効してから交渉すべきだという強力な意見にもかかわらず、政府がこれを強行したところに、不平等な原因があると確信しておるのであります。この点について、この日米加漁業条約を改定するという決意が政府の中にあるかどうか、最後にお伺いをいたしたいと思ひます。

題は、結局、資源保存措置としてできた問題でありまして、先ほどから申し上げました通り、科学的調査のいかんでは、この自発的な抑止をやめることも可能なのであります。目下この科学的調査について検討いたしておりますからして、従つて、科学的調査の検討結果、あるいは近き将来においてこれが抑止をやめるといふこともあり得るというところは、一つお考えおきいたしたい。現に、先ほど申し上げました通り、ニシンなどは昨年から漁獲することに相なつたのでございませう。サケの問題につきましては、将来の問題としてわれわれも考えておる次第であります。

○横山委員 冒頭にお断わりをいたしましたように、私の質問は非常に各般にわたりました。委員諸君から御意見もあつたかと思つております。要するに、この第二条の性格、並びに第二条が発展をいたします点については、きわめて私は各般にわたると思つております。次の過程で――総理大臣からおつしやつたのですけれども、言うならば、あなたは、予期してないといふ私は想像されたのであります。この安保の第二条が、過去と現在と、それから事前協議が発動される段階における将来、この三つの時期において、日米の経済協力ないしは経済政策の食い違いから発する問題は、私が今並べ立てただけでも、全く各般にわたると考えておるわけでありませう。そういう点から、私の質問はまだ十分足りていませんし、まだ問題の発展がたかさんあるのでありますけれども、時間があまりありませんので、また別の機会にいたしまして、一応私の質問をこ

れで終わることにいたします。(拍手)

○小澤委員長 次に、帆足計君。

○帆足委員 安保条約の審議につきまして、私は、委員でありますけれども、きょう初めて発言をお許し願ったわけでありまして、国民すべてが、この問題をまじめに審議してくれることを望んでおるわけですから、十分質問させていただきますのであります。

きょうは、もう時間が移りまして、同僚議員諸君もばつぽつ空腹を感じる時間でありまして、その緒論だけを述べさせていただきます。他の機会に続けて質問させていただきますと思うのであります。

その前に一言お尋ねしたいのです。問題の李承晩政権が倒れて、韓国が民主化される傾向にあります。これは、党派を離れて御同慶の至りです。許政大統領代理が、北朝鮮の例の帰国問題を取り上げまして、これを撤回することが話し合いの前提条件だということをおっしゃっております。この問題は、人道の問題として、南北を問わず、公平に赤十字の援助を受けて行なわれておりますことは御承知の通りでありまして、しかるがゆえに、超党派的に国民世論の支持も受けておるのでございますから、日本政府としては、最初の人権と人道の立場を淡々として貫くという立場を堅持なさることと存じますけれども、多くの朝鮮の諸君が心配をしておる問題でありますので、総理の御所見を一言だけ先に承っておきたいと思ひます。

○岸閣僚大臣 北鮮帰還の問題は、今お話しのように、人道的立場に基づいて、国際赤十字の協力のもとにわれわれはこれを行なっているわけでありま

す。従つて、これは国際的にも支持されているところであり、われわれとして、その方針は、これを今お話しのごとく淡々として実施していく考えであります。

○帆足委員 安保審議のただ中に、いわゆる黒いジェット機の墜落の問題が起りました。昨日いろいろ真剣な質問があったのであります。きょうの新聞紙上などを見ましても、国民は非常な不安を感じておられて、まだ十分には不安が解消していない状況のように思ひます。この問題につきましても、アメリカ国務省は、当初は、これは大統領並びに政府の関知せざるころであるとして発表し、やがては、開き直りまして、鉄のカーテンのかなたがどうも神秘的に見えるから、ときどきのぞくことは、これはやむを得ない正常行為であるというようなことを申しまして、新聞記者諸君の質問を受けましたときに、発表者は顔を赤くしたと伝えられておるのであります。私は、アメリカの国際信用のために、まことに遺憾な事件であつたと思ひます。たまたま、その飛行機が日本に三機もありまして、それに対する日本政府からの問いに対して、気象観測以外のことはしないという答えでありますけれども、それに対して、必要となるときは、気象観測であるけれども、必要となるときは、気象観測を越えて気象観測をするようなことがあるか等の問いを新聞記者諸君が発しましたときに、このスポークスマンのホワイト氏は、明答を避けまして、逆に、いかなる方向からの奇襲にもアメリカは目をつぶるわけにいかないという、顧みて他を言うような、開き直つたような言葉を弄されたこと、

これまた、私は非常に遺憾なことであつたと思ひます。従いまして、赤城防衛庁長官にお尋ねしたいのですけれども、気象観測にとどまるといいまして、それでは、国境を越えるような気象観測は絶対にしないことにアメリカと取りきめておられるのかどうか、その点を尋ねたいと思ひます。

○赤城防衛大臣 気象観測と領空侵犯とは違ふと思ひます。気象観測の目的を持ておるからといって、領空を侵犯するということとは、これは不当だと思ひます。このたびの事件につきましても向こう側によくたがひましたが、気象観測であり、他国の、ことに中共、ソ連等の領空に入つておるということはない、また、今までもしていない、こういうことでございまして。

○帆足委員 ただいまの御答弁は、こうでありますけれども、それでは、アメリカが約束を破りましたやうなときには、アメリカは、すでに一度国際的にうそをついて、恥をかいたやうな状況であります。消息通の報道を見ますと、大統帥府の権威も、ときどきは、極東軍司令部に及ばざるやうな、あたかも、近衛内閣のときに関東軍司令部に及ばなかつたやうなことが、さすがのアメリカにも歴史の過渡期においてあるかのごとく新聞は伝えておりますから、この点、日本国民は憂慮しておりますが、アメリカがそういうやうな違反行為をいたしますやうなときには、ただ抗議を申し込むといふ意味でございませうか。あるいは、また、これが単に気象観測の飛行機であつても、核兵器を載せた

飛行機が、将来こういうやうなあやまちをするやうなことがあれば、おそれるべきことであるやうな心配するわけでありまして、そういうときには調査し、報告を求める権能があるかといひます。調査を求めることはするけれども、調査する権能はないといふやうな回答が繰り返されて、調査することができないならば、アメリカが約束を守つておるかどうかが、それを確かめる方法がないではないかといふことで、議論は中途のまゝになつて心配しておるものでありますけれども、これにつきましても長官の御意見を伺いたしたいと思います。

○藤山閣僚大臣 今のアメリカの日本に起こりましたのは、米政府が、「日本にある空軍基地から飛翔するU-2機は、合法的かつ通常の目的のみに使用されておる。今後ともそのやうにのみ使用されるべく、」こういうふうな言つておるのであります。気象観測も合法的に行なわれるわけでございます。

○赤城防衛大臣 ただいま外務大臣からお答えした通りでございまして。現実のU-2機につきましても、今お話しした通りに、違反をすれば抗議を申し込むといふことになつております。その抗議によつてどういふ方法をとるかといふことであります。アメリカ政府が保証しておることを破るやうなことでありますならば、そうしてまた、目的外に使用するやうなことでありますならば、退去してもらうやうなこともあり得ると思ひます。

核兵器の問題につきましても、これを査察する権能は持つておりませんけれども、この安全保障条約が批准され

るといふことになりましたらば、日本が核兵器の持ち込みは厳にこれを禁ずるといふことが、日本はこれを入れなといふことが、国会の論議を通じて、あるいは内閣といたしまして総理大臣の言明もしばしばあることでございまして、そういうものを持ち込んで入るやうなときには、通告を受けるやうな措置を当然としていくということに相なろうと思ひます。

○帆足委員 この安全保障条約のことで国民が心配しておりますことは、やはり第一には、国内に、原爆とミサイルの時代に基地を置くから大へん危険であるといふこと、それから、アメリカが、アメリカ自身の政策のために事を起こしたときに、日本が巻き込まれはしないかといふこと、それから、事前協議と申しまして、十分にわれわれの意思を表明することが、実際問題として困難ではなからうかといふこと、それから、十年の期限などといふことは、今、一年は十年の早さで流れておりますから、五年は五十年、十年は百年の早さで流れておるやうな、ちよつとあまり長過ぎはしないか。私は、きょうの古井議員の話を聞きまして、党派は違ひますけれども、国民の心配しておることはやはり同じであると思つて、実は敬服して承つたのであります。アメリカの国会では、この重要な外交条約の批准は、議席三分の二の承認が必要であると私は聞いておりますが、これは大へんいいことでないかと思ひます。もし与党の諸君が、そういうやうな心がけて審議されるならば、きょうの古井さんの質問などに対しては、あのときは与党側に

も寂として声がなかったようでありましたけれども、今度はもっとお考えになつて、もっと慎重審議を必要とする段階でなかろうかと私は思うのであります。とにかく、島国日本は、二つの世界の中にありまして、平和の上にもみ生存し得る国であると思うのです。従いまして、軍事的な条約を他国と結ぶも結ばぬも、あるいは平和の中立の道を進むも、いずれにせよ、日本が平和でなければ、ほんとうに戦争になつたのでは立地的にどうにもならぬのではあるまいか、これはだれしも心配することでありまして、安全保障という以上、私は、日本の安全保障と書いてありますけれども、日本の国土と国民の生活の安全保障、こういう意味に考えるべきことであるまいかと思うのでございます。日本とアメリカとが、この安全についてある種の条約を結ぶと、二つの国は立地的に五千キロも離れておりますから、日本の安全保障ということとアメリカの安全保障ということとは、立地的にも、宿命的にも大きなズレがあることは、私は当然であらうと思うのでありますが、総理大臣は、この立地上の問題から考えまして、日本の安全保障とアメリカの安全保障とが、立地的、戦術的に矛盾いたしますときは、どちらを優先的にお考えになつておられるか、これは一応まず前提として、お尋ねしておきたいと思ひます。

○岸国務大臣 それはお答えする必要もなく、日本の平和と安全であると思ひます。

○帆足委員 きよの質問は六時半までということでありまして、私はその要旨だけを先に述べさせていただきます。

まして、意を尽くさないところがあります。同僚議員から御了承願ひたいのでありますが、安全保障ということになりまして、そうすると、これは戦略にもかかわり、また、立地条件にも関することでございます。防衛庁長官は孫子の兵法を御存じでありまして、うけれども、地の利ということはいわゆる重要なことでありまして、この安全保障条約を考へるにあたりまして、私は、党派を越えて、共通の一つの客観的な事実があると思うのでございまして。それは一つは、日本の置かれておる立地条件、もう一つは、今日の兵器の発達状況、この二つは、党派を離れて厳密に、まず共同で検討しておく必要が、前提条件としてあるのであるまいかと思うのであります。グラマン、ロッキードなどという従来の御論議を聞きまして、今日のミサイルの時代に、何かちよんまげの大きさを論議しておられるのではあるまいかというやうな疑いを持つと、うちのむすこなどが申しますから、そういうことも私は正確に分析しておく必要がある。まず、立地条件から申しますと、一体基地というものは、今日の戦略的現代戦における基地というものは、一体どういふふうにお尋ねしたいと思ひます。

○赤城国務大臣 戦争を起さなくない、戦争に巻き込まれないということ、お話しを通り、党派を超越して私どもも心からそれを願ひ、その方策をとりたい、こう考へておるものであります。ところで、安全保障条約につきまして、安全な方につきます、私どもも考え方がいささか違つておるの、非常に遺憾であります、私どもは、

そういう戦争に巻き込まれないで、平和に、今のお話のように、国土と国民を守りたい、そのためには戦争を起さなくない、また、全面的な戦争はないと思ひますけれども、局地的な紛争等がありまして、また、それが起きないように、また、起きたならば小きいうちにそれを消しとめて、この事態を平和に回復する、こういうことが、安全保障条約の根本を流れておる思想でございます。そこで、今お尋ねの基地というものの性格はどういうことであるかということでありまして、そういう戦争を抑制し、小さい紛争を抑えて大きくさせないために、アメリカは日本を守るといふ義務を持ち、また日本は、そのための目的をいたしまして、日本における施設及び地域を、地位協定に従つて個々の協定しておることも、私から申し上げる必要もありません。でありますので、基地という言葉はよほど違つてきておると思ひます。しかし、基地というのは、今度の安全保障条約において出てきておりますのは、事前協議の場合であります。この施設及び地域をアメリカの軍隊が使って、戦闘作戦行動等に出る場合に、この基地の使用について、事前協議というやうな制限を加えておるわけでございます。でありますので、条約上の問題からいいますならば、施設及び地域の貸与ということであり、それが作戦行動に使われる場合等においてこれが基地、こういうふうにいわれるものと私は承知しております。

○帆足委員 ただいま基地についての長官の答へは、私は、陸軍大学としたならば、これは落第であると思ひます。と申しますのは、アメリカの防衛辞典を見ましても、基地というものは、守るべき一定の本拠に対して、本拠を主体として、そしてその前線基地、補給基地、中継基地、ときとして犠牲基地、こういうふうにして書いてあるのでございまして、この方が明確でないでしようか。

○赤城国務大臣 でありますから、この安全保障条約において、アメリカに貸与する施設あるいは区域ということになつておりますけれども、それが作戦等に使われる場合、今お話のやうな場合に、それは基地と、こういうふうな場合に、こう私は申し上げたわけでありまして、

○帆足委員 さらに、アメリカの国防辞典によりますと、基地とは、奇襲の際に、アメリカ本土が時をかせぐために、前方に前線基地を持つ、海綿があたかも水を吸収すること、原爆その他の攻撃を一手に吸収して、本国が時をかせぎ、それから攻撃を分散せしむる機能を有する場所である、この定義は、私はきわめて明確にして科学的であると思ひますが、防衛庁長官、戦術家としてどうお考えですか。

○赤城国務大臣 軍事的にそういうやうな解釈が成り立つと思ひます。しかし、安全保障条約上における基地というものは、どういふふうにお尋ねのこととありますから、私は、日本といたしましては、施設及び区域をアメリカに貸与する、それが作戦等に使われる場合に基地と称せられる、こういうふうには了解いたしません。

○帆足委員 各国の国防辞典を調べてみますと、おおむね海綿が水を吸収するがごとくで、相手国の爆撃をそこに吸収し、時としてはこちらから先方を攻撃する場所、すなわち、おおむね前線基地、これが第一、第二は中継基地、補給基地、そして時としては、犠牲基地、私は、この定義が非常に正確であるとするならば、安全保障条約を結び、外国に基地を貸すにあつては、立地的考慮というものが必要だ。そこで、安全保障につきまして、日本の安全保障とアメリカの安全保障との二つが調和しなければならぬ。アメリカの安全保障のためには、彼は五千里離れた先方の日本、ちよん王の人口のあるアッツ島のような四つの島、この島がアメリカの防壁として役立つことは、だれでもわかることです。私は、その善悪を述べたお尋ねはあります。物理的、客観的な事実について、党派を離れて、物理学の問題は党派と関係ありません。物理学の問題として論じているわけですから、アメリカの生命線は、アリューシャン群島から日本、沖縄、台湾を経て、フィリピン、グアム島に連なる一線がアメリカの生命線と、ある意味では言えるでしようけれども、しからば日本の安全保障のための生命線はどこでしうか。私はそれを防衛庁長官にお尋ねしたい。アメリカの安全保障のために日本を基地にすれば、アメリカ上院は満場一致喜ぶでしう、何の犠牲もないのですから。そうしてただ借りて、分担金すら、地主が逆に小作料をアメリカに払ふやうな条約ですから、それは喜ぶでしう。しかし、日本の安全保障のための戦略的基地はどこに作ればよいでしうか。それをお

尋ねたいと思います。

○赤城國務大臣 安全保障条約でもそうでありまして、日本の憲法のもとにおける日本の自衛隊のあり方から見てもわかりやすいように、侵略しようとか、戦争をしようというところからきておるものではございません。これを抑制するということでありまして、受けてきたというところでありますから、自衛隊法にもありますように、直接及び間接の侵略がありましたら、それに対応するというところでございまして、戦前のように第一線を満州に置いて、そうしてソ連と戦争をしようというような態勢で、日本の自衛隊あるいは日本の国防があるわけではございません。アメリカといたしまして、第一線とか生命線といいますが、アメリカの生命線というのは、そういう線があるとするならば、これはアメリカ自体だと思えます。アメリカ自体にいたしましては、根本的には、私から申し上げる必要はないと思いますが、自由主義、民主主義を守っていくという根本のもとに、そうして国連に入っているアメリカといたしまして、侵略とかあるいは武力の行使をしないというところの建前のもとに立っておりますが、たゞ、国連憲章五十一條に、また、国連だけでこの和平を守れないという建前のもとにおいて、個別的あるいは集團的自衛権のもとに自衛権の発動を例外的に認める、こういう立場に立っております。

○帆足委員 防衛庁長官は、一体戦略の本をお読みになっておるかどうか、孫子の兵法ですらお読みになっておるかどうか、疑問だと思ふ。というのは、私が今お尋ねしたのは、日本の

の国土と日本の国民を守るために、一応軍事戦略の立場から考えて、日本の生命線ともいふべき前線基地はどこに求めたいのか。アメリカはアメリカを自衛するために、日本を基地として選んだ。日本は日本を自衛するために、どこを基地として選べばよいのか、これをお尋ねしたいわけだ。

○赤城國務大臣 先ほどもお答え申し上げたのでありますが、日本が戦争をしてどこまで出ていくか、たとえば、先ほど申し上げましたように、戦前の満州を第一線として戦うというような形で日本の防衛はなっております。それでは前線といふか、どこを基地として防衛するかといふものならば、これは日本本土及び日本の周辺でございまして。

○帆足委員 アメリカのような強大な国ですら、五千海里離れた前線基地なくしてはアメリカは守れないときに、日本のような四つの小さな島、しかも、九千万の国民がいて、前線基地を持たずして武力的に防衛するということとは、私は不可能であると思ふ。満州はかつてわれらの生命線といわれまして、カニが甲らを取られ、はさみを取られ、自身となり、刺身となつて、酢の中につかておる。戦争は始まるうとしていたのではなく、戦争はすでに終わりました。無条件降伏をした。従つて、軍事的には一応策なきというものがほんとうの姿です。策のない日本が他国の基地になるというところは、私にはおかしきと思ふ。というのは、基地とは、海綿が水を吸収するがごとく、原爆その他の爆撃を一手に引き受ける場所、(何を言っているのだ)と呼ぶ

者あり)これは物理的真理ですから、党派を越えて聞いていただきたい。もし日本がみずから守るために、カナダからカリフォルニアか、せめてサンパウル島を基地として、アメリカの進撃に対してわれわれは備へようというならば、それは一つの方法でしょう。しかし、日本は太平洋の五千海里のなかにあつて、アメリカが日本を守ろうとしても守れるものではありません。そうすると、どういう効果があるかといふと、私は謙虚な気持ちで、保守党の立場に立つても、やはり平和はいいです。社会党の立場に立つても、あまり乱暴なことをして平和を攪乱することはよくないです。両方の立場に立つて、そうして平和であるにはどうしたらよいかといふことを冷静に考えてみますと、入党しなくとも、人間は考える能力がありますから、いろいろ思いをめぐらしてみますと、日本の国土が侵されたときには、アメリカが相手の国を爆撃するといふような相談ならば、これは私は、相談として、それに賛成、不賛成は別として、一つの論理がある。しかるに、日本を基地としてしまつて、日本を戦場としてしまつて何の安全保障ですか。善悪の問題でない、事実です。日本を基地として何の安全保障ですか。従いまし、この問題について今日古井委員が非常に心配をされて、いろいろな角度から論ぜられた。また、新聞も論じておる。これは当然なことだと思ふ。従いまして、今、日本を基地といたすことは、アツツ島ならば無人島ですからまだ案ですけれども、九千万国民のあるアツツ島といふものは併呑にもならない。従いまして、私は日本国民に

広くこの事情を訴えて、そうしてきょうは地図を開いて、太平洋のどういふところに日本が位置しているか、宿命の星はわれわれに何を語っておるか、これを国民がおもむろに考える必要があると思ふ。長官はどうお考えですか。

○赤城國務大臣 日本が侵略に対して防衛する、また、そういう事態がないように、抑制力としての安全保障条約であります。かりにそういうことがありましたが、アメリカが日本を前線基地として使うことだけを甲とされるのは、独断だと思ひます。基地として、アメリカ本土が基地となる場合もありまして、その他各方面が基地となる場合もあります。日本だけが基地となるようなことではない。日本に対しては、日本を守るためにアメリカが協力するということでありまして、日本を犠牲にして、日本を基地として、日本だけを踏みにして、そういふことをするといふふうに即断されるのは、私は行き過ぎかと思ひます。

○帆足委員 安全保障条約の中には、日本の国土と国民の安全を守るために、国土が破壊され、国民の生命が脅かされないように、細心の注意を払わねばならぬといふ言葉が、遺憾ながら入っていないのです。これが一番重要なことでありまして、それからまた、今の基地の問題でありますけれども、アメリカの国防辞典には、基地とは前線基地、補給基地、中継基地、時と場合によつては犠牲基地、これが基地の宿命であると言われている。私は、今日の近代戦略においては、善悪は問わず、そうだと思ひます。従いまして、与党の中にも、軍事同盟を結ぶことは仕方ないけれども、基地は常

時置かない方がよくはあるまいか、あるいはまた、基地を置いて、そこから飛び立つとするならば、事前協議に対してよほど慎重な、そこにブレーキがなければあぶないものであるまいか、こゝういふ論議が出ておりますことは、私は当然のことであつて、これはもつと与党の諸君と私は慎重に……われわれの子供たちは、おやじは社会党とか自由党とか分かれておりますけれども、子供たちは同じ小学校で肩を並べて勉強しているのですから子供たちの責任感を持つて考えてみる必要がある問題であるまいか。きょうの古井君の指摘した点は、非常に穏やかでありましたけれども、やはりこの問題をまじめに考えている者として、寂として声なく、みんなが聞いたじゃありませんか。

私はもう一つお尋ねいたしますけれども、沖繩は犠牲になりました、日本から離れてしまつて、そしてもうあそこは航空母艦のようになつてしまひました、核兵器まで入つております。しかるに、一たび金門、馬祖の戦いなどがあつたときに、遺憾ながら——そういうことのないように日本政府も御協力下さるでしようけれども、また、世界各國も平和のために御努力下さるでしようけれども、遺憾ながら沖繩が戦場に巻き込まれるようになったときに、先日金門、馬祖の戦いがたけなわなときに、急に空襲警報があらまして、アメリカの軍人軍属の奥さんや子供たちは、全部飛行場を集められまして、疎開の準備をしました、そのときに、あわれなるかなや、日本の商人や子供たちや農民たちは、家の中に二十四時間入つておれという命令がきまし

た。一体沖縄の市民たちは、そのとき、どこに疎開したらいいのでしょう。その疎開の準備をされておられるかどうか、伺っておきたいと思う。

○赤城國務大臣 前提が攻撃を受けるということであり、攻撃を受けるというところであれば、攻撃する国がなぐちやなりません。私どもは、そういうことは、国連から見ましてもお互いこれは慎むべきことだということで、これは差し控えておるのが世界の情勢だと思ひます。でありますから、沖縄がやられるという場合には、沖縄を攻撃するものがなくちやなりません。そういう事態を考へて、安全保障条約というものを結んでおるわけじゃございません。そういうことがないようによ意をするということが、この趣旨でございます。

○帆足委員 歴史の今日の進化の段階では、世界各國といえど、どの一つの国といえど、百パーセント信頼し得る国はないのです。それが今、人類の歴史の段階です。アメリカは完全であるかという、アメリカもまた、レバノン、ヨルダンのときは、国際連合において戦争犯罪者として追及されたばかりありませんか。英国もまた、スエズの問題では追及され、アルジェリアの問題その他では、フランスも窮地に立たされた。ソ連もまた、時として問題があったことは、諸君の御承知の通り。人類の進化の段階において、今日われわれは、信ずるに足るものは自分の国だけであつて、他國を百パーセント信ずるといふことは、私は外務大臣に、これはおとめの祈りにすぎない、こういうか言つたことがあります。従いまし、お尋ねいたしますが、沖縄が戦争

に巻き込まれるようなときには、相手國が悪いときもあるし、アメリカ側が悪くておちよつかいして、逆に攻撃を受ける場合もあり得る。いずれの場合も、人生にあり得ます。日本の基地が使用される場合にもそういうことがあり得るが、万一そういうときに——あ

とで私は申し上げますが、今日の武器の発達段階は驚くべきものです。一発の原爆は、十五年前には三千度に沸騰した。今では、一発の水爆は一億五千万度に沸騰する。また、飛行機の性能にいたしましても、ジェット機は二マッハですけれども、ミサイルは二十マッハになっております。東京—香港間の距離は二千五百キロ。BOACで八時間かかりますけれども、今ではジェット機で飛べば一時間半です。ミサイルで飛べば、わずかに六分ということになります。こういうときでありますから、基地を外國に無条件で貸与することに對しては、だれしも心配する。それを私は、政府といえど、認めていいと思うのです。従つて、基地の貸与については条件をつける。また、いろいろみんなが心配する、当然のことだと思ふのです。しかも、長官は、戦略術をあまりお調べになつていないために、この問題を、今案納的なお答えを出されましてけれども、かりに日本の基地が爆撃を受けるようなときに、どちらが正しかろうが、正しかるまいが、一たび歴史の齒車が回り始めましたら、國境に面している國々は、巻き込まれたらひどいことです。一体、日本國民はどこに疎開したらよいのでしょうか。カナダがカリフォルニアに疎開する準備でもできておるのでしょうか。私は、それも伺つておきたいと思ひます。

○赤城國務大臣 非常に、前提において、私の考へ方と違つています。たとえば、沖縄がやられるかもしれない、これは安全保障があるかないかにかかわらず、やられるときはやられると思ひます。それから、さっきの例にありますが、レバノンとか、あるいは金門、馬祖とか、こういう問題も、第二次大戦前と違ひまして、第二次大戦後におきましては、國連という機構があつて、その拡大を防いでおると思ひます。これは世界的に見ましても、安全保障条約を結んでおるということ、が、世界のいろいろな紛争を拡大することを考へておる、こういうふうには私どもは考へておると思ひます。各國ともそういう氣持でおると思ひます。

日本がやられた場合にどこに疎開するか、こういうお尋ねであります。日本がやられないように、また、もしそういうことがありますならば、日米共同してそれを排撃する、これをまず考へなくちやならないと思ひます。ただ、日本は、やられれば疎開することばかり考へて——やはりやられれば日本を守るということ考へるのが、日本民族、日本國民の当然のことだと思ひます。それで守り足らないものがあるから、これはアメリカと協力する。

その最も根本的なものは、そういう問題を起ささないような態勢を整えておる。戦争の抑制力、あるいは小さい紛争を未然に防ぎ、あるいはそれを、でききましたならば小さいうちに消しとめる、こういうことが、私は、日本の國民、國土を守る正しい道だと思ひます。捨てておいて、やられたら疎開する方法を考へる、こういうことは無

責任だと思ひます。

○帆足委員 戦争中に疎開の専門家があつたところの赤城さんから、こういうことを聞くとは意外であつて、私は、こういう議論こそがまじめな安全保障についての議論だと思ふので、私は、全國民がこれを聞いてもらいたいと思ひます。そうして、今の赤城さんの答弁では、日本の防衛庁長官の戦略に對する認識、近代科学と立地条件に對する認識、その教養の水準というものが現われて、日本國民は、ほんとうに一人々々がまじめに考へるならば、これは大へんだと、こう思ふでしょう。

アメリカは、基地に選んだ場所からは疎開する準備をしておる。基地の周辺の人たちを、どこに疎開させるかということを考へずして基地を設定するだけのこととは、私は、無責任であるだけでなくて、犯罪的行為だと思ひます。もし基地というものが、日米共同して守るから安全なものであるとするならば、アメリカ上院議員の奥さんやお嬢さんたちを、基地に参観交代さしたらいいでしょ。もちろん、一番かわいらしい奥さんとお嬢さんに基地周辺に住んでいただければ、アメリカも慎重になるでしよう。私も、近代戦略のたくさんの歴史を見まして、基地というものはいかにたやすく見捨てられたか、いかにたやすく破壊されたかという歴史を、たくさん皆さんとともに知つておるわけですよ。近くは、満州國の國民だつてそうでしょう。アメリカが、皆さんのような五十男がかわいいわけでもない。日本がそれほどかわいひわけでもない。アメリカの安全のために、日本をどう利用しようかということである。しかし、アメリカのその

利用しようとする力を、私どもが、保守政の諸君が正当に評価して、その力も誠実に活用するということについては、それも一つの考へ方でしょう。しかし、それならばそれで、やはり日本の運命を考へながら、そこへ限界というものを置いて、一辺倒、べたばれするのではなくして、こういう点ではアメリカの世話になるけれども、こういう点においてはブレーキを置いておこうという慎重な考へがなくては、私は大和民族と言えないと思ふのです。きょう、古井さんは、そうならないと言つてゐる。与党の中でも最も頭腦明晰な、最もいい議論をしたのは古井さんだと思ふのです。そして、そういう点が十分でない、少なくとも、十分でないから考へてくれないかという意見があつたと思ふのです。ですから、野党たるわれわれが最も強くこれを強調するということは、当然のことでしょう。私は、時間がありませんから、これから順々に赤城さんと話し合つて、どういふ点があぶないかということを、客観的事実をこらえて話し合いたいと思ひます。そして、一民族の永遠の生命というものは、時の内閣の一つや二つがつぶれようと、つぶれまいと、そういうことはどうでもいいことです。ほんとうを言へば、自民党も社会党も、党派の争ひなんというものはどうでもいいことです。しかも、原爆とミサイル、人工衛星、まるで夢見るような時代にわれわれは生を受けて、そして、この人類の重大な過渡期に、東西会談がまさに始まろうとしている。軍備の全廃すらが、人類の日程に上ろうとしている。十五年前に、日本に朝鮮も台湾も満州もなくなくなつ

て、連隊旗はこたつとんになるなどと言った者がいたならば、おそらく監獄におち込まれていただしよう。それより以上の大きな変化が起こって、その変化は今でもまだ続いている。こういうときには、私は、党派の争いを越えて、それでは、日本の立地条件や、今日の原爆や、ミサイルや、人工衛星の進歩の状況を、まず超党派的に、詳しく公聴会でも開いて聞こう、聞いた上で、その上の主観的判断において多少の相違があってもやむを得ない。きょうの古井さんのようなお話ならば、私も、意見の相違はあるけれども、これは傾聴すべき問題である。保守といひ、革新といひ、人生に二つの行き方があることは当然です。保守でもりっぱにやってもいい、平和にやってもいい、国民の願ひではないでしょうか。その願ひから見ると、私は、今日の内閣の行き方は、最初は、藤山さんはそういうつもりでなかったと思うのです。藤山さんは、近衛さんのような人で、良識のある方です。しかし、いつの間にかずるずると深みに陥り、国際情勢が急に変わってしまったというところにギャップがあるので、そのギャップは、与党内で相談して埋めるべきギャップであるまいかと私は思います。特に、ジェット機から最近ミサイルに移った移り方というものは、すさまじいものでありまして、最近、南太平洋に投ぜられた弾道弾は、射程距離一万四千キロ、その早さは音速の二十倍といわれております。過去において機械科兵団が動き出したときは、一時間にわずか五キロ、原子船の艦艇の機動力ですら、一時間に五十キロそ

こそでしよう。ジェット機でたかだか五キロ、それが今では、一時間に一万八千キロの早さで走る。そしてソ連の——私はソ連をひききせず、別にアメリカをけなすわけでもありません。ただ事実として、ソ連のミサイルは千三百キロですか、それに対して、アメリカのミサイルはわずかに十三キロ、月とスポンといわれています。一体、アメリカのミサイルに原爆が載るのでしょうか。私は、ソ連が千三百キロの人工衛星を持つておるから、そして、それに原爆がしつらえられるからといって、力をもって世論をリードしようとするならば、われわれにとって不愉快なことです。しかし、同時に、アメリカが、またそれに対して、自分の立場をまじめに考えて、これは力と力では人類の破壊である、話し合いていかねばならぬ。もうそこ今来かかってる。共産主義者は、ワシントンなどうろろすれば、昔は死刑が無期懲役になった。そのフルシチョフ氏が、その共産主義者が、もう言いたいほうだいのことを、ワシントンやニューヨークに行つてテレビやラジオでしゃべる。逆に、アイゼンハワーが今度モスクワに行く。八年前に、私が初めて、皆さんの妨げを、岡崎さんでしたかのじゃまを排除しまして、合法的にモスクワに参りましたときに、私は、北斗七星を見ながら、一体、なぜの国というものが世の中にあるだろうか、あるの理性がすでに壊れている証拠ではないか、なぜというものは現在にあるはずはない。やはりこの目で、この目で感じ、敵を知り、われを知り、百戦危うからず、そう思つて八年前に参り

ましたけれども、今では、アイゼンハワー大統領その人ですが、モスクワを訪問する時代になっているじゃありませんか。(「無声映画時代だ」と呼ぶ者あり) 無声映画時代と言いますけれども、まさに、そういう時代だ、まさにそういう時代でしよう。映画を見ていふような時代です。活弁や浪花節語りよりもいいでしよう。こういう時代でありますから、私は、ミサイルの性能について、もう少しつまびらかにしなければならぬ。

そこで、赤城長官に伺いたいことは、最近の科学の進歩からいへば、三万フィート——今度のは六万フィートですね。六万フィートのあの黒いジェット機が落とされることは、これはあたりまえのことだと思つて、これはあたりまえのことだと思つて、御承知のように、人工衛星は月世界に向つて一億数千万キロの旅をしました。五十万キロ離れているときに、なお宇宙ロケットは地球上のモスクワに通信を送つていたといわれています。そうだとすれば、黒いジェット機のごとき落ちてしまふのは、これはあたりまえのことです。おそろしく、しつぱか羽根をやられて、斜めにこきしたときに落下傘で落ちたのでしう。誘導技術、それから、最近における電波トンネルの技術の進歩など、驚くべきものです。私は、皆さんと一緒に、こういう問題についてのまず専門家の公聴会を、明日の公聴会に引き続いてやつてもらいたいと思つて、いまして、長官にお尋ねしますけれども、現在、長官は、ソ連のミサイルとアメリカのミサイルの性能について、どういふ認識を持っておられるか、その一端だけでも伺つておきたい。

○赤城國務大臣 大へん御進言深いお話を承りましたが、ミサイルといひましても、ミサイルというのは、御承知のように飛び道具といふことでございす。表現は飛び道具でございすから、ミサイルといふものにつきます。は、ミサイルを撃ち出す台と、飛び道具として飛んでいくものと、二つあるわけでございます。飛行機も、これはミサイルを撃ち出す台でございまして、それからサイドワインダーみたいなものを撃ち出す、こういうことになっております。ミサイルにもたくさん種類がありまして、私どももなかなか見当がつかないような種類がたくさんあります。お尋ねのは、大陸間弾道弾のICBMであるいは中距離弾道弾のIRBM等についてのことだと思つて、これにつきましては、ずいぶん詳しく書物にも書いてあります。正確に私は覚えておりませんが、このミサイル・ギャップといひますが、ミサイルの競争で、初めは、アメリカの方が原水爆を運ぶミサイルといふものが進んでおりましたことも、帆足さん御承知の通りだと思つて、最近二、三年は、ソ連の方が進み方が非常に速度が早かつた。しかし、アメリカの方でも、六十三年ごろには大陸間弾道弾もできてくるというふうな状況であります。

話は余談でなく、本質になります。が、こういうふうな大陸間弾道弾とか、中距離弾道弾とか、あるいは原水爆といふようなものができてきまして、これが世界の、何といひますか、残念ながら、今戦争を抑制する力になつておる、私はそう見ておるので、初めは、相手方を攻撃し、相手方を占領するといふようなことから、こういう研究が発達してききましたけれども、しかし、東西両陣営とも、こういうものが相当発達し、進んできた今日におきまして、こういうものを使うといふことは、これは世界のためにも、人類のためにも慎むべきことである、こういうことをしてはいかぬ、こういうことで、すなわち、ICBMとかIRBMとか原水爆といふものが、世界の戦争抑制力として作用している。でありますから、今のお話のように、フルシチョフあるいはアイゼンハワー等につきましても、この原水爆をいかにして制限し、あるいはこれを禁止していくかといふことが、今組上につておる問題だと私は感じております。そういう点におきまして、安全保障あるいは世界の平和機構といふものも戦争抑制力として働いておるのが現状である、こういうふうな考えております。

○帆足委員 時間が参りましたが、私はお尋ねしたいことが多いのです。実は新日本の平和憲法ができましたときの事情は、あれはB29、空の要塞が全盛期でありました。ところが、新日本憲法がだんだんじやまになって、そしてジェット機の時代に移りまして、マッカーサー元帥がどうして見解を変えたか、こういうことなども長官によく承つておかなければならぬし、日本国民各層に私は知つていただかねばならぬことであると思つて、そしてミサイル時代ですから、もちろん、長官の今言われたように、平和は到来するでしよう。しかし、それまでの中間期間に、部分戦争、基地戦争または原子力限定戦争といふような危機が若干残つておるわけですから、その危機の中に巻き込まれたならば、人間の作つた正義が

どちらの側にあるとあるまいと、その歯車の中にはさまったものはひどい目にあうことを、私は南朝鮮でも北朝鮮でも見てきました。そういうことにならないように、党派を離れてこれは相談せねばならぬ問題だと思ふ。従いまして、安保条約の問題は、私は、藤山外相は悪気はなかった、これは確かに平等のものにしようというこゝとで御出発なされたけれども、客観的情勢があまりにきびしいために、この問題はやはり慎重な審議を必要とする問題になったので、きょうの新聞の世論なども、商業新聞といわれ、保守の、資本主義の新聞といわれる新聞が、やはりみんな心配して、ああいうふうに論議をしておる状況です。従いまして、これは一内閣の運命の問題ではありませんから、どうぞ十分時間をかけて審議していただきたい。私はこの委員として初めて三十分だけ御質問申し上げたのでありますから、せめて数時間くらい、あと質問の時間を与えていただきたいと思ひます。

これをもちましてきょうは質問を終わります。
○小澤委員長 明日は、午前十時より公聴会を開催いたします。
本日は、これにて散会いたします。
午後六時三十二分散会

日米安全保障条約等特別委員會議録
第三十二号中正誤

ペ少段 行 誤 正
一一 元「石橋政嗣君」と「岡田春夫君」の間に「井手以誠君」を加える。
三三 委員から委 委員から
三三 員から

昭和三十五年五月十三日印刷

昭和三十五年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局